「沖縄県子どもの貧困対策計画」重点施策等検証総括表

| | | | 祖·事業(Plan) | | 主な取組・事業の状況(| | | 課題の検証(Check) | | 課題を踏まえた今後の展開方向(Action) | | |
|-----|--|--------------------------|--|-----------------|---|---|--|--|------|--|----------|--------------------|
| No. | 番号 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | 内容 | 決算(見込) H29年度 | | F業結果 H30年度 | 成果 | 課題 | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 |
| 1 ラ | イフステージに応じたつながる仕組みの構築 | | | 1120 112 | 1100 120 12 | 1100 1 /2 | | | | | | |
| | <u> </u> | | | | | | | | | | | |
| 1 | 生後4ヶ月までの乳児のいる家庭へ保健師等による全戸訪問により、子育て支援に関する情報提供を行うほか、乳幼児及びその保護者等の心身の状態及び養育環境を把握し、養育についての相談、助言等を行う市町村、NPO等の取組を支援します。 | ①乳児家庭全戸訪問事 業 | 市町村が実施する乳児家庭 全戸訪問事業に対して、事業 補助(1/3)を行う。 | 16,617 | 21,391 事業実施41市町 村のうち、33市町村 へ補助を行った。 | 事業実施41市町 村のうち、31市町村 へ補助を行った。 | 乳児のいる家庭を訪問し、支援を実施した。 ・支援の内容、①育児に関する不安や | と共に、特に支援が必要と認められる家庭に対しては家庭訪問等による積極的な支援(アウトリーチ支援)が実施できる体制を、これまで以上に強化していく必 | 継続 | ・支援を要する子ども家庭を早期に発見 し、適切な支援につなげていくために、 市町村で家庭訪問支援に携わる人材の 確保及び資質の向上を図るため、各訪 問員の能力と必要性にあわせた複数の 研修を実施する。 | 子ども生活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 2 | 2 ・ 乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者の養育を 支援することが特に必要と認められる家庭を訪問し、養育 に関する相談、指導、助言等を行う市町村の取組を支援 します。 | | 市町村が実施する養育支援 訪問事業に対して、事業費補助(1/3)を行う。 | 11,490 | 13,518 事業実施25市町 村のうち、19市町村 へ補助を行った。 | | ・養育支援訪問事業の実施について、 未実施市町村を訪問し事業開始に向け ての支援を行った結果、実施市町村数 の増につながった。また、平成30年度 は、市町村等で養育支援訪問事業に関 わる職員を対象とした研修(2日間)を実 施した。 | 19年の法定化以来、県内の実施市町村 数は増加しているが、実施率は全国平 均76.7%(H29.4.1現在)に比べ県内は約 63.4%(H30.4.1現在)と取り組みが十分 | 継続 | ・養育支援訪問事業未実施の市町村に 対して、きめ細かな助言・指導を行うこと により、事業実施につなげる取組みを実 施する。 ・各訪問員の能力と必要性にあわせた 複数の研修を引き続き実施する。 | 子ども生活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 3 | 3 ・ 市町村が実施する乳幼児健康診査の結果や未受診 決定踏まえ、支援が必要な家庭を早期に把握 <u>し、保育所</u> 等関 <u>保機関と連携を図る</u> など、適切な対応が行える体制 を整備します。 | | 乳幼児健康診査の充実に向け、市町村担当者や母子保健 推進員への研修等を行う。 | 1,297 | 者及び母子保健推 進員研修会を実施 (参加者:約400 名)。 宮古、八重山地区 では専門健診(遺伝 | 町村母子保健担当 者及び母子保健推 | 重要性について、市町村が自覚して取り 組めるよう母子保健行政報告を行い、現 状や課題等について共通理解を図るこ | ・乳幼児健診の体制について、母子手 (機文付時の保健指導の際に、乳幼児健 診の重要性について両親への周知を建 続・強化する必要がある。また、未受診 者への対応について市町村は共有し、 市町村間の受診率是正を図る必要があ る。 | 継続 | ・引き続き、市町村母子保健担当者及び 母子保健推進員所修会を開催し、乳幼 児健康診査の充実に向けた働きかけに 取り組む。また、母子手帳交付時の保健 指導の際、別幼児健診の運要性について の情報提供や市町村国・当等会議 等において、各市町村から収集した未 受着への取り組み等について共通理 解を図る。 | 部 | 地域保健課 |
| 4 | 4 ・全ての市町村が、妊娠期から子育で期にわたる支援を ワンストップで行う母子健康包括支援センターを設置できるよう支援するとともに、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターや、医療機関、福祉機関等の支援者の人材育成について取り組みます。 | 対策推進基金事業(妊 振期からのつながる仕 | 市町村設置を促進するため、 | | 回、専門部会を2部 会計9回開催し、セ ンターでの具体的取 り組み事業につい て、市町村と医療機 関との連携や妊婦 の状況把握方法を 検討した。また、市 | 行政説域毎(北、中、南、京、八)を11 回開催した。 ・人材育成部会を3 回開催し、市町所係機 関の関係機関の関係機関の 別つた人材育成の 別の関係機関の 別つた人材育成の | 意義について理解が深まった。 ・センターを設置した市町村は、5市町村 | 算や、人材育成にかかる支援を行う必要がある。 ・センターで中核的役割を担う母子保健 コーディネーター等支援者の具体的な役割や連携のあり方等について関係機関 | 継続 | ・センター導入にあたり、市町国村に対け 利用者支援事業活用できる国庫情報 の提供やその活用方法に関する相談等 の支援を行う。 ・引き続き、全市町村を対象に「周産塀メンタルへルス研修」「母子保健コーディ ・カー養成研修」を行うほか、各保健 所において、センター導入を推進するための地域の課題に対応した研修や、連 機機関も交えた事例検討会や意見交換会、管内市町村への個別支援等を実施 する。 ・果民に対するセンター認知の変遷を 急めるため、な報志動を行う。 | 保健医療部 | 地域保健課 |
| 5 | 5 ・ 虐待の未然防止と早期発見に向けて、引き続き、市町村の要保護児童対策地域協議会の運営支援を行うととに、県民に対する児童虐待通告義務の広報啓発等を推進します。 | | | 3,556 | 5,595 事業実施9市町村に 対して補助を行っ た。 | 事業実施11市町村 に対して補助を行っ た。 | め、児童の健全育成を図るために、市町村の要保護児童対策調整機関の職員向け研修(5日間)を実施した。また、県 | 各協議会構成員の児童虐待に関する意 識の共有化や虐待対応のノウハウの蓄 積を図り、市町村の運営体制を強化す | 継続 | ・市町村専門職員向けの研修を実施し 連営体制の強化を図るとともに、児童相 談所による各市時村への技術的支援を 実施し、児童虐待事案に関する更なる 専門性の向上を図る。 ・児童虐待予集士する様々な要因をふ ・児童虐待が発生する様々な要因をふ まえ、多面的な視点による県民向けの 講演会を開催し、児童虐待の未然防止 に向けた広報・啓発に取り組む。 | 子ども生活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 6 | 6 ・児童及び妊産婦に対し、市町村の区域ごとに置かれた 民生委員・児童委員により、その生活及び取り巻く環境の 状況を適切に把握し、福祉サービスを適切に利用するた めに必要な情報の提供その他の援助及び指導を行いま す。 | ②民生委員活動活性化 | 地域住民からの相談に対応 し、地域住民の立場から福祉 行政との構造しの役割を担って いる民生委員・児童委員の活 動の推進及び支援を行う。 | | 談支援(15,661件)、 要保護児童の発見 の通告・仲介 (523 件)など、児童及び | 談支援(14,520件)、 要保護児童の発見 の通告・仲介 (809 | ・平成30年度においては、子どもに関する相談支援/4,520件、要保護児童の発見の適告・仲介809件の月重及び好産婦に対する援助等が行われた。・委員活動の推進については、委員に対する研修を15回開催したほか、広報活動等を行った。また、民生委員児童委員協議会を支援し、委員が活動しやすい環境を整備する取組を行った。 | 間関係の希薄化や、地域課題の多様 化・複雑化に伴う民生委員活動の困難 性や負担感の高まり等により、民生委 は、児童委員となり得る人材の確保が厳 | 継続 | ・民生委員・児童委員の担い手確保のために、県広報紙やテラン等を活用した りに、県広報紙やテラン等を活用した PR活動等を行う等、民生委員制度に関 する広報活動に努める。 ・民生委員・児童委員の組織的活動を支 える活動整定かる民生委員児童委員 協議会を支援することで、民生委員が活動しやすい環境を整備する。 | 活福祉部 | 福祉政策課 |

| | | | 主な取組 | I·事業(Plan) | | 主な取組・事業の状況(| Do) | 取組による成果及び | 課題の検証(Check) | 成果や課 | 題を踏まえた今後の展開方向(Action) | | |
|----|-------|--|--|---|---------|--|--|---|--|------|---|--------------|--------------|
| No | o. 番号 | 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | | |)額(千円) 取組・引 H30年度 H29年度 | 業結果 H30年度 | 成果 | 課題 | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 |
| 7 | 7 | ・保育所において、保育所保育指針に基づき、子どもへの尊厳をもって養護と教育が一体となった保育を営み、子どもの健康並びに免育発達状態について理解を深めるとともに、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保護者の養育力の向上に資するなど、適切に支援を行えるよう促進します。 | ①保育行政指導費 | 保育所において、保育所保有 指針に基づき、子どもの健康状 施並びに発育及び発達状態に ついて必要な把握を行うととも に、子どもと保護者の安定した。 関係に配慮し、保護者の養育 カの向上に資するなど、適切 に支援を行えるよう促進する。 | 1,837 | 2,394 児童福祉法等関 係法令に基づき、保 育所等に対する指 | れているかどうか確 | | - 継続的に事業に取り組むことが必要である。 | 継続 | - 引き続き、児童福祉法等関係法令及び 保育所保育指針等に基づき、保育所等 に対し指導監査を実施し適切に保育 が実施されているかどうかを確認し、必 要な指導・助言を行う。 | 子ども生 活福祉部 | 子育て支援課 |
| 8 | 8 | ・ 幼保連携型認定こども園において、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、園児の健康状態や発育及び発達の状態について必要な把握を行うとともに、園児の保護者に対する子育での支援について、園児の送迎時の対応、会合や行事など日常の教育及び保育に関連した様々な機会を活用した実施を促進します。 | ①保育行政指導費 <no.7①再掲></no.7①再掲> | 幼保連携型認定こども圏において、幼保連携型認定こども圏において、幼保連携型認定こども圏別教育・保育連領に基づき、圏児の健康状態や発育及必発達のが競についての思の保護者に対する子育での支援について、圏児の送迎時の対応、会合や行事など日常の教育機会を活用した実施を促進する。 | 1,837 | 関する教育、保育等 の総合的なも提供の 推進に関す合に基型を 等関係法律づき、数保証機等に とも関係を主要を とも関係を とも関係を を を が 実施されているか ラが確認し、必要な | 関する教育、保育等の総合に対している。 教育、保持の教育、保持の教育、保持、保持、保持、保持、保持、保持、企業を持力、会議、会議、会議、会議、会議、会議、会議、会議、会議、会議、会議、会議、会議、 | の総合的な提供の推進に関する法律等 関係法令に基づき、幼保連携型認定こ ども園等に対する指導監査を実施し、適 切に保育等が実施されているかどうか | - 継続的に事業に取り組むことが必要である。 | 継続 | ・引き続き、敦学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等関係法令及び幼保連携型設定とも國教育・保育要領等に基づき、幼保連携型設定ことも國等等に対する指導監査を実施し、適切に保育等が実施されているかどうか確認し、必要な指導・助言を行った。 | 子ども生活福祉部 | 子育で支援課 |
| | | 幼稚園において、幼稚園教育要領に基づき、家庭との 連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地 域社会と連続性を保ちつつ展開されるよう促進します。 | 議実施 | 携を十分に図るなど、幼稚園に おける生活が家庭や地域社会 と連続性を保ちつつ展開される よう促進していく。 | _ | は、学校評議委員を | 学校評議委員を園 長が任命し地域や 保護者と学校運営 についての協議を行 | ・多様な視点からの意見交換がなされ、 学校運営上の参考になり、連携もでき た。 | ・幼稚園における生活が家庭や地域社会との連続性を保ちつつ展開されるような連携体制が必要である。 | 継続 | ・今後とも、幼稚園において、幼稚園教育要領に基づき、家庭との連携を十分に図るなど、幼稚園における生活が家庭や地域社会と連続性を保ちつつ展開されるよう促進していく。 | 教育庁 | 義務教育課 |
| 10 | 0 10 | ・ 未就学児の保護者を対象とした調査を実施し、生活実態を把握することで、より効果的な支援につなげます。 | ①子ども貧困実態調査 事業 | 沖縄県の子どもや保護者を 対象とした調査を無し、生活 実態を把護することで、より効 果的な支援につなげる。 | 13,200 | 及び5歳児)の保護 | 年生の保護者と小 学5年生と中学2年 生の児童生徒及び | 対策計画に調査結果を反映させ、新た になった課題や重要性を増した課題に 対応する施策を計画に愛り込んだ。 - 平成29年度に実施した未就学児調査 の結果については、平成30年7月の公 表が、市町村や各種団体の研修会等に おいて情報共有を図り、同年10月からを おいて情報共有を図り、同年10月からを | ・効果的な支援につなげられるよう、なる ペタくの声を聞く必要があるけれ、回 収率の向上を図るための助り組みを行 っ も職者及び庁内関係課で構成する沖 組集子ども調査検討会を設置し、調査 内容の調整段階から取りまとめにかけ 信義を共有することで、調査で把握し た課題に対応した効果的な施策の実施 につなげていく必要がある。 | 継続 | ・ライフステージに応じた切れ目のない 支援を行うため、乳幼児期・小中学生 期、高校生料の調査を34年サイクルで党 期観測調査を行う。 ・令和元年度においては、平成28年度に 引き続き2回目となる高校生を対象とし た調査を行う。 | | 子ども未来政策課 |
| (2 |)小 | 中学生期 | <u> </u> | | | | | | | | | | |
| 1 | 1 1 | ・ 子どもの貧困に関する各地域の現状を把握し、関係機関との情報共有や子どもを支援につなげるための調整等を行う「犬供の貧困対策支援員」の市町村への配置を促進します。 | ①沖縄子供の貧困緊急 対策事業(市町村事業) | 市町村が行う子供の貧困対 策支援員配置事業と子供の居 場所遭支援進事業について、 円滑な実施のための支援・調 整を行う。 | 878,636 | を実施するよう調整 を行った。 ①子供の貧困対策 支援員の配置 ②子供の居場所の 設置 ※H29市町村への国 | を実施するよう調整 を行った。 ①子供の貧困対策 支援員の配置 ②子供の居場所の 設置 | - H30年度末時点で、子供の貧困対策支 提員が20市町村に117人が配置され、子 供の居場所が20市町村に139箇所設置 された。 + H30年度においては、のべ5,783人に子 供の貧困対策支援員が支援したほか、 のべ298,780人が子供の居場所を利用 し、子どもの対人関係や学習意欲等の 改善につながった。 | 困難であるため、支援員や居場所が未 | 継続 | - 事業成果や取組の好事例の共有等を 行い、更なる配置促進を図る。 | 子ども生 活福祉部 | 子ども未来政策課 |
| 1: | 2 2 | 小規模離島町村に子供の貧困対策支援員を派遣し、 役場や学校と連携して、支援が必要な子どもを把握し適切な支援機関につなげる体制づくりを支援します。 | ①沖縄子供の貧困緊急 対策事業(離島等子供 の貧困対策推進事業) | 離島における子供の貧困対策 を推進するため、支援員を定期 的に巡回派遣し、地元の関係 機関等と連携・協力の上、実態 把握・相談及び子供の支援の 拡充に係る活動を行う。 | _ | | _ | _ | _ | 新規 | 離島における子供の貧困対策を推進するため、支援員を定期的に巡回派遣し、 地元の関係機関等と連携・協力の上、 実態把機・相談及び子供の支援の拡充 に係る活動を行う。 | 子ども生 活福祉部 | 子ども未 来政策課 |
| 1: | 3 3 | ・ 子どもの居場所の運営者同土や関係機関等との連携 強化、子ども支援に協力する企業とのネットワーケづくりを 推進し、居場所の効果的・効率的な実施につなげます。 | 対策事業(子供の早提 | 子供の居場所ネットワークを構築し、子供の居場所等に対する中間支援を行うことで、居場所の運営者や支援者がゆるやかにつながり居場所の活動体制を強化し支えていく仕組みをつくる。 | _ | | _ | _ | _ | 新規 | 子供の居場所ネットワークを構築し、子 供の居場所等に対する中間支援を行う ことで、居場所の運営者や支援者がゆ るやかにつながり居場所の活動体制を 強化し支えていく仕組みをつくる。 | 子ども生 活福祉部 | 子ども未来政策課 |
| 1- | 4 4 | ・学校を窓口として、支援が必要な家庭の児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置人数や区域を順次拡大しながら支援を強化します。 | ①スクールソーシャル ワーカー配置事業 | スクールソーシャルワーカー を各教育事務所へ配置し、問題行動にかかわる児童生徒を 取り巻く家庭環境等の改善を 図るため福祉機関等の関係機 関とのネットワークを活用して 援助を行う。 | 38,913 | ルワーカー(20人)を 県内6教育事務所 へ配置し、問題を抱 | ルワーカー(20人)を | ・家庭の問題により、不適本、問題行動等を引き起こす児童生徒の家庭への訪問活動やケース会議の開催。また福祉機関等へのつなぐ支援を行うた。その結果、家庭環境の好転により、課題解決につながった。 ・スクールソーシャルワーカーが支援できた児童生徒は、小学校→1,880人、中学校→986人、高等学校→3人、合計2069人となった。 | 庭(児童生徒)が存在することが予想されるが、現在一部の学校にしかスクール ソーシャルワーカーは配置されておら | 継続 | ・スクールソーシャルワーカーの配置拡充については、国の動向を踏まえ検討する。 ・学校を窓口として、支援が必要な家庭 の児童生徒を早期の段階で生活支援や福祉等の関係機関につなげていくことが できるよう、スクールソーシャルワーカー の増員により支援する学校数を順次拡大し支援を強化する。 | 教育庁 | 義務教育課 |

| | | | 主な取組 | I·事業(Plan) | | 主な取組・事業の状況([| Do) | 取組による成果及び | 課題の検証(Check) | 成果や課 | 顕を踏まえた今後の展開方向(Action) | | |
|----|------|---|---|---|-----------------|---|--|---|---|------|--|--------------|----------------------|
| No | . 番号 | 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | 内容 | 決算(見込 |)額(千円) 取組·導 | 業結果 | 成果 | 課題 | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 |
| 15 | 5 | スクールソーシャルワーカー等の役割について、福祉 関連機関における理解を深めるとともに、学校と福祉関連 機関との連携を促進します。 | | スクールソーシャルワーカーを各教育事務所へ配置し、問題行動にかかる児童生徒を取り巻く家庭環境等の改善を取り巻く家庭環境等の改善を図るため福祉機関等の関係機関とのネットワークを活用して援助を行う。 | H29年度 38,913 | 39,833 県や各教育事務 所における研修等 において、関係機関 との連携や校内で のSG、小中アシスト 支援員、市町村配 置の支援員との情 | 支援員、市町村配 置の支援員との情 報共有や連携の強 | スクールソーシャルワーカーの業務の中心となる関係機関との連携を図ることができた。 ・児童家庭福祉の関係機関 2,308件 ・地域の人材や団体等 831件 ・教育支援センター適応指導教室等学校外の教育機関 819件 | ・近年、児童生徒を取り巻く環境は、ますます複雑化し、それに伴い様々な問題を抱える児童が増えており、スクールソーシャルワーカーが対応できるよう知識・技能を身につけ、関係諸機関との連携をさらに密にする必要がある。 ・学校職員のスキルアシブを図るため、各種研修会等でスクールソーシャルワーカーを活用した研修会の充実を図る。 ・学校・家庭に対する、スクールソーシャルワーカー職の啓発と周知。 | 継続 | ・学校を窓口として、支援が必要な家庭 の児童生徒を早期の段階で生活支援や 福祉等の関係機関へつなげていくことが できるよう。スクールソーシャルワーカー の更なる資質向上と研修内容の充実を 図る。 | 教育庁 | 義務教育課 |
| 16 | | - 児童生徒の感情や情縁面の支援を行っていくため、スクールカウンセラーの配置推進を図ります。 | 配置事業 | めその他の問題行動等の未然 防止、早期発見及び早期対応・ 支援を図るため、児童生徒の 心理に関して高度な専門的知 識及び経験を有するスクールカ ウンセラーを学校に派遣する。 | 121,653 | (相談件数23816 件)、保護者・教職 員3369人(相談件 数27,729件)の相談 にスクールカウンセ ラー等が対応した。 | (相談件数29.178 仲)、保護本教職 員等10.164人 (相談 件数38.6764) の相 該にスタールカウン セラ・ ・また、教職 ・ケースラー ・カースラー ・ストレ授等等への 議話、ストレ授等等への 議話、名・観歌的視点を ・大・の第二、表 ・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大・大 | 談件数とも増加傾向にあり、児童生徒の 相談人数は小中全児童生徒数の7.5%に あたることから、一定程度限り感のある 児童生徒へつなぐことができているもの と考えられる。 中学校において、全中学校への配置 をすでに達成していたが、小学校においては平成30年で10年成りではかった。 | ・学校における教育相談の充実を図るため、高度な専門性を有するスクールカウンセラーの確保に努める。 ・課題を抱える児童生徒への対応が増加したことから、スクールカウンセラーの増身を相談時間等の増加に努める。 ・学校職員のスキルアップを図るため、各種研修会等でスクールカウンセラーを活用した研修会の充実を図る。 | 継続 | ては、公認心理師協会に働きかけ、公 謎心理師等の有資格者を確保する。 ・相談人員及び相談時間の拡充に努め る。 ・連絡協議会や学校訪問等において、ス クールカウンセラーの学校での位置づけ や働きなどを確認し、カウンセリングの 他にも学校でスクールカウンセラーの専 門性を生かした研修会の実施を促す。 | 教育庁 | 義務教育課 |
| 17 | 7 | ・ 小・中アシスト相談員等を活用して、いじめ、不登校、 問題行動等に課題を抱える学校への集中支援及び巡回 支援を行います。 | ①小・中学生いきいき支援事業 | 小中アシスト相談員を教育事 務所に配置し、不登校や問題 行動等の課題を抱える学校に 派遣する。 | 79,116 | 校41校に計49名の 小中アシスト相談員 | 校41校に計48名の 小中アシスト相談員 | - 平成30年度の児童生徒への支援数は 2,248名、延べ相談・支援回数は32,413 回、うち好転による支援終了が1,630名と なっている。 | ・学校のニーズに応じ上支援活動を行う ため、小中アシスー報議員の資質及び能 力の向上を図る必要がある。 ・保護者と学校及び関係機関とのつなぎ を確保し、家庭環境の公書に向けた支 提体制を検討する必要がある。 | 継続 | ・定期的に小中アシスト相談員の報告会 や事例検討会を行うほか、各種研修を 充実させることにより、各相談員の資質 及び能力のさらなる向上を図る。 小中アシスト相談員とスタールソーシャ ルワーカー等との連携強化により、家庭 環境の改善に向けた保護者支援を行 う。 | 教育庁 | 義務教育課 |
| | | ・ 臨床心理士、社会福祉士、作業療法士など、様々な技能を有する専門家を活用し、子どもと保護者への支援を強化します。 | するインクルーシブ教育 推進人材の育成 | 早会議の取り組みを文接する。 | _ | に3回参加した。 | 沖縄産学官協働 人材育成円卓会議 ワーキンググループ に3回参加した。 | 受講した。 | 座として開講されるよう同ワーキンググループとの連携を密にする必要がある。 | 継続 | や研修等と連携し、支援人材の養成を 図る。 | 活福祉部 | 子ども未 来政策課 |
| 19 | 9 | ・ 虐待の未然防止と早期発見に向けて、引き続き、市町 村の要保護児童対策地域協議会の運営支援を行うととも に、県民に対する児童虐待通告義務の広報啓発等を推 進します。 <no.5再掲></no.5再掲> | | 市町村が実施する子どもを守 る地域ネットーク機能強化 業に対して、事業費補助(1/3) を行う。 | 3,556 | 5.595 事業実施9市町村に 対して補助を行っ た。 | 事業実施11市町村 に対して補助を行った。 | め、児童の健全育成を図るために、市町 村の要保健児童対策調整機関の職員 向け研修(5日間)を実施した。また、県 民に対する児童進停温告義務等の広報 答発のため、県内各圏域で一般県民向 けの講演会を開催した。 | 各協議会構成員の児童虐待に関する意 識の共有化や虐待対応のノウハウの蓄 | 継続 | ・市町村専門職員向けの研修を実施し 運営体制の強化を図るともに、児童相 設所による各市町村への技術的支援を 実施し、児童虐待事案に関する更なる 専門性の向上を図る。 ・児童虐待が発生する様々な要因をふ まえ、多面的な視点による県民向けの 講演会を開催し、児童虐待の未然防止 に向けた広報・啓発に取り組む。 | 子ども生 活福祉部 | 青子庭 学・家 を は |
| 20 | 10 | ・ 児童及び妊産婦に対し、市町村の区域ごとに置かれた 民生委員・児童委員により、その生活及び取り巻く環境の 状況を適切に把握し、福祉サービスを適切に利用する めに必要な情報の提供、その他の援助及び指導を行いま す。 <no.6再掲></no.6再掲> | <no.6①再揭> ②民生委員活動活性化</no.6①再揭> | 地域住民からの相談に対応 し、地域住民の立場から福祉 行政との構造しの役割を担って いる民生委員・児童委員の活 動の推進及び支援を行う。 | 105,758 | 談支援(15,661件)、 要保護児童の発見 の通告・仲介 (523 件)など、児童及び | 談支援(14,520件)、 要保護児童の発見 | の発見の通告・仲介809件の児童及び 妊産婦に対する援助等が行われた。 ・委員活動の推進については、委員に対 | ・都市化や核家族化の進行等による人間関係の希薄化や、地域課題の多様 化・複雑化に伴う民生委員活動の困難 性や負担懸の高まり等により、民生委 員・児童委員となり得る人材の確保が厳 しく、課題となっている。 | 継続 | ・民生委員・児童委員の担い手確保のために、県広報紙やチラシ等を活用した PR活動等を行う等、民生委員制度に関 する広報活動に努める。 ・民生委員・児童委員の組織的活動を支 える活動を整化する民生委員児童委員 協議会支援することで、民生委員が活 動しやすい環境を整備する。 | 子ども生 活福祉部 | 福祉政策課 |
| | | 児童生徒やその保護者を対象とした調査を実施し、生活実態を把握することで、より効果的な支援につなげます。 < No.10再掲 > | ①子ども貧困実態調査 事業 <no.10①再掲></no.10①再掲> | 沖縄県の子どもや保護者を 対象とした調査を実施し、生活 実態を把握することで、より効 果的な支援につなげる。 | 13,200 | 及び5歳児)の保護 | 年生の保護者と小 学5年生と中学2年 生の児童生徒及び | 対策計画に調査結果を反映させ、新たになった課題や重要性を増した課題に 対応する施管を計画に感り込んだ。 ・平成29年度に実施した未就学児調査 の結果については、平成30年7月の公 表後、市町村や各種団体の研修会等に おいて情報共有を図り、同年10月からを | ・効果的な支援につなげられるよう、なる べく多くの声を耐ぐ必要があるほか、回 収率の向上を図るための取り組みを行 う必要がある。 ・ 有識者及び庁内関係課で構成する沖 網果子とも調査検討会を設置し、調査 内容の調整段階から取りまとめにかけ で情報を共有することで、調査で把握し た課題に対応した効果的な施策の実施 につなげていく必要がある。 | 継続 | ・ライフステージに応じた切れ目のない 支援を行うため、乳幼児期・小中学生 期・高校生期の調査を3年サイクルで定 期報刑調査を行う。 令和二年度においては、平成28年度に 引き続き2回目となる高校生を対象とし た調査を行う。 | 子ども生 活福祉部 | 子ども未来政策課 |
| (3 | 高校: | 生期 | | | | | | | | | | | |

| | | 主な取績 | ■·事業(Plan) | | 主な取組・事業の状況(| Oo) | 取組による成果及び | 課題の検証(Check) | 成果や課 | 題を踏まえた今後の展開方向(Action) | | |
|---------------------------------|---|---|--|--|--|--|--|--|------|--|--|--|
| 号 | 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | | 決算(見込 |)額(千円) 取組·再 | 事業結果 | 成果 | 課題 | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 |
| 学校に就 祉関係部 | 学支援員等を配置し、訪問支援、県の教育・福 門、民間支援団体の協働による支援体制を構 | ①教育相談·就学支援 員配置事業 | 不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒等が多く、 受援を必要とする県立高等学校へ就学支援員を派遣し、校内外における支援体制の構築 も、アウトリーチ支援、教育・福祉の公的支援と関支援団体 による協働体制の構築を図る。 | 22,341 | 25,882・県立高等学校13校 15課程に配置するこ とができ、生徒824 | ・県立高等学校17校 19課程に配置するこ とができ、生徒1,171 | リング等を実施したほか、中途退学者の | 床心理士・社会福祉士等)の有資格者 | 継続 | ・各学校において、教育相談・就学支援 員配置事業の必要性が高まっており、 継続的に事業の拡大を図り取組を充実 させ、生徒の支援体制の強化を図って い、。 | 教育庁 | 県立学校 教育課 |
| | | | 生徒の不登校及びいじめそ の他の問題行動の未然防止、 早期発見及び早期解決を図る ため、生徒の臨床心理に関し て高度な専門的知識及び経験 を有するスクールカウンセラー 素を学校へ配置し、生徒の問題 相行動等の解決に資する。 | 25,619 | ラー等を県立高校等 46校52課程に配置 したことにより、生徒 の不登校及びいじめ その他の問題行動 の未然防止、早期 | ラー等を県立高校等 52校58課程に配置 したことにより、生徒 の不登校及びいじめ その他の問題行動 の未然防止、早期 | で、生徒の不登校及びいじめその他の 問題行動の未然防止、早期発見及び早 期解決を図り、生徒の問題行動等の解 | ・欠席状況が長期化すると登校が困難になるため、初期の段階で、生徒の状況に応じた適切な働きかけを行う必要がある。・いじめ、不登校、問題行動等の発生の未然防止、早期解決に向けた取り組みを行う必要がある。・高度な専門的な知識・経験を有する人材が必要であるが、確保に苦労している。 | 継続 | - 県立学校教育課の嘱託職員のスクールカウンセラーを配置し、カウンセラー未配置が、の支援を行うなど、引き続き学校の教育相談体制の強化を図っていく。 | ŧ | 県立学校教育課 |
| 3 <u>・ 生徒や</u> 態を把握 No.10再掲 | その保護者を対象とした調査を実施し、生活実することで、より効果的な支援につなげます。 < > | ①子ども貧困実態調査 事業 <no.10①再掲></no.10①再掲> | 沖縄県の子どもや保護者を 対象とした調査を実施し、生活 実態を把機することで、より効 果的な支援につなげる。 | 13,200 | 及び5歳児)の保護 者を対象に調査を 実施し、4,675人から | 年生の保護者と小 学5年生と中学2年 生の児童生徒及び その保護者を対象 に調査を実施し、 6,745人から回答が | おいて情報共有を図り、同年10月から医 | て情報を共有することで、調査で把握し | 継続 | ・ライフステージに応じた切れ目のない 支援を行うため、乳幼児期・小中学生 期・高校生期の調査を3年サイクルで定 ・令和元年度においては、平成28年度に 引き続き2回目となる高校生を対象とし た調査を行う。 | 活福祉部 | 子ども未来政策課 |
| 援を必要とす | る若者 | | | | | | | | | | | |
| 「中卒無順 について、 校とハロー と情報を | 歳少年」といいます。)及び高等学校中途退学者、在学中の児童生徒の保護者の了解を得て学 ーワークや子ども若者みらい相談プラザsorae等 は有するなど、就学、就学など必要な支援につ | ①ハローワーク等との情報共有 | 中卒無職少年及び高等学校 中途退学者について、在学中 の児童生徒の保護者の了解を 得て学校とハローワークや子ど も若者みらい相談ブラザsorae 等と情報を共有するなど、就 学、就労など必要な支援につ なげます。 | _ | 学校の進路指導 部や生徒指導部等 に対し外部機関の 活用を推進し、サ ポートステーション 等との連携を図っ た。 | 学校の進路指導 部や生徒指導部等 に対外部機関の 活用を推進し、サポートステーション 等との連携を図った。 | ション等との情報交換や生徒支援にお | 供することは、個人情報の問題を抱えて | 継続 | - 各学校へ外部機関との連携協力を周知するとともに、引き続き関係機関との情報共有等の連携を図る。 | 教育庁 | 県立学校 教育課 |
| | | ②学校等への地域若者 サポートステーションの 活動内容周知 | 県教育庁義務教育課から市 町村教育委員会及び中学校等 への文書による周知と県内地域著者サポートステーション (3か所)の活動内容の周知を 行う。 | 95 | | 指導等地区講座で サポートステーショ | ・キャリア教育・進路指導等地区講座で サポートステーション等について紹介 (地区6開催)することで、社会的・職業 的自立に向けた支援の取組が図られ た。 | ・中学卒業後にニートとなった若者と地域支援機関等(地域若者サポートステーション等)との関わりや「繋ぎ」から見える課題として(①一般社会との繋がりを拒み不登校から引きさもりしなった本人と、家族への対応(②中学校卒業後、進学せず無就労で不良行為を繰り返す少年への対応(3外部との接触を断っている精神疾患を抱えた保護者とその子への支援 | 継続 | ・中学卒業後にニートとなった著者と地域支援機関との関わりとして、最も重要なことは「自立」を促すことである。自立を促すために必要なこととして特にさんな職業についても「必要な力」(あいさつ、時間、片付け)のような基礎的なものから目標を設定して、自己決定したり計画を立てるなど、汎用的な能力を義務教育の段階で培う必要がある。キャリア教育として今後、「自立」に向けた方向性や取組を検討する必要がある。 | 教育庁 | 義務教育課 |
| 材の確保と資 | 質の向上 | 1 | <u> </u> | I | 1 | l . | <u> </u> | | | <u> </u> | | |
| 1 | ・子供の貧困対策支援員や子どもの居場所 に対する助言等を行う支援コーディネーターを 配置します。 | 対策事業(支援員及び | 対策支援員や居場所運営者に | 27,579 | て事業を実施し、支 援コーディネーター が支援員や居場所 への訪問し、助言や | て事業を実施し、支援コーディネーター が支援員や居場所 への訪問し、助言や | スの個別相談や助言を行う事で、子供 たちを適切な支援へと繋げることができ た。 | - 4圏域に分かれて事業を実施していたため、地域によって支援コーディネーターの活動内容にばらつきがあり、支援に差が生じている。 | 継続 | ・平成31年度からは全圏域一本化し、県 内全域で情報や支援のノウハウを共有 できるようにする。そうすることで、支援 の差を解消し、地域の実情に応じたより 充実した支援を行うことができるように 努める。 | 子ども生 活福祉部 | 子ども未来政策課 |
| 2 <u>人材の</u> 確保 | ・ スクールソーシャルワーカーについて、継続 的な歌労と効果的な活用を図る観点から、待 遇改善や業務への支援体制の整備に努めま す。 | ①スクールソーシャル ワーカー配置事業 <no.14①再掲></no.14①再掲> | スクールソーシャルワーカー を各教育事務所へ配置し、問 題行動にかかわる児童生徒を 取り巻く家庭環境等の改善を 図るため福祉機関等の関係機 関とのネットワークを活用して 援助を行う。 | 38,913 | 国の動向を踏まえた 検討、スクールソー シャルワーカーの更 なる資質向上に向 | 国の動向を踏まえた 検討、スクールソー シャルワーカーの更 なる資質向上に向 | 連絡協議会を実施し、スクールソーシャ | - 学校における教育相談の充実を図るため、高度な専門性を有するスクールソーシャルワーカーの増員を図り、その資質向上に努める。 - 学校におけるスクールソーシャルワーカー職の周知と正しい活用。 | 継続 | - 国の動向を注視、また研修内容の充実によるスクールソーシャルワーカーの更なる資質向上。 | 教育庁 | 義務教育課 |
| 3 | 握し、適切な支援につなげる観点から、乳児全 | 強化事業実施に向けた | | 1,739 | 間)及び応用的研修 (2日間)の2コース を各1回実施。約150 | 間)、応用的研修(2 日間)及び特別研修 を各1回実施。約220 | じ、基礎的研修(2日間)及び応用的研修 (2日間)の2コースを各1回実施するとと もに、県外から講師を招き特別研修を実 施した。講義や演習により受講者の資質 | 早期に把握し、必要な支援に繋げていく とともに、特に支援が必要と認められる 家庭に対しては家庭訪問等による積極 的な支援(アウトリーチ支援)が実施でき | 継続 | ・支援を要する子ども家庭を早期に把握 し、適切な支援につなげていくために、 市町村で家庭訪問支援に機力る人材の 確保及び資質の向上を図るため、各訪 問員の能力と必要性にあわせた複数の 研修を引き続き実施する。 | 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 1 | 1 - 学校 1 - 学校 2 - ク > 3 悪な形 8 - 中の 8 - 中の 1 - 中の 1 - 中の 2 - 中の 2 - 中の 4 - 中の 4 - 中の 5 - 中の 5 - 中の 6 - 中の 6 - 中の 7 - 中の 8 - 中の 9 - 中の 1 - 中の 1 - 中の 2 - 中の 2 - 中の 4 - 中の 5 - 中の 6 - 中の 7 - 中の 8 - 中の 9 - 中の 9 | 1 ・ 不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い高等学校に就学支援員等を配置し、訪問支援、県の教育・福祉関係部門、民間支援団体の協働による支援体制を構築します。 2 ・児童生徒の感情や情緒面の支援を行っていくため、スクールカウンセラーの配置推進を図ります。 <no.16再掲> 3 ・生徒やその保護者を対象とした調査を実施し、生活実践を把握することで、より効果的な支援につなげます。<no.10再掲> 1 ・中学校卒業後に進学も就職もしていない少年(以下「中卒無職少年」といいます。)及び高等学校中途退学者について、在学中の児童生も若者みられ相談ブラザらで300事では、就学、就労など必要な支援につなげます。 材の確保と資質の向上 1 ・子供の貧困対策支援員や子どもの居場所に対する助言等を行う支援コーディネーターを配置します。 2 人材の確保と適質の向上 ・スクールソーシャルワーカーについて、継続のなが、ままり、この支援を持ているというなが、では、特別のなが、対しているが、対しないるが、対しているが、対しているが、対しているが、対しないるが、はないるが、対しないるが、はないるが、対しないるが、対しないるが、対しないるが、はないるが、はないるが、はないるが、はないるが、はないるが、はないるが、はないるが、はないるが、はないるが、はないるが、はないるが、はないるが、はないるが、はないるが、はないるが、はないるが、はないるが、はないるが、はないるないるが、はないるないるが、はないるないるが、はないるないるないるが、はないるないるが、はないるないるないるが、ないないるないるないるが、はないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるないるな</no.10再掲></no.16再掲> | ・ 不会校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い高等 | 1 ・ 不登校類や中逢選手が懸念される生徒が多い高等 ()教育相談・就学文選 字供記学支援員等を配置し、訪問支援、県の教育・福 世間係部門・民間支援団体の協働による支援体制を構 累します。 | 1 ・ 不登校傾向や中途選字が懸念される生徒が多い高等 教育相談・数字支援 学校に数字支援育等を記置し、訪問支援、県の教育・福 社関係部門、民間支援団体の協働による支援体制を構築します。 最配置事業 大学を必要とする高温等等 大学に数字支援育等を記憶したる支援体制を構築します。 最配置事業 大学を必要とする高温等等 大学に対して支援体制の構築 日本の公的支援との表社で表現を持つの構築 大学に対して大きな異ない。 大学に対して大きな関係を対象とした。 大学に対して大きな関係を対象とした。 大学に対して大きな関係を対象とした。 大学に対して大きな関係を対象とした。 大学に対して大きな関係を対象とした。 大学に対して大きな関係を対象とした。 大学に対して大きな関係を対象とした。 大学に対して大きな関係を対象とした。 大学に対して大きな関係を対象とした。 大学に対して大きな異ない。 大学に対し、 大学に対して大きな異ない。 大学に対して大きな異ない。 大学に対し、 大 | ・ | 一 | 不会技術的や中級主席が起きられる生態がある。 | 中央 | 「 | 1987年 日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、日本では、 | 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日 |

| | | | | 主た取組 | 且·事業(Plan) | | ÷ | な取組・事業の状況(Do) | 取組による成里及が | 課題の検証(Check) | 成里や理 | 題を踏まえた今後の展開方向(Action) | | |
|---|--------|--------------------|---|----------------|---|-----------|-----------|---|---|---|------|--|--------------|-----------|
| | lo. 番· | - | 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | | 決算(見込 | | 取組・事業結果 | 成果 | 課題 | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 |
| | 29 4 | | ・子どもの貧困に関する各地域の現状を把握 し、関係機関との情報共有や子どもを支援につ なげるための調整等を行う「子供の貧困対策 支援員」に対する必要な研修を行います。 | 対策事業(支援員及び | 困対策支援員等に対する研修 | 2,295 | | 市町村が配置した 子どもの貧困対策 支援員の資質向上 を図るため、研修を 4回実施した。 市町村が配置した 子どもの貧困対策 支援員の資質向上 を図るため、研修を 修1回、初任者向け | 援員の資質向上を図るため、研修を以 下の通り実施した。 | -子供の貧困対策支援員の業務が様々なケースと関連するため、資質向上に向けた体系的な研修プログラムの検討が必要である。 | 継続 | 子供の貧困対策支援員の活動を体系的 にまとめた、「子供の貧困対策支援員の 体制づくりと活動の手引きを作成した。 今後はこの手引きを活用することで、子 供の貧困対策支援員の資質の向上に 努める。 | 子ども生 活福祉部 | 子ども未来政策課 |
| | 30 5 | → <u>資質の</u> 向上 | ・ スクールソーンヤルソーカーの貧質向上の | | スクールソーシャルワーカー を各教育事務所へ配置し、問 銀行動にかかわる児童生徒を 取り巻く家庭環境等の改善を 図るため福祉機関等の関係機 関とのネットワークを活用して 援助を行う。 | 38,913 | 39,833 | 県や各教育事務 所における研修等 において、関係機関 との連携や校内で のSC、小中アシスト 支援員、市町村配 置の支援員との情 報共有や連携の強 化のための研修、協 議を行った。 | スクールソーシャルワーカーの業務の中 心となる関係機関との連携を図ることが できた。 ・児童家庭福祉の関係機関 2,308件 ・地域の人材や団体等 891件 ・教育支援センター・適応指導教室等学 校外の教育機関 819件 | ・近年、児童生徒を取り巻く環境は、ますまな雑化し、それに伴い様々な問題を 抱える児童が増えており、スクールンーンャルワーカーが対応できるよう知識 技能を身につけ、関係諸機関との連携 をさらに密にする必要がある。 ・スーパーバイザーの配置。 | 継続 | ・研修内容の充実によるスクールソーシャルワーカーの更なる資質向上・スーパーバイザーの配置に向け取り組む。 | 教育庁 | 義務教育課 |
| | 31 6 | | 困難を抱える子どもやその保護者を支援する専門人材が不足しているため、大学や関係機関などが実施する講座や研修等と連携し、子どもの貧困対策に関わる人材の養成を図ります。 | | 沖縄産学官協働人材育成円 卓会議の取り組みを支援する。 | _ | _ | ・沖縄産学官協働 人材育成円卓会議 ワーキンググループ に3回参加した。 | ・同ワーキンググループによる人材育成 プログラム(試行)が実施され、178名が 受講した。 | ・人材育成プログラムが正規の公開講座として開講されるよう同ワーキンググループとの連携を密にする必要がある。 | 継続 | ・大学や関係機関などが実施する講座 や研修等と連携し、支援人材の養成を 図る。 | 子ども生 活福祉部 | |
| 2 | ライ | フステージロ | こ応じた子どもへの支援 | | | | | | | | | | | |
| | 1)乳幼 | | | | | | | | | | | | | |
| | 32 1 | | ・全ての子どもが安心して質の高い幼児教育 を受けられるよう、低所得世帯の負担軽減の 観点から、幼稚園就園奨励費補助制度におい て公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担の 格差軽減を図る市町村の取組を促進します。 | ①幼稚園就園奨励事業 | 保護者の所得状況に応じて 経済的負担を軽減するととも に、公・私立幼権國間における 保護者負担の格差の是正をの ることを目的として、入園料、保 育料を軽減する就園奨励事業 を実施している市町村に対し て、国が1/3以内の補助を行 う。 | _ | _ | 軽減する就園奨励 軽減する就園奨励 | 担を軽減。平成30年度は、私立幼稚園 | ・幼児教育の無償化に向けた国の動向 を踏まえ、実施主体である市町村におい て、十分な財源措置が求められる。 ・市町村間で、対象とする園児や多子世 帯・ひとり観世帯への対応状況、支給額 の水準等に差が生じている。 | | ・補助単価や対象範囲、多子世帯・ひとり親世帯等の優遇措置状況について国 の利比を発生を下回っている場合は、そ の引上にげに努めるよう、市町村に促して いく。 ・幼児教育の無償化という制度転換期に おける混乱を避け、私立幼稚園就園契 助費事業を円滑に実施し、幼児教育の 振興と機会均等を図るため、国の動き 等を他部局と連携しながら把握し、必要な 信報提供を市町村に対し行っていく。 | 教育庁 | 教育支援課 |
| | 33 2 | 教育の支援 | ・ 質の高い幼児教育を保障するため、公立幼 推園における3年保育を促進するとともに、 <mark>保 幼こ小連携の促進</mark> や教職員の資質能力の向 上のための研修の充実を図ります。 | | 小学校区における公立幼稚 園を結節点とした保幼小連携 吸作制構変 (投幼小合画研修 会、保幼小連絡協議会、コー ディネーター配置等) | 2,641 | 2,776 | 会(沖縄型幼児教育 推進事業連絡協議 会3回、保育技能協 議会1回、沖縄県幼 養1回、沖縄県幼 稚園教諭等研修会 稚園教諭等研修会 | ・平成30年度は3年目となる本事業にう 「るま市、糸濱市、豊見城市が参加した。 研修会などで本事象の推進や周知を図り、保約二小の連携体制を構築すること ができた。幼稚園教育課程地区研究協議会等において、専門的な講義や研究協議会等において、専門的な講義や研究協議会等において、専門的な講義や研究協議の主とができた。 | ネーターについては市町村において人 材確保及び財源確保等の課題があり、 5市町村を予定していたが、3市(豊見 城市・糸満市・うるま市)しか配置できな | 継続 | ・子育て支援課と連携を図り、保幼小連 携を意識した体制作りを検討する。 ・研修会等をとおして保幼小連絡協議会 ・砂合同研修会の開催、幼児・児童の交 流会の実施等の開催を促すとともに、保 が小連携に関する実態調査を行い実態 を把握する。 ・地震が関する。 ・事業の実施条件等について市町村の 実態に応じた新たな保幼二・連携に関 する方策を検討する。 | 教育庁 | 義務教育 課 |
| | 34 3 | | | | 待機児童の解消に向けて、 「黄金シ子応援ブラン」に基づ を、保育所等の整備や認可外 保育施設の認可化促進、保育 士の確保等に取り組む。 | 8,463,294 | 6,801,334 | 所増加し、5.866人の 所増加し、4.252人の | ・市町村が実施する施設整備に対する) 交付金支援や認可化移行支援及び必 要な保育主の確保により保育所等の定 員が増加したことで待機児童数が減少し た。 | 多く保育所等の増設に伴う潜在需要の 掘り起こし等による保育ニーズの高まり | | ・待機児童解消に向けて、「黄金つ子応援フラン」に基づき、「沖縄県待機児童 対策協議会、足活用し、引き続き市町村 と連携し、保育所等の整備や認可外保 育施設の認可化促進、保育士確保など 総合的な取組を促進する。 | 子ども生 活福祉部 | |
| | 35 4 | | 乳幼児期は、望ましい食習慣や生活習慣の 形成に大きな役割を果たす時期であることから、保育所等において食育の重要性について 周知を図ります。 | ①保育所等における食育の取組 | 食育基本法に基づき、県民一人ひとりが生涯にわたって健全 な心身を培り、豊かな人間性を はくくむことができるよう、食育 を推進する。 | _ | _ | プロック別児童福祉 施設給食関係者研施設会関係者研修会の推薦者及び参加者の呼びかけ、 少市町村保育主管課等に食育関係 資料の送付を行った。 だ、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | 保育所等における給食担当者の資質の 向上が図られたとともに、食育の重要性 について周知できた。 | 課題等は特になし。 | | ・引き続き保育所等に食育に関する研修 の受講を呼びかけるとともに、食育関係 資料の送付を行うことで始後担当者の 資質の向上を図り、食育の重要性につ いて周知に努める。 | 子ども生活福祉部 | 子育で支援課 |
| | 36 5 | | ・ 市町村において実施している夜間保育所や延長保育、地域型保育事業など地域の実情に 応じた保育サービスを支援するとさし、保健 者が安心して子育てができる環境整備に取り 組みます。 | ①延長保育事業 | 就労形態の多様化等に伴 い、通常の利用時間外におい で児童を視けられる環境を整 備する必要があることから、 長保育を実施することにより 安心して予育でができる環境 の整備を図る。 | 93,631 | 104,467 | 延長保育事業は、 23市町村、503か 所での実施であった。 た。 | | 中間報告を求める等、適切に進捗管理を行うことにより、実績確定を円滑に行う | 継続 | ・市町村計画に基づき、保護者のニーズ に応じた事業を実施する市町村を、引き 続き支援することにより、本事業を実施 する施設を拡大し、安心して子育てがで きる環境の整備を図る。 | 子ども生 活福祉部 | 子育で支援課 |

| | | | | 且·事業(Plan) | | な取組・事業の状況(Do) | | 取組による成果及び | 課題の検証(Check) | 成果や課 | 題を踏まえた今後の展開方向(Action) | | |
|-------|---|--|--|--|---------------------------|---|---|---|---|------|---|--------------|--------------------|
| No. 番 | 号 | 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | 内容 | 決算(見込)額(千円 H29年度 H30年度 | | 結果 H30年度 | 成果 | 課題 | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | |
| 37 (| 6 | 社会的養護を必要とする子どもに対し、温 かい愛情と正しい理解を持つた家庭的な環境 の下で養育を提供できるよう、里親委託や児 童養護施設の小規模化等を推進します。 | ①児童保護措置費 | 小規模グループケア等を実施 する施設へ措置費の加算を行 い、児童養護施設等のケア形 態の小規模化を推進する。 | | ・ 小規模グループケーク ア等を実施する施設 アーベース できる | 等を実施する施設 措置費の加算を った。 い規模グループケ 実施施設数(4施 | な環境の中で職員との個別的な関係を 重視したきめ細かなケアを提供すること が可能となった。 ・また小規模化に際して地域社会の民 | ・依然として大規模なままの施設もあり、 継続して小規模化を進めていく必要があ る。 ・本体施設から地域小規模児童養護施 設・子どもを移す場合、環境の変化が 子どもに与えるストレスや影響を十分に 考慮する必要がある。 | 継続 | ・子どもの状態を十分に考慮したうえで、 継続して小規模化を進めていく。 | | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| | | 舌の 接 | ②児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 | 社会的養護において、より家庭的表護において、より家庭的な環境で育てるとができるよう施設整備費に対する 成を行い、グループホーム、小規模グループケデ等の実施 機模グループケデ等の実施 機性等、生活環境改善を図る ための補助を行う。 | 6,000 5,26 | 規模児童養護施設 を開設。 11 小設 たもは養 伴施 | で実施。 | ・施設の小規模化により、児童をより一般家庭に近い環境で養育できるようになった。 | ・施設の小規模化により、一人の施設職員に求められるスキルが高まることが想定される。また、地域小規模施設の設置に当たっては、近隣住民と良好な関係を装き、地域での社会的養護の理解を深めていくという視点が必要。 | 継続 | ・家庭的養護を推進するため、児童養護 施設等に対し引き続き施設の小規模化 を促していく。 | 子ども生活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 38 | | ・全ての市町村が、妊娠期から子育て期にわたる支援やリストップで行う母子健康包括支援センターを設置できるよう支援するともに、同センターで中核的な役割を担う母子保健コーディネーターや、医療機関、福祉機関等の支援者の人材育成について取り組みます。 <no.4再掲></no.4再掲> | 対策推進基金事業(妊娠期からのつながる仕組み調査検討事業) <no.4①再掲></no.4①再掲> | 市町村設置を促進するため、 調査検討委員会を設置に沖縄 県の目指すべき姿を骨子を策 定し、また、市町村向け研修会 を実施する。 | | 回、専門部係を2部 会会2部 会会計9回開催し、セシターでの具体的取り リイニーでの関係的 中山 アイ・市町村と医療機 の状況 地域の状況 たっまた。東横計した。また。東横計した。また。東横計した。また。東横計した。東京を兼した。 | 政説明会、研修 を地域毎(北、 、南、宮、八)を11 開催した。 人材育成の部会を3 開催した。 人開催し、県、関係の関係機関につった人材育成の り方を検討した。 | 説明及び「周産期メンタルヘルス研修 会」「母子保健ローディネーター養成研 修」等の講演・研修会を実施し、延々732 名が参加し、市町村のセンター設置への 意義について理解が深まった。 ・センターを設置した市町村は、5市町村 となった。 | 要がある。 ・センターで中核的役割を担う母子保健 コーディネーター等支援者の具体的な役割や連携のあり方等について関係機関 と共通理解を深めるとともに、センター機能の質の向上を図る必要がある。 | 継続 | ・センター導入にあたり、市町村に対し 利用者支援事業等活用できる国庫情報 の支援を行う。 ・引き続き、全市町村を対象に「周座期メ ンタルヘルス研修」「田子保健コーディ ネーター業成所修と行うほか、各保健 所において、センター導入を推進するための地域の課題に対応して・近移や、連 携機関も交えた事例検討会や意見交換会、管内市町村への個別支援等を実施 ・県民に対するセンター認知度を上げ、 全市町村のセンター認知度を上げ、 全市町村のセンター認知度を上げ、 を市町市のセンター版画の気運を 高めるため、広報活動を行う。 | 部 | 課 |
| 39 8 | 8 | 乳幼児の発育段階に応じた適切な仕上げみがきの定着やフッ化物応用等、効果的なむし歯予防対策を推進します。 | ①歯科保健推進事業 | 市町村母子保健担当・保育担当、保育自 当、保育所職員、幼稚園職員 を対象にむし歯予防に関する 研修会を開催する。関係機関間の情報交換の場(会議が保 権する。市町村担当駅の 育所等へのフッ化物応用事業 の支援を行う。 | 7,187 6,110 | き及びフッ化物洗口 を実施する市町村 が増えた。 | 及フッ化物洗口の 施する市町村が えた。 2歳児歯科健診を | ロ実施施設が増加している。市町村の 所管課が主体となって実施の有無については差がある。 | ・年々3歳児等むし茴を有する幼児のむ し苣の割合が添少しているが、全国平均 値に比較し、約10%高い状況にある。 ・むし歯が増加する2歳児歯科健診及び 幼児歯科健診事業を未実施の市町村が ある。 | 継続 | ・市町村や保育所でのむし歯予防を推進する。 ・むし歯予防に関し、歯科医師会と連携 し市町村、保育所、幼稚園を支援する。 | 部 | 課 |
| | | | ②親子で歯っぴ〜ブロ ジェクト | 沖縄県の乳効児のむし歯有病 状況の改善を目的に、乳砂で 健康診査における歯科保健指 導の標準化のための環境整備 と、モデル市両村での取り組み の効果検証を実施する。 | 13,278 12,669 | むし歯有病状況の む 改善を目的に、乳幼 善 | し歯有た は歯有病状乳が高端 はする診査に は は は は は は は は は は は は は は は は は は に る に は に る に は に る に る | 用資料やマニュアルを作成し、研修会を 開催することでマニュアル等の活用を推 進し、、マニュアルに応じた指導実施に | 3歳児健診データ分析結果等から、むし 歯状況改善には「毎日の仕上げ歯磨き の実施」と「フッ化物に用」が効果的であ ることが推察されている引、幼児歯科健診 従事者に削知する。 | 継続 | 市町村関係者へ本事業の取組及び指 簿用媒体の活用を促していく。また。引 幼児検診に従事する歯科医師、歯科衛 生土、保健師等多職種を対象にした研 修会を開催し、資質向上を図る。 | 保健医療部 | 健康長寿課 |
| 40 9 | 9 | ・認可保育所の定員に空きがない等の理由 により、認可外保育施設を利用しているひとり 親家庭等の負担軽減を図ります。 | ①ひとり親家庭等認可 外保育施設利用料補助 事業 | 認可外保育施設が利用料の 全部又は一部を免除した場合 に、当該施設に対して滅免相 当額を補助する。(補助上限 額: 月額 28,000円) | 82,035 57,444 | 4 利用料の免除が まあった21市町村に対 あった21市町村に対 あして補助を行った。 して支援対象保護者: ・3467人 34 | った21市町村に対 て補助を行った。 支援対象保護者: 12人 | る全ての市町村において本事業が実施 される結果になっており、対象要件を満 | 施設の協力、対象者への制度周知が必 | 継続 | ・国の施策(幼児教育・保育の無償化) の動向を注視し、本事業の対象要件等 を整理を行う。 ・補助上限額の見直し(H31~) 現行 月額 26,000円—0~2歳:33,000 円、3~5歳:28,000円 | 子ども生 活福祉部 | |
| 41 1 | | 病児保育については、地域の実情に応じた 市町村の取組を支援することにより、低所得世 帯を含む全ての子どもが必要なサービスを受 けられるよう取り組みます。 | | 多様なニーズに対応した子育 て支援の充実を図るため、市 町村が実施する病児保育事業 に対して助成する。 | | 15市町村、21施設 15 での実施があった。 で | 5市町村、22施設 の実施があった。 | 2施設に対して運営費を補助し、年間延 ベ9,712人の児童の利用があった。 | ・病児保育の拡充や、地域における多様な保育サービスの充実を図っていく必要がある。 | 継続 | ・病児保育の拡充や、地域における多様な保育サービスの充実を図るため、市町村と連携して取り組む。 | 活福祉部 | 援課 |
| 42 1 | 経 | ・子どもの健全な育成・発達を図ることを目的に実施している子どもに関する医療費助成について、窓口での支払いが不要となる現物後付制度の市町村における実施を引き続き支援します。 | | ひとり親家庭の保護者及び児 竜への医療費を助成すること により、生活の安定と自立を支 援し、ひとり親家庭等の福祉の 増進を図ることを目的とする。 | 355,544 319,509 | 保護者及び児童が 医療費に要した自己 負担分を市町村が 助成し、県は市町村 が助成した経費の が | 護者及び児童が 療費に要した自己 担分を市町村が | 医療費を助成することにより、生活の安 | ・本事業の給付方法は、受給者にとって 利便性の高い「自動償還方式」に移行を 進めており、一部市町村で導入が始まっ ている。 ・本事業の実施主体は市町村であるた め、多くの市町村で「自動償還方式」の 導入を進めていく必要がある。 | 継続 | ・母子家庭等医療費助成事業のについて、実施主体である市町村の恵見等を 把握するとともに、他の医療費助成制度 にども医療費助成事業、重度心身障害 者医療費助成事業、シの比較を行い課 題の整理を行う。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家庭課 |

| | | | 主な取 | 組·事業(Plan) | | 主 | な取組・事業の状況(| Do) | 取組による成果及び | 課題の検証(Check) | 成果や課 | 題を踏まえた今後の展開方向(Action) | | |
|-----|----|--|--|---|-----------|--------------------|--|---|---|--|------|--|-------|---------|
| No. | 番号 | 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | 内容 | 決算(見込) | 額(千円) | 取組・ | 事業結果 | 成果 | 課題 | 展開方向 | | 担当部局 | 担当課 |
| | | | ②こども医療費助成事 業 | こどもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、こどもの健な育成を図えため、市町村が行うことも医療費助成事業に要する経費について補助を行う。 | 1,267,692 | H30年度 1,460,259 | 県内全市町村において、通院については就学前まで、入院については中学卒業までの児童を対象に、1,691,033件の医 | いて、通院について は就学前まで、入院 については中学卒 業までの児童を対象 | て、通院については就学前まで、入院に ついては中学卒業までの児童を対象 | ・全国的にこども医療費助成制度は拡大の方向にあり、県内でも対象年齢の 拡大に向けて強い要望がある。・制度の拡充にあたっては、市町村の財政状況、市町村間の権 衡及び小児医療の提供体制に与える影響についても考慮しながら、慎重に検討する必要がある。 | 継続 | ・通院の対象年齢の拡大については、 引き機き市町村と協議の場を設定し、現 物終付の効果や、財政負担・小児医療 に与える影響等を検証しながら、段階的 に拡充する方向で検討する。 | 保健医療部 | 保健医療総務課 |
| (2) | 小中 | 9学生期 | | | | | | | | | | • | | |
| 43 | 1 | 学校教育において自ら学び自ら考える力を育み、学力を保障するため、少人数指導や、学習に遅れがある児童生徒を支援する教員学習に遅れがある児童生徒を支援するなど、学習支援自及びボランティアを確保することなど、学習支援を実施します。 | に係る加配教員活用事 | | _ | _ | 305名が配置され、 指導方法等の工夫 改善(学習支援)を 行った。 | 254名が配置され、指導方法等の れ、指導方法等の 工夫改善(学習支援)を行った。 | ・日々の授業における指導体制や指導 方法の工夫改善を図るため、TTによる 授業を行い、学校全体の授業力の向上 に取り組んだ。 その結果、昨年度の学力学習状況調 査が小学校においては全国平均を維持 し中学校においては、改善傾向にある。 | せる取組であったが、児童生徒の直接 | 継続 | ・教師の授業改善を明確にし学校の授 集における課題解決に向けて、その役 割を明確にする。 ・これは、学力向上推進プロジェクトの取 組の重点に「投業改善」に置かれている ことからも授業改善リーダーは学校の要 になることか、学校全体の授業改善が 進むことで本県の児童生徒の「確かな学 力」を育むことにつなかると考える。 | 教育庁 | 義務教育課 |
| | | | ②30人以下学級、少人 数学級の推進 | 見童生徒が生活習慣や規範 意識を身に付け、基本的学力 の向上を図るため、公立小・中 学校を対象に義務模準法で定 める学数報制の標準を下回る 学級編制を行う。 | _ | | 小学校1年生から 5年生及び中学校1 年生で30人またし 35人以下の少人 学級を実施した。 (小学校28学級、 中学校52学級) | 6年生及び中学校1 年生で30人または | をはかることで、児童生徒一人一人によ | ・少人数学級の推進にあたっては、学級 数増加による教職員増加のため、教職 員定数の確保に努める必要がある。 ・中学校2年生及び3年生における少人 数学級の実施に当たっては、各教科目 任の持ち時数増加に伴う業務量増加の 課題がある。 ・少人数学級の推進による学級増に伴う 教室の確保については、市町村で行うこ ととなるので、連携を図りながら対応す る必要がある。 | 継続 | ・市町村教育委員会、中学校長会と連携し、今後の少人数学級のあり方を検討する。 | 教育庁 | 学校人事課 |
| 44 | 2 | ・実践的な研修で教師の授業力の向上を図 るとともに、研修で得上指導方法等を他の教師 へ波及させることにより、全校体制で児童生徒 の学力向上に取り組みます。 | ①教員指導力向上事業 | 集(1) 地区別プロック型研究事業 (算数、数学、英語)を実施し た。 (2) 各地区で授業改善研修会 (国語)を実施した。 | 4,768 | 3,830 | (1) 地区別ブロック 型研究会を378回開 催した。(達成割合 99.0%) (2) 授業改善研修 会を47回開催した。 (達成割合100.0%) | 研究会(100回)達成率100%(2)授業改善研修·小学校国語授業改任20票施)中学校国語教諭授集改善研修会(6地区12回票施)中学校国語教諭授業改善研修会(6地 | 査では、小学校は平均正答率が全国水 準を維持している。中学校でも全国との 差を縮めている。 ②各教育事務所担当と国立教育政策研 変所教科調査官が研修内容を事前に調 整したり、指導案の検討をしたりして、本 県の学力に係る課題解決に向けた授業 | 研究所教料調査官との理論研修会の持ち方や授業指導案検討等を、計画的・効果的に行い、実効性のある研修にする必要がある。 ②ブロック型研究は指導方法工夫改善教諭が対象のため、研修機会の少ない教諭へも拡大し、全校体制の取組として | 継続 | ①小学校は全国水準を維持し、中学校は全国水準に達するために、研修対象を指導方法上夫改善教師以外にも広げ、計画的・継続的に指導力向上に関する研修を実施し、児童生徒の「確かな学力」の更なる向上を図る。②「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進するために、国立教育政策研究所教料調金で大学教授に長光端の理論と実践について講話、助言をいただる。 ③研修の成果を共有できる校内研修計画の確実な実施、運営について、学校支援時間や管理解研修、研究主任研修会等で周知徹底する。 | 教育庁 | 義務教育課 |
| 45 | 3 | ・全ての児童生徒の学力が保障されるよう 学校支援訪問等を通した学校への授業改善の 助言や、市町村が配置する学習支援員の効果 的な活用法についての情報提供等を行いま す。 | | 学力向上推進室が学校を直接訪問し、訪問校の授業改善を図る。授業改善支援員を派遣し、授業改善を推進する。 | 9,697 | 8,871 | 約250校の小中学 校を訪問した。授業 改善支援員を7名配置し、授業改善を推 進した。 | を254校で実施 した。 | ・学校支援訪問は、平成25年11月から 平成31年3月までの5年5か月で、のべ 1000校以上で実施している。全国学力・ 学習状況関係においては、小学校は全 国水準を維持し、中学校は全国との差を 縮小している。 | め、学校課題の解決に向けた支援を行 | 継続 | ・授業改善支援員を学校運営アドバイザーに代えて、学校課題の解決に向けた支援を行う。 | 教育庁 | 義務教育課 |
| 46 | 4 | ・ 学校において個々の学力を伸ばすために、 個々の児童生徒にきめ細かな指導を行えるよう授業改善を推進します。 | ①指導方法等工夫改善 に係る加配教員活用事 業 <no.43①再掲></no.43①再掲> | 毎日々の授業における指導体 制や指導方法の工夫改善を図 るため、TTや少人数指導行 い、児童生徒一人一人の習熟 の程度に応じた指導を行う。 | _ | _ | 305名が配置され、 指導方法等の工夫 改善(学習支援)を 行った。 | 254名が配置され、 指導方法等の工夫 改善(学習支援)を 行った。 | ・日々の授業における指導体制や指導 方法の工夫改善を図るため、TTによる 授業を行い、学校全体の授業力の向上 に取り組んだ。 その結果、昨年度の学力学習状況調 査が小学校においては全国平均を維持 し中学校においては、改善傾向にある。 | ・学校全体の授業力を組織的に向上させる取組であったが、児童生徒の直接的な指導に向った傾向があるため、学校全体の授業改善の推進を図るといった点から課題が見られた。 | 継続 | ・教師の授業改善を明確にし学校の授 集における課題解決に向けて、その役 割を明確にする。 ・これは、学力向上推進プロジェクトの取 組の重点に「授業改善」に置かれている ことからも授業改善リーダーは学校の要 になることや、学校全体の授業改善が 進むことで本県の児童生徒の「確かな学 力」を育むことにつながると考える。 | | 義務教育課 |
| 47 | 5 | ・全ての教員が子どもの貧困問題に対する意識を共有し理解を深めるために、福祉関係の専門家を招聘して、学校における校内研修等の実施に努めます。 | ①校内研修の実施 | 貧困対策に対する教員の理 解促進のため、他部局併任職 員による校内研修や学校訪問 等を実施する。 | _ | - | - 学校訪問、各種研 修会、行政説明等 の実施 | 学校訪問、各種研 修会、行政説明等 の実施 | | ・校内研修の実施については、年間計画で実施期日に限りがあり、時程内での選営においてまとまった時間の確保はむすかしい状況である。 | 継続 | ・未訪問校への学校訪問の実施(小中学校) ・生徒指導主事・教育相談担当、養護 教諭等の関係職員への理解促進を図 る。 ・各教育事務所主催の研修会におい て、教諭に向けた研修会の実施。 ・免許状講習会における講座の実施。 | 教育庁 | 義務教育課 |

| N | o. 番号 | シェーウルフチ上を笠/エボのケックルウン | | I·事業(Plan) | 油質/目17 | 主な取組・事業の状況(I | | | 課題の検証(Check) 課題 | | 題を踏まえた今後の展開方向(Action) | +0 1/4 ## 17 | +D 77 ±B |
|----|---------|---|---|--|----------------|---|--|--|--|------|--|--------------|-------------|
| NO |). 田写 | 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | | 決算(見込 H29年度 | H30年度 H29年度 | F業結果 H30年度 | 成果 | MAN ALES | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 |
| 48 | 8 6 | ・ 学校における具体的な支援として、子どもの 貧国に関する理解を深め、子どもに自己肯定 感を持たせる教育方法を研究するため、教員 免許校更新講習における関連講習や校内研 修等の開設を促進します。 | | 学力向上推運室が学校を直 接訪問し、訪問校の授業改善 を図る。授業改善支援員を派 遣し、授業改善を推進する。 | 9,697 | 8,871 約250校小中学校 を訪問した。授業改 善支援員を7名配置 | (1) 学校支援訪問 を254校で実施 した。 (2) 授業改善支援 員を6名配置し た。 | ・学校支援訪問は、平成25年11月から 成31年3月までの5年5カ月で、のベ 1000校以上で実施している。全国学力・ 学習状況開発においては、小学校は全 国水準を維持し、中学校は全国との差を 縮小している。 | ・より効果的に授業改善を推進するため、学校課題の解決に向けた支援を行う必要がある。 | 継続 | - 授業改善支援員を学校運営アドバイザーに代えて、学校課題の解決に向けた支援を行う。 | 教育庁 | 義務教育 課 |
| | | | ②家庭教育力促進 「や一なれ一」事業 家庭教育支援アドバイ ザ一養成講座と教員免 許伏更新講習/校内研修) | 保護者と地域のつながりをつくるなど、家庭教育を支援する人材を養成する。 | 49,424 | 重瀬町中央公民館 において教員免許 状講習が実施され、 | ちゃたんニライセン ターにおいて教員免 計状講習が実施さ れ、113名が受講し た。 | ・平成30年度は、北谷町文化プラザにおいて、教員免許状更新対象者、幼小中高いて、教員免許状更新対象者、幼小中高外生方が一堂に会して本講座を受講し、家庭教育を地域全体で支援していくことの重要性を確認することができた。 | ており、子育でに悩む親の負担を軽減す るため、家庭教育や子育でに関する知 識や技能を学ぶ機会を提供する必要が | 廃止 | ・事業終了に伴い、教員免許状更新講習については廃止とする。今後、市町村で自主的に家庭教育支援を行うことに 重点を置いて支援をしていく。 | 教育庁 | 生涯学習 振興課 |
| 49 | 9 7 | ・全ての教員が児童生徒の自己肯定感を高 めるための教育を行います。 | 学級経営等 | 生徒指導(生徒会)担当者研修会を実施し、「学力向上推進 ブロジェクト方策5』を推進する。 | 1,043 | いて、「学力向上推 進プロジェクト方策 | て、「学力向上推進 プロジェクト方策5」 の推進に係る生徒 指導(生徒会)担当 | との連動による「自治的な活動」の必要について理解を深めることができた。 「生徒指導」の在り方や投え方につい て、先生方に「気付き」を与えることができた。 | れを通した「自治的な活動」の展開。 ・小学校における組織的に展開する「自治的な活動」についての事例の発掘。 | 継続 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 教育庁 | 義務教育課 |
| 50 | 0 8 | ・ 児童生徒の社会的・職業的自立に向けて、教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図るためのキャリア教育を推進します。 | ①キャリア教育支援事業 | 高校卒業時の進路決定率の改善を決費率の改善を投資の本・リア教育業は 力の向上及び学校現場における実践取組の普及推進を図 る。 | | 地区講座において、 | 所管でありキャリア 地区講座において、 学校教育全体(授業、行事、HR活動) に関わるキャリア教 育の実践取組を支 援した。教諭及び管 | - キャリア教育担当教諭向けの研修会を 開催し、教員のキャリア教育実践力の向 上が図られた。 | ・令和2年度から完全実施になる「キャリア・バスポート」の円滑な実施に向けた 研修会等の実施。 | 継続 | ・キャリア教育の所管である県立学校教育の形態プラン(仮)、児童生徒の社会的・職業的自立につなげるための1沖縄県キャリア・バスボートと作成と学校への周知を図りたい。・県立学校教育課の所管でありキャリア地区講座をより充実させるためにキャリア教育年間計画の具体的な作成の手順やそれらをもとに「キャリア・バスボート」に反映させるための具体的な方法を演習等を通して実施する。 | | 県立学校 教育課 |
| 5 | 1 9 | ・ 地域住民等の参画を得て、学校の教育活動を支援する仕組み(地域学校協働本部)をつくり、学習支援をはじめ様々な学校支援活動を実施することにより、地域の教育力の向上を図る市町村の取組を支援します。 | 携協力推進事業 | 地域住民等の参画を得て、学 校と協働で教育活動を行う社 組み、地域学校協働本部をつくり、学園支援をはしが様々な 活動を実施することにより、地 域の教育力の向上を図る市町 村の取組を支援する。 | 41,100 | 地域学校協働本部) において、事業が実 施された。 | 地域学校協働本部) において、事業が実 施された。 ・延べ183千人のボ | 域学校協働本部)において、地域人材を | - 事業未実施市町村ごとに子ども達への 地域住民活動の状況把握を行い、事業 周知に反映させる必要がある。 ・事業に携わる関係者等の研修会の充 実を図り、事業課題に対応できるような 関係者の質の向上を図る必要がある。 | 継続 | ・事業未実施市町村へ事業効果などの 説明を行うと同時に、各地域の学校支 援や地域住民活動の現状、ニーズを把 擅する。 ・地域と学校をつなぐ役割を担う地域 コーディネーターと地域連携担当教員の 関係強化につながる研修内容を企画 し、地域と学校の連携を一層推進する。 ・興推進委員において、事業の効果 的な推進について検討するとともに、 様々な分野からの意見を取り入れ、連 携を図つていく。 | 教育庁 | 生涯学習 振興課 |
| 52 | 2 10 | ・地域住民等の参画を得て、小中学校等において放課後や週末等に余裕教室を活用し、児童生徒の安全・安心な活動拠点(放課後子ども教室)をつくる市町村の取組を支援します。 | 携協力推進事業 | 地域住民等の参画を得て、小 中学校等において放課後や週 末等に余裕教室活用し、児 童生徒の安全・安心な活動拠 点(放課後子ども教堂)をつくる 市町村の取組を支援する。 | 31,938 | で事業が実施された。 ・各放課後子ども教 | で事業が実施された。 ・各放課後子ども教室では、学習支援活動、スポーツ活動、体験活動等様々な | ・平成29年度は、21市町村138教室で事業が実施され、参加した児童の延べ人数は16年人、参加した大人の延べ人数は36千人であった。21市町村148教室で事業が実施された。前年度に比べ、10教室増となり、事業の拡充が図られた。また、参加した人の延べ人数は37千人人、参加した大人の延べ人数は34千人となり、多くの大人が子どもたちへの教育活動に関わることで「地域の子どもは地域で守り育てる」気運が高まった。 | の状況把握を行い、各地域に応じた効 | 継続 | ・事業未実施市町村へ事業効果などの 説明を行うと同時に、各地域の放課後 対策の現状、二一ズを把握する。 ・事業に携わる関係者等の研修会にお いて、ボランティアを確保する(仲間を増 やす)ための手法などを題材に取り上げる。 ・県推進委員会において、事業の効果 的な推進について検討するとともに、 様々な分野からの意見を取り入れ、連 携を図っていく。 | 教育庁 | 生涯学習 振興課 |
| 50 | 3 11 | ・経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に 身についていない児童生徒を対象に、教員を 記望する大学生や地域住民等の協力により、 学習支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を 支援します。 | 携協力推進事業 <no.51①再掲></no.51①再掲> | 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に与についていない児童生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援(地域未来整)を行う市町村の取組を支援する。 | 41,100 | いて、地域住民等に よる学習支援(地域 未来塾)が実施され た。(1,203日) ・延べ21,350人の児 | おいて、地域住民等 による学習支援(地 域未来塾)が実施さ れた。(2,452日) | - 平成29年度は、、6市町の13小学校・18中学校において地域住民等による学習支援、地域未来塾)が実施された。 - 平成30年度は、学力向上に向けた取組を推進したことで、11市町村の26小学校・30中学校において、地域住民等による学習支援(地域未来塾)が実施され、前年度と比べて取組市町村数及び対象学校数共に増加した。 | - 事業未実施市町村への事業拡大。 - 学習支援員(教員を志望する大学生や 教員OB、塾講師等の地域住民)の確 保。 | 継続 | ・事業実施市町村の拡大を図るため、研修会等において行政説明や事例報告等を行い、事業の周知を図る。 | 教育庁 | 生涯学習 振興課 |

| | | | | | I·事業(Plan) | | な取組・事業の状況(| Do) | 取組による成果及び | 課題の検証(Check) | 成果や課 | 問を踏まえた今後の展開方向(Action) | | |
|----|----|-----------|--|-------------------------------------|--|---------------------------|---|--|--|--|------|--|-----------|-------------|
| No | 番号 | 81 | +画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | 内容 | 決算(見込)額(千円 H29年度 H30年度 | | 事業結果 H30年度 | 成果 | 課題 | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 |
| 54 | 12 | | ・児童生徒が抱える課題等を地域ぐるみで解決するため、市町村におけるコミュニティ・スクールの設置を促進し、地域による学習支援等の一層の充実を図ります。 | ①コミュニティ・スクール に係る調査等の対応 | 文部科学省からのコミュニ ティースクール事業希望調査、 コミュニティースクール事業指 定検討状況調査などをとりまと めて報告する。 | | - 現在27校がコミュ ニティースクール指 定を受けている。市 町村教育委員会に 対して依頼があれる | 現在31校がコミュニ | 読谷村、うるま市がコミュニティース クールの設置を検討中である。 | ・コミュニティースクール導入の主体は、 設置者である市町村教育委員会となっ ているため、関係機関との連携を密にす る必要がある。 | 継続 | ・現在、コミュニティースクールを導入している糸濱市および沖縄市の推進事業の取り組みたっしいて、学校訪問等を行い情報を収集し、必要に応じて市町村教育委員会に情報を提供していく。 | | 義務教育課 |
| 55 | 13 | 教育の 支援 | ・学用品費や給食費等を助成する就学援助 制度について、準要保護児童生徒に対する援助の認定基準、対象費目や単価等の全国調 査結果を市町村に提供し情報を共有すること 等により、必要な児童生徒に対し援助が届くよ う就学援助の充実を促進します。 | | 就学提助を必要とする児童生 使に支援が高くようにするた め、テレビやラジオ等を通して 県民に広く制度の周知・仏教を 行うとともに、金児童生徒へ配 布できるようリーフレットを作成 する。 | 26,400 22,43 | | いて、テレビやラジ オCM、コンビニ広 告、WEB広告、関連 施設にてポスター掲 載やリーフレット配 布等を行ったほか、 | ・リーフレットのデータを市町村に提供 し、アレンジして活用してもらうことによ り、周知の取組を支援することができ | | 継続 | - 引き続き全県的な広報活動を実施する。 | 教育庁 | 教育支援課 |
| | | | | ②沖縄県子どもの貧困 対策推進基金事業(市 町村支援事業) | 就学提助の充実と図る事業として、平成27年度と比較し新規 以は拡充分して実施する事業 に必要な経費に交付金を交付 する。 | 243,519 383,711 | 業を実施し、就学援助の定基準の見し、就学見直し等のほか、新入学学用品費が行わた。平成27年度と比較して就学援助 | 業を実施し、就学援助の認定基準の見直し等のほか、新分学学用品費が行政とが行った。 学学を紹正が、新分学が行政とが行った。 では、1000円では、1000 | 格要件の見直しや単価見直しなどが行 | - 自治体によっては、援助率が倍増するなど人員や予算上の負担が大きくなっている状況がある。 | 継続 | - 継続して、必要な児童生徒に対し援助 が届くよう就学援助の充実を促進する。 | 子ども生 活福祉部 | 子ども未来政策課 |
| 56 | 14 | | ・ 市町村と県の協議の場の設置等により、保護者に対する就学援助制度の効果的な周知 方法、県内外の好事例の情報提供など制度を 利用しやすい環境の整備を促進します。 | | 就学援助担当者会議を開催 し、対象費目や単価等の全国 調査結果の共有や効果的な同 知方法について意見交換など を行う。 | | 者連絡会議を開催 し、他自治体の対象 費目や単価、周知 方法及び他県自治 体の先進事例等を 紹介し、就学援助事 | 者連絡会議を開催 | ・就学援助制度の現状、課題、対応等について市町村と共通認識が図られ事業の適切な実施が促された。 | | 継続 | ・全国都道府県教育長協議会等を通 て、国に対して十分な財政措置について 引き続き裏頂していく。 ・他自治体の取組状況を共有し、意見な ら、市町村担当者会議を引き続き開催する。 ・新入学児童生徒学用品教等の人学前 支給など、制度の拡充や周知徹底にあ たっては、子どもの貧困対策推進交付 金の活用を促す。 | | 教育支援課 |
| 57 | 15 | | ・就学援助制度の適切な運用を図るため、市 町村における学級担任や学習支援員等に対す る校内研修等の取組を促進します。 | 報事業 <no.55①再掲></no.55①再掲> | 連絡会議や通知等で小中学 校における学級担任や学習支 提員等に対する校内研修等の 取組を促すともに、制度の周 成する。 | | 月にかけてテレビ、ラジオによる広半による広等であった。また、3月にかけてはテレビ、もではってはテレビ、報とがすたはる広告、関本のがないのがスターとのでは、一ついかりです。供せていた。任きないのでは、日間は、日間は、日間は、日間は、日間は、日間は、日間は、日間は、日間は、日間 | 月にかけてテレビ、 ラジオによる広報を 行った。また、平成か 11年2月~3月にか けてはテレビ、ラン オによる広半成にか はるなどに広連進を 、ロンボニなり、 のポスター配表 リーフレット性て、全 行った。併せて、会 | | る、準要保護者への就学援助につい て、市町村間で援助費目や認定基準、 | 継続 | - 引き続き全県的な広報活動を実施する。 | 教育庁 | 教育支援課 |
| 58 | 16 | | ・ 障害のある児童生徒等への支援の充実を 図るため、特別支援教育就学奨励費等を通じ た支援を行います。 | ①特別支援教育就学奨 励事業 | 県立特別支援学校に就学す る児童等の保護者等の経済的 負担を軽減するため、その負 担能力の程度に応じ、就学の ために必要な経費について支 援を行う。 | 251,178 260,15 | 8 県立特別支援学校21校において支援を実施した。 | 県立特別支援学校21校において支援を実施した。 | 護者等の経済的負担を軽減。平成30年 | ・継続的に事業に取り組むことが重要である。 ・個人番号(マイナンバー)の利用による情報連携により、支援の決定に必要な 保護者提出の一部資料を省略する等、 手続きの簡素化を行う必要がある。 | 継続 | ・継続して就学支援に取り組むとともに、個人番号(マイナンバー)の利用による情報連携により、提出書類の一部を省略する等、更なる保護者等負担の軽減を図っていく。 | 教育庁 | 教育支援課 |
| 59 | 17 | | ・ 障害のある児童生徒に対して、小学校の早 い段階からの適切な対応と個別の学習支援な ど、きめ細かな指導を促進します。 | 化等(インクルーシブ教育システム整備事業) | 幼少中高校の特別支援教育 に係る校内支援体制の構築を 図るために、教職員の指導力・ 支援力および専門性の向上を 図る。 | 4,948 5,614 | 管理職研修607名、 コーディネーター養 成研修727名、幼稚 園特別支援教育 践研修250名、小中 特別支援学級、級指 導担当者研修1002 | 管理職研修660名、 コーディネータ、幼稚 成研修764名、介育 場供修226名、介育 特別支援学級・級指 特別支援学級・級指 導担当者研修1133 | 修・コーディネーター養成研修等により | の校種において、インクルーシブ教育システムの理念や在り方を正く理解し、 児童生徒一人一人の教育的ニーズに対 応する教育課程や教育実践力の向上が 求められる。 | 継続 | ・インクルーシブ教育システムの重要な 観点としての「個別の教育支援計画」及 び「個別の投票計画」の作成率の向上を 図るため、全ての管理職への周知と当 該校の校内支援体制の構築が必要となる。そこで、引き続き管理職研修を開催 し、インクルーシブ教育システム構築に ついての周辺工理解を使き、 ・コーディネーター養成研修等により教育支援計画の活用を通した情報の共有 により、校内支援体制の充実、関係機関 との連携を図る。 | | 県立学校 教育課 |

| | | | 主な取約 | I·事業(Plan) | | 主な取組・事業の状況(| Do) | 取組による成果及び | 課題の検証(Check) | 成果や課 | 題を踏まえた今後の展開方向(Action) | | |
|-----|----|---|---------------------|--|-----------------|--|--|---|--|------|--|--------------|--------------------|
| No. | 番号 | 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | 内容 | 決算(見込) H29年度 |)額(千円) 取組・事 | F業結果 H30年度 | 成果 | 課題 | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 |
| | | | ②特別支援学級設置要 件の撤廃 | 特別支援学級の設置については、同一障害種の児童生徒の人数が3人以上が必要との 安集を撤廃し、1人でも設置可能とする。 | H29年及 | 一 対象児童生徒1人 | | 一障害種の児童生徒の人数が3人以上 | ・特別支援学級設置の下限撤廃により、 教室や教員の確保に努める必要があ る。 | 継続 | ・今後も引き続き対象児童生徒が1人からでも特別支援学級の設置は可能とする。 | 教育庁 | 学校人事課 |
| 60 | 18 | ・義務教育未修了者や不登校等で形式卒業 となった者等に対する就学機会を確保するため、夜間中学校の設置を検討します。 | ①夜間中学二一ズ調査 | 公立夜間学級等設置検討委員会においてニーズ調査を基 に対象者のニーズや設置場 所、実施主体等の検討を行う。 | 232 | 7,689 より詳細な県内に おけるニーズ調査を 予定している。 | 主体や設置規模 等、その在り方の検 討に資するため、県 民のニーズを幅広く | ・本調査により、夜間中学の対象となる 方が55人いることや、夜間中学に通わ せたい人が身近にいるなどの回答から、 夜間中学対象となる可能性のある人が 410人(内、個人が確認できる人128人) いることがわかった。 | ・夜間中学に通わせたい人が身近にいるなどの回答からの410人については、 夜間中学の対象となる可能性があること から、潜在的なニーズの把握に向けた 補足調査が必要である。 | 継続 | ・今後、本調査の結果を踏まえ、夜間中学の設置主体や設置規模等、その在り方について、「公立中学校夜間学級等設置検討委員会」において検討する。 | 教育庁 | 義務教育課 |
| 61 | 19 | 教育扶助については、義務教育に伴って必要な費用が学校の長に対して直接支払うことが可能となっている仕組みを活用し、目的とする費用に直接充てられるよう適切に実施します。 | ①生活保護制度 | 生活保護法第32条第2項により、教育扶助のための保護 金品は、被保護者の通学する 学校の長に対しても交付できる こととなっているので、これを活 用する。 | 94,229 | 務所において、小中 学生のいる生活保 | 務所において、小中 学生のいる生活保 護世帯の教育扶助 費の一部について | 教育扶助費を学校長に直接払いすることにより、給食費等の滞納の削減につながった。 | ・直接払いが実施できる仕組みを活用 し、引き続き、教育扶助の適正な給付に 努める。 | 継続 | ・教育扶助については、扶助費が生活 費に費消されることのないよう、世帯の 生活実態を把握しながら、学校長への 直接払いを進めていく。 | 子ども生 活福祉部 | |
| 62 | 20 | ・ 低所得世帯の子どもを対象に、余暇、レクリエーション、文化、スポーツ等の機会を提供する地域の取組を促進します。 | | 市町村が設置する子どもの 居場所におけるキャリア形成等 支援(体験活動等)の普及促進 を行う。 | 878,636 | 子どもの居場所において、キャリア形成等支援活動の一環として、装術活動等の体験活動も行うよ | 子どもの居場所において、キャリア形成 等支援活動の一環 として、芸術活動等 | ・市町村が設置する子どもの居場所において、キャリア形成等支援活動の一環として、芸術活動等の体験活動の充実が図られた。 ・子供の居場所の設置数 H29 26市町村130箇所 → H30 26市町村130箇所 → H30 26市町村130箇所 → H30 22市町村130箇所 → H30 22市町村130箇所 → H30 22市町村78箇所 → H30 22市町村78箇所 | い子供の居場所の実態把握と、居場所 | 継続 | ・取組の成果や好事例の共有等を行い、更なる普及促進を図る。 | 子ども生活福祉部 | 子ども未来政策課 |
| 63 | 21 | ・ 低所得世帯の子どもが、様々な体験・交流 の機会等を通じて、自己肯定感を高め、生きる 力を育む取組を促進します。 | ①青少年交流体験事業 | 県内の青少年を他県に派遣 し、交歓交流・学習の機会を設 けることにより青少年の健全育 成を図る。 | 7,535 | 中校生165名を九州 へ、12月に小中学生 88名を兵庫県へ派 遣し、交流活動や自 | 月に小中高生180名 を九州へ、12月に小 中学生89名を兵庫 県へ派遣し、交流活 | - 平成29年度は253名、平成30年度は 269名の児童を県外派遣し、共同生活を 適して協調性やコミニュケーション力を 育成することができた。 ・緊急時に対応するためのマニュアルを 作成し、不測の事態への体制を整備し た。 | ・研修の各プログラムが安全・円滑に行われるよう、研修内容を再検討する必要がある。 ・幅広い年齢層の児童・生徒に研修を知ってもらう必要がある。 | 継続 | ・引き続き(公社)沖縄県青少年育成県 民会議及び教育庁と緊密に連携をとり、 事業実施体制を強化していく。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| | | | ②青少年の家体験活動 モデル事業 | 無料整等に通う子どもたちに対 し、青少年の家を活用した体験 活動等の機会を提供する。 | _ | 4,927 — | 少年の家を拠点として、計9回の体験・ 交流事業を実施し、 無料塾等に通う延 | 験活動といった様々な交流体験活動を | 参加者募集の周知方法や参加者の選定に配慮を要するため、関係機関と締 密な調整を行う必要がある。 | 廃止 | R元年度内に県内全域で事業実施の目 処が立ち、当初の目的を達成するため、 事業廃止とする。 | 教育庁 | 生涯学習振興課 |
| 64 | 22 | ・生活保護世帯、生活困窮世帯及び準要保護世帯の児童生徒等に対し、市町村、NPO等と連携し、子ども一人ひとりの学習の定着状況に応じたきめ細かな学習支援の取組を拡充するとともに、多様な進学希望に対応した学習支援に取り組みます。 | 事業(子どもの健全育 | 生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業 | 35,163 | 生活困窮世帯の学 習支援は、本島中 | 生活困窮世帯の小 中学生に対する学 習支援を、本島内の | ・小中学生の教室設置を8町村から15町村に増やして学習支援を実施し、平成29年度は39人の児童生養等支援した。 ・支援児童生徒のうち、平成29年度は受験生16人中15人が高校に合格し(合格率93.7%)、平成30年度は受験生14人中14人が高校に合格した(合格率100%)。 | 童生徒の通塾者数が当初見込みを下 回っている教室があり、対象者への周知 や通塾に向けた取組を強化する必要が ある。 ・継続した事業の実施が必要である。 | 拡充 | ・生活保護世帯及び生活困窮世帯の学習支援を、17町村で実施する。継続して事業を実施するとともに、学習支援(今か加ていない対象者の通塾の促進、及び通塾しやすい学可支援教室の整備に取り組むほか、一人ひとりの習熟度に応じたきめ細かな学習支援に取り組む必要がある。 | 子ども生活福祉部 | 保護・援護課 |
| | | | ②子育て総合支援モデ ル事業 | 貧困の連鎖の防止を図るため、準要保護世帯等の児童・生 住に対し学習支援を、またの親 の規一対し養育支援等を実施する。 | 290,474 | 中学生に対し、学習 支援を15町村18教 室で546人に、児童 扶養手当等の受給 | 中学生に対し、学習 支援を15町村19教 室で765人に、児童 | ・支援児童生徒のうち、中学3年生181 名中176名が、高校1c合格した(合格リン(合格リン(合格リン・6) 第72%)(目か、高校3年生182人のうち、 173名が大学や専門学校等を受験し、 150名が合格した(合格率86.7%)。 | ・今後とも継続的に事業に取り組むことが必要である。 ・一不に合った支援ができるよう各学 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 拡充 | ・継続して学習支援事業に取り組むとともに、受託者や子ども、保護者、自治体等の意見を開びなど、継続的な事業実施 に向けて必要な調査等を実施する。 ・上記調査等を元に、事業内容の検証等を行う。 ・子どもや保護者が希望する進学先に応じた支援の仕組みを構築する。 | 子ども生 活福祉部 | 子ども未来政策課 |

| | | | | 主な取刹 | I·事業(Plan) | | 主な取組・事業の状況(| Do) | 取組による成果及び | 課題の検証(Check) | 成果や課 | 題を踏まえた今後の展開方向(Action) | | |
|----|------|----|--|--|--|----------------|---|---|---|--|------|---|--------------|--------------------|
| No | . 番号 | 8H | +画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | 内容 | 決算(見込 H29年度 |)額(千円) 取組・引 H30年度 H29年度 | 業結果 H30年度 | 成果 | 課題 | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 |
| 65 | 23 | | ・児童養護施設等で暮らす子ども <u>の潜在的な 可能性を引き出していけるよう。</u> 学習支援を推 進し、基礎学力の定着を図るとともに、良き理 解者と触れ合う機会を作ります。 | 児童に対する学習支援 | | 30,564 | 24,998 各児童養護施設 への措置費に学習 指導加算を反映し支 弁。入所児童に対し | 各児童養護施設 への措置費に学習 | 入所する270人の小中学生に対して学 習支援を行い、児童生徒の基礎学力の | ・児童によっては発達障害を抱えている 等、様々な背景を持つ者が対象であり、 学習言数の個人差も大きく、指導方法に 配慮が必要である。 | 継続 | ・引き続き入所児童に対する学習指導を 促進していく。児童一人一人へのきめ棚 やかな学習支援を促していく。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 66 | 5 24 | | ・子どもが安心して過ごせる居場所を確保し、 地域の実情に応じて、食事の提供や共同での 期理、生活排導、学習支援を行うともに、キャ リア形成等を行う市町村の取組を促進します。 | 対策事業(市町村事業) | | 878,636 | 業を実施するよう調整を行った。 ①子供の貧困対策 支援員の配置 ②子供の居場所の 設置 ※H29市町村への国 | 設置 | 援員が29市町村に117人が配置され、子 供の居場所が26市町村に139箇所設置 された。 ・H30年度においては、のべ5,783人に子 供の質函対策支援員が支援したほか、 のべ298,760人が子供の居場所を利用 し、子どもの対人関係や学習意欲等の | 困難であるため、支援員や居場所が未 | 継続 | ・事業成果や取組の好事例の共有等を 行い、更なる配置促進を図る。 | | 子ども未来政策課 |
| | | | | ②子どもの居場所に対 する食料提供の支援 | JAファーマーズマーケットに おいて、生産者の善意により提 使される食料品(青果物)を、子 ども食堂など居場所を運営する 施設に寄付する取組づくりの支 援を行う。 | 1 | 寄付することについ て、JAファーマーズ | した取組が継続され ていることを現場で 確認し、今後の取組 | ・平成29年8月からJAファーマーズマー ケットいとまんうまんちゅ市場をモデル店 舗、一般社団法人教育集奥会が運営す る子どもの居場所をモデル事業者とし て、週2回食料提供をする取組がスター した。 | 事業者へ、生産者と事業者の理解を得 | 継続 | ・モデル店舗、モデル事業者での取組に おいての課題等を検証し、他店舗へ順 次拡大していくことを検討する。 | 農林水産部 | 流通·加 工推進課 |
| | 25 | | | 対策推進基金事業(子 ども食堂開設支援事 業) | また、こども食堂の運営者や開設希望者を対象に研修を実施する。 | | | _ | _ | _ | 新規 | こども食堂の運営者や開設希望者を対象に研修を実施する。 | 活福祉部 | 来政策課 |
| 68 | 26 | | 子どもが安心して過ごせる居場所をさらに 充実するため、民間団体等の資金を活用した 居場所の設置を促進します。 | ①沖縄子供の貧困緊急 対策事業(子供の居場 所等の連絡会運営支援 事業) <no.13①再掲></no.13①再掲> | | | | _ | | | 新規 | 子供の居場所事業の実施主体である市 町村に対し、資金の提供を行う民間団 体等の情報提供等を行い、普及促進に 努める。 | 子ども生 活福祉部 | 子ども未 来政策課 |
| 69 | 27 | | - 専門的な個別支援を必要とする子どもに対 応できる居場所を設置します。 | ①沖縄子供の貧困緊急 対策事業(拠点型子供 の居場所運営事業) | 通常の子供の居場所では対応 が困難な課題を抱える子供に 対し、専門的な個別支援を行う 拠点となる子供の居場所を設 置する。 | _ | | _ | _ | _ | 新規 | 通常の子供の居場所で対応困難な子供 の孤立化を防ぐため、拠点型の居場所 を設置し、関係機関と連携を取りなが ら、必要な個別支援等を行う。 | 活福祉部 | 来政策課 |
| 70 | 28 | | ・低所得世帯を含む全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所を確保するため、市町村ご連携し、放課後児童クラブの設置を促進します。 | | 放課後児童クラブの公的施 設活用を促進し、クラフの強力 設活用を促進し、クラフの環境 改善等を図るため、市町村が 実施する施設整備事業等に対 し補助を行う。 | 149,814 | 施設整備事業等に 対し補助を行った。 ・施設整備補助:7 市村15施設 | 施設整備事業等に対し補助を行った。 | ・平成30年度の月額平均利用料(保育料、おやつ代等を含む)は9.169円であり、平成26年度の月額平均利用料10.115円と比較して946円の滅となり、利用者の負担が軽減された。 | クラブ数については、平成29年度の 403クラブから452クラフと増加しているも、 のの、利用ニーズの高まりにより、登録 できなかった児童後で飛30年度160人) が高止まりの状況にある。 、公的施設活用放課後児童クラブの設置は、主に学校施設を活用することが多 いが、学校敷地内にスペースを確保できないこと、学校施設の選ばて着え時期と合わせての実施を行う必要があることなどから、事業が進まない現状がある。 | 継続 | ・放課後児童クラブの運営に関して、学校とクラブ間の協定締結や子どもの安全管理等をユーディネートする業務を要託しており、学校や市町村教育委員会が不安なく事業に協力できるよう支援を行う。 ・一括交付金の期限が令和3年度に迫っていることから、市町村に対し、一括交付金を活用した訓練後児童クラブの設置を促す。・平成31年度は、施設整備(設計を含む)数を、昨年度の21箇所に増やす予定である。 | 子ども生活福祉部 | 子育て支援課 |
| 7 | 29 | | ・地域の実情に応じ、市町村による児童館などの子どもの居場所の確保 <u>や、児童館職員の資質向上に関する</u> 取組を支援します。 | ①児童厚生員等研修 | 児童館で従事する職員を対象に、児童館の運営上必要な 象に、児童館の運営上必要な 知識及び技術を習得するため の研修を実施する。 | 452 | 452 研修を9回実施し、 のべ544人の児童館 職員が受講した。 | 研修を7回実施し、 のべ571人の児童館 職員が受講した。 | ・児童館職員に対して研修を実施することにより、平成30年度に改正された児童館ガイドラインなど、運営上必要な知識や技術の習得が図られた。 | ・継続的に事業に取り組むことが必要である。 かる。 ・公設公営の児童館の児童厚生員の場合、有期の臨時職員・嘱託職員として雇用する自治体が多いため、継続性が保たれず、経験によるノウハウの蓄積が難しい。 | 継続 | ・子どもの貧困対応が求められる状況下 で、子どもの居場所として児童館の果た す役割が見直されており、児童館職員 の資質向上を図る必要があるため、今 後も継続して児童厚生員等研修を実施 する。 | 子ども生 活福祉部 | 子育て支 援課 |
| 72 | 30 | | ・ 親の就労状況等に応じて、放課後児童クラ ブや児童館等の地域資源を活用し、子どもの 夜の居場所の確保を促進します。 | ①沖縄子供の貧困緊急 対策事業(市町村事業) <no.11①再掲></no.11①再掲> | 市町村が行う子供の貧困対 策支援員配置事業と一供の居 傾所遭支援連事業について、 円滑な実施のための支援・調 整を行う。 | 878,636 | 業を実施するよう調整を行った。 ①子供の貧困対策 支援員の配置 ②子供の居場所の 設置 ※H29市町村への国 | 業を実施するよう調整を行った。 ①子供の貧困対策 支援員の配置 ②子供の居場所の 設置 | ・H30年度末時点で、子供の質图対策支援員が29市町村に117人が配置され、子 接員が29市町村に117人が配置され、子 供の居場所が26市町村に139箇所設置 された。 ・H30年度においては、のべ5,783人に子 供の質图対策支援員が支援したほか、 のべ298,780人が子供の居場所を利用 し、子どもの対人関係や学習意欲等の 改善につながった。 | 困難であるため、支援員や居場所が未 配置になっている。 ・沖縄子供の貧困緊急対策事業のモデ | 継続 | ・事業成果や取組の好事例の共有等を 行い、更なる配置促進を図る。 | 子ども生 活福祉部 | 子ども未来政策課 |
| 73 | 31 | | ・対人関係や家庭の問題など複合的な困難 を抱えた子ども・若者が、孤立することなく、社 会的な自立に踏み出せるよう、居場所の設置 や活動プログラムを行う地域の活動を支援しま す。 | 援事業(NPO団体等補 | 社会生活を営む上で困難を 有する子ども・若者を支援する 活動を行うNPO団体等に対し 活動費を助成する。 | 9,807 | も・若者の支援活動 | も・若者の支援活動 | ・困難を抱えた子ども・若者の支援活動を行う6団体に助成し、相談、居場所、活動プログラム及び訪問支援を延べ8,513人に行った。 | ・支援を要する子ども・若者は全県にいる一方、助成した団体の活動拠点に地域的な編りがあることから、各関係機関と連携し、全県的な支援体制の構築に向けて取り組む必要がある。 | 継続 | ・引き続き支援団体や関係機関と連携も 連携し、全県的な支援体制の構築に取 り組む。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |

| | | | 主な取組 | 且·事業(Plan) | | 主な取組・事業の状況(| Do) | 取組による成果及び | 課題の検証(Check) | 成里や課 | 題を踏まえた今後の展開方向(Action) | | |
|-----|----|---|--|---|---------|--|--|--|---|-------|---|--------------|--------------------|
| No. | 番号 | 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | 内容 | | .)額(千円) 取組· | 事業結果 | 成果 | 課題 | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 |
| | | | | | H29年度 | H30年度 H29年度 | H30年度 | | | 46.11 | | | ten bet dit d |
| 74 | 32 | 児童生徒が正しい歯のみがき方の習得や 歯みがきの習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じたむし歯予防を推進すると ともに、学校の歯科検診でむし歯で要治療とされた児童生徒に対し、受診を勧奨するととも、 | ①養護教諭の研修 | 養護教諭への研修会を実施し、学校歯科保健の推進を図り、う歯等の歯・ロに関する健康課題の解決を図る。 | _ | | 全養護教諭を対象 とした地区別及び県 研修会を実施した。 | | 健康診断の事後措置や歯科未受診者 への対応等に関する研修会の実施。 | 継続 | う歯予防及び治療等の学校歯科保健 推進に関する研修会の実施。 | 教育庁 | 保健体育課 |
| | | AUごが単土球に対し、支影を動来するCCもに、対策を講じます。 | ②歯科保健推進事業 | むし繭を予防するため、子ども の発達段階に応じた正しい歯 みがき習慣を身につけるよう推 進する。 | 7,187 | 間」等でむし歯予防 について歯みがき等 | 間」等でむし歯予防 | きの重要性及びむし歯予防について指導、講話等を通して、歯みがきが浸透し | 家庭では歯みがきが児童生徒本人に任 されていることが多く、食後や就寝前に 歯みがきをする習慣の有無については 個人差があると思われる。また、学校で の歯科健診後、要治療の場合、歯科医 院を受診しない生徒がいる。正しい歯み がき方法を知らない生徒がいる。 | 継続 | 市町村職員や学校歯科保健関係者を対象にむし歯予防に関する研修会を開催する。また、歯科口腔保健推進協築を開催し、学齢期の歯科保健に関して関係機関と情報を共有する。 | 保健医療部 | 課 |
| 75 | 33 | 児童養護施設において、施設の小規模化等による家庭的養護の促進や児童養護施設等の運営指針の活用等を通じて、子ども発達を発達に応じた基本的生活習慣を身につけることができるよう推進します。 | ①児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 <no.37②再掲></no.37②再掲> | 社会的養護において、より家庭的な環境で育てることができるよう施設整備費に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施進として児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。 | 6,000 | 5,267 児童養護施設1施 設においで地域小 規模児童養護施設 を開設。 | 設で実施。 | ・施設の小規模化により、児童をより一般家庭に近い環境で養育できるようになった。 | ・施設の小規模化により、一人の施設職 員に求められるスキルが高まることが想 定される。また、地域小規模施設の設置 に当たっては、近隣住民と良好な関係を 葉吉、地域での社会的養護の理解を深 めていくという視点が必要。 | 継続 | - 家庭的養護を推進するため、児童養護施設等に対し引き続き施設の小規模化を促していく。 | 子ども生活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 76 | 34 | 児童養護施設において、年金、税金、保険等に関する知識や基本的なアナーに関する教育、金銭管理の訓練等を行い、社会生活を円滑に開始できるよう支援します。 | | ・児童養護施設等で生活する 児童が、動学の基礎的な能力 及び態度を育て、児童が糸の 適性、能力等に応じた職業遺 がを行うことができるよう、適切 な相談、助言、情報の提供、実 図、講習今万支援により競び 自立を支援することを目的とす る。 | 14,908 | 施設3施設において | 施設3施設において | - 職業指導員が入所児童に対し適切な 指導を行うことで、施設退所後の生活に 係る不安軽減が図られた。 | - 職業指導員の支援を受け就職したもの の、環境に馴染めずすぐに離職してしま うケースもみられる。 | 継続 | 以下の事から施策的に職業指導員の 配置を検討し、要件を満たし必要性があ ると判断した場合、配置していべ。 ・退所者へのアフターケアーの統一・強 化。 ・退所後の動向を調査・分析した上で、 今後退所する児童や在所児童への必要 な支援を実施、 ・施設間が連携し横断的な支援を退所 者に実施するため、社会的自立支援事 業の支援コーディネーターを活用し連携 を図る。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 77 | 35 | - 児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、その適正、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、職業指導を行うとともに、 <u>退所児童へのアファーケアとして就労及び自立に関する相談支援を行う</u> 職業指導員の配置を拡充します。 | 立に向けた支援 | 児童養護施設等で生活する 児童が、動学の基礎的な能力 及び態度を育て、児童が予を 選体、能力等に応じた職業選 がを行うことができるよう、適切 な相談、助言、情報の提供、実 習、講習令方とともに、就労及び 自立を支援することを目的とす る。 | 14,908 | 施設3施設において | 施設3施設において | - 職業指導員が入所児童に対し適切な 指導を行うことで、施設退所後の生活に 係る不安軽減が図られた。 | - 職業指導員の支援を受け就職したもの の、環境に馴染めずすぐに離職してしま うケースもみられる。 | 継続 | 以下の事から施策的に職業指導員の 配置を検討し、要件を満たし必要性があ ると判断した場合、配置していべ。 ・退所者へのアフターケアーの統一・強 化。 ・退所後の動向を調査・分析した上で、 ・後後退所する児童や在所児童への必要 な支援を実施、 ・施設間が連携し横断的な支援を退所 者に実施するため、社会的自立支援事 業の支援コーディネーターを活用し連携 を図る。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 78 | 36 | 放課後児童クラブの保育料について、市町村と連携し、低所得世帯の児童を対象に負担軽減を促進します。 | ①放課後児童クラブ支援事業 <no.70①再掲></no.70①再掲> | 放課後児童クラブの公的施設 設活用を促進し、クラブの環境 改善等を図るため、市町村が、 実施する施設整備事業等に対 し補助を行う。 | 149,814 | 施設整備事業等に 対し補助を行った。 ・施設整備補助:7 市村15施設 | 施設整備事業等に 対し補助を行った。 | - 平成30年度の月額平均利用料(保育料、おやつ代等を含む)は3,169円であり、平成26年度の月額平均利用料10.115円と比較して946円の減となり、利用者の負担が軽減された。 | ・クラブ数については、平成29年度の403クラブから452クラブと増加しているものの、利用ニズの高まりにより、登録できなかった児童数(平成30年度760人)が高止まりの状況にある。小公的施設活用放課後児童クラブの設置は、主に学校施設を活用することが多せ放設を大力である。 ないこと、学校敷地内にスペースを確保できないこと、学校敷地の対している。 ないこと、学校敷地の対している。 ないこと、学校敷地の対している。 から、事業が進まない現状がある。 | 継続 | ・放課後児童クラブの運営に関して、学校とクラブ間の協定締結や子どもの安全管理等をユーディネートする業務を受託しており、学校や市面村教育委員会が不安なく事業に協力できるよう支援を行う。 ・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | 子ども生活福祉部 | 子育で支援課 |
| | | | ②沖縄県子どもの貧困 対策推進基金事業(市 町村支援事業②) | 放課後児童クラブ負担軽減 事業として、平成27年度と比較 比新規又は拡充分して実施す る事業に必要な経費に交付金 を交付する。 | 36,053 | 後児童クラブ、の利 用料負担軽減を図 る事業」を実施し、計 画値1,601名に対し | 後児童クラブ、の利 用料負担軽減を図 る事業」を実施し、計 画値1,451名に対し | ・放課後児童クラブへ通う世帯の経済的な負担軽減につながった。 ・放課後児童クラブへ通うのが困難な世帯の子ども達を受け入れる体制を整え、 放課後、家などでひとりほっちで過ごす 子どもを減らすことができた。 | ・放課後児童クラブ負担軽減事業の実施を各市町村へ引き続き呼びかけていく必要がある。 | 継続 | ・各市町村における放課後児童クラブ負担軽減事業の実施内容などについて、 各市町村と情報共有を図るなど、同事業の実施を呼びかけている。 | 子ども生 活福祉部 | 子ども未 来政策課 |

| | | | | 主な取 組 | 且·事業(Plan) | | 主/ | な取組・事業の状況(| Do) | 取組による成果及び | 課題の検証(Check) | 成果や誤 | 課題を踏まえた今後の展開方向(Action) | | |
|----|--------|-----------|---|--|--|-----------|---------|--|--|--|---|---------|--|--------------|--------------------|
| N | lo. 番号 | 寻 | 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | | |)額(千円) | 取組・事 | 事業結果 | 成果 | 課題 | 展開方向 | | 担当部局 | 担当課 |
| H | 9 37 | | ・ 子どもの健全な育成・発達を図ることを目的 | ②ビュ 医療器師改革 | こどもの疾病の早期発目と日 | | H30年度 | | H30年度 単内全市町村にお | ・平成30年度は、県内全市町村におい | ・全国的にこども医療費助成制度は並 | 継続 | ・通院の対象年齢の拡大については、 | 促健医癌 | 促健医毒 |
| , | 37 | 経済的 支援 | に実施している子どもに関する医療制成について、市町村と連携して通院の対象年齢拡大に向けて取り組みます。 | ©上こではが見りがチ 業 <no.42②再掲></no.42②再掲> | 期治療を促進し、こともの健全 な育成を図るため、市町村が 行うこども医療費助成事業に要 する経費(こついて補助を行う。 | 1,207,092 | | いて、通院について は就学前まで、入院 については中学卒 業までの児童を対象 に、1,691,033件の医 | いて、通院について は就学前まで、入院 については中学卒 業までの児童を対象 | て、通院については就学前まで、入院については中学卒業までの児童を対象に、1,722,259件の医療費助成への支援 | 上面がたという。 | 462 491 | 通いのから、一部のが加へて、ことは、現 引き続き市村と協議の場を設定し、現 物給付の効果や、財政負担、小児医療 に与える影響等後疑正とがら、段階的 に拡充する方向で検討する。 | 部 | 総務課 |
| 8 | 38 | • | ・ ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、所得要件等を満たすひとり親家庭の子どもに対し、医療費を助成します。 | ①母子家庭等医療費助成事業 <no.42①再掲></no.42①再掲> | ひとり親家庭の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり、生活の安定と自立を支援し、ひとり戦家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。 | 355,544 | 319,505 | 保護者及び児童が 医療費に要した自己 負担分を市町村が 助成し、県は市町村 | 保護者及び児童が 医療費に要した自己 | 医療費を助成することにより、生活の安 | ・本事業の給付方法は、受給者にとって 利便性の高い「自動信選方式」に移行を 進めており、一部市町村で導入が始まっ ている。 ・本事業の実施主体は市町村であるた め、多くの市町村で「自動信選方式」の 導入を進めていく必要がある。 | 継続 | ・母子家庭等医療費助成事業のについて、実施主体である市町村の意見等を 把握するとともに、他の医療費助成制度 にども医療費助成事業、重度心身障害 者医療費助成事業、シの比較を行い課 題の整理を行う。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 8 | 31 39 | 7 | ・ 中学生・高校生の通学費について、バス運賃等の負担軽減に取り組みます。 | ①中高生通学実態調査事業 | 中高生の通学費に対する支援に向け、各種調査を行い具体的な制度の検討を行う。 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 新規 | ・現在、通学実態調査を行っているところであり、調査の結果を踏まえ、具体的な制度設計の検討を行った上で、可能な限り早期に実施できるよう努めていきたい。 | 教育庁 | 教育支援課 |
| (; | 3)高校 | 生期 | | | <u>'</u> | | | | | T. | | | 1,42 | | |
| | 32 1 | | ・ 学校における具体的な支援として、子どもの 貧国に関する理解を深め、子どもに自己肯定 態を持たせる教育方法を研究するため、教員 免許状更新講習における関連講習や校内研 修等の開設を促進します。 <no.48再掲></no.48再掲> | ①家庭教育力促進 「や一なれー」事業 家庭教育支援アドバイ サー養成講座 <no.48②再掲></no.48②再掲> | 保護者と地域のつながりをつくるなど、家庭教育を支援する 人材を養成する。 | 49,424 | | 重瀬町中央公民館 において教員免許 | ターにおいて教員免 許状講習が実施さ れ、113名が受講し た。 | ・平成30年度は、北谷町文化プラザにお いて、教員免許状更新対象者、幼小中 高の先生方が一堂に会して本講座を受 講し、家庭教育を地域全体で支援してい くことの重要性を確認することができた。 | るため、家庭教育や子育でに関する知識や技能を学ぶ機会を提供する必要が | 廃止 | ・事業終了に伴い、教員免許状更新講習については廃止とする。今後、市町村で自主的に家庭教育支援を行うことに重点を置いて支援をしていく。 | 教育庁 | 生涯学習振興課 |
| 8 | 33 2 | | 高等学校中途退学者等に対し、学力検査を 課さず、志望動機を聞く面接等で入学できる学 び直しのための高校や学科の設置などを検討 します。 | | 学び直しの高校や学科を設置している他県の情報収集を 行う。 | 139 | | 東京都立六本木 高等学校(チャレン ジスクール:定時三 部制)を視察した。 | 他県の動向等資料収集を行った。 | 他県の動向を把握することで、今後の施 策を検討する上での材料を得ることが出 来た。 | ・高校を中退した生徒は、学校とのつながりがなくなることから、ニーズの把握が 困難であり、どのように把握する方法が あるか検討する必要がある。 | 継続 | ・ニーズ把握が困難なため、どのような 形で実施すべきか検討材料が少ない。 ニーズ把握の方法について検討すると ともに、今後福祉部門とも情報交換を行 い、研究を継続する。 | 教育庁 | 総務課 |
| 8 | 34 3 | | ・経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分にの学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていない生徒を対象に、教員を志望する大学生や地域住民等の協力により、学習支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を支援します。 <no.53再掲></no.53再掲> | | 経済的な理由や家庭の事情 により、家庭での学習が困難で あったり、学習習慣が十分に身 についていない生徒を対象に、 教員を志望する大学生や遺生 住民等の協力により、学習支 援(地域未来塾)を行う市町村 の取組を支援する。 | 41,100 | 46,154 | 塾)が実施。対象が 高校生まで拡大した ことを事業実施主体 である市町村に対し て、周知を図った | 30中学校において 地域住民等による 学習支援(地域未来 塾)が実施。対象が 高校生まで拡大した | 対象学校数共に増加した。 ・平成28年度より、対象を小中学生から | 高校生まで拡大したが、県内の高校生の参加実績はなかった。 ・高校生を対象とする場合、教科の専門性が高まるため、学習支援員(教員を志望する大学生や教員OB、塾講師等の地 | 継続 | ・事業実施市町村の拡大を図るため、研修会等において行政説明や事例報告等 を行い、事業の周知を図る。 | 教育庁 | 生涯学習振興課 |
| 8 | 35 4 | | ・ 不登校傾向や中途退学が懸念される生徒が多い高等学校に就学支援員等を配置し、訪問支援、県の教育・福祉関係部門、民間支援団体の協働による支援体制を構築します。 < No.22再掲> | ①教育相談·就学支援 員配置事業 <no.22①再掲></no.22①再掲> | 不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒等が多く、 支援を必要とする県立高等学校、就学支援爰必要とする東立高等学校、就学支援長を派遣し、校内外における支援体制の構築 セ、アウトリーテ支援、教育・福祉の公的支援と民間支援団体 による協働体制の構築を図る。 | 22,341 | | 県立高等学校13 校15課程に配置することができ、生徒824人への支援を行った。 | 県立高等学校17 校19課程に配置することができ、生徒 1,171人への支援を 行った。 | ・中途退学者の社会的職業的な自立支援の取組が図られた。また、H300就学 支援員を派遣した学校における、カウン セリング等を実施した生徒は1.171人で あった。 | 心理士・社会福祉士等)の有資格者の | 継続 | ・各学校において、教育相談・就学支援 員配置事業の必要性が高まっており、 継続的に事業の拡大を図り取組を充実 させ、生徒の支援体制の強化を図って いく。 | 教育庁 | 県立学校 教育課 |
| 8 | 86 5 | | ・ 高等学校中途退学を防止するため、各学校 の中途退学対策担当者に対し、講演会や研究 協議の開催、関連事項の学習及び優れた取組 並びに子どもの貧困対策の情報共有などによ り、対策の強化を図ります。 | 当者連絡協議会及び中 途退学対策加配校連絡 | 議会及び中途退学対策加配校 | | _ | 校内中途退学対 策担当者連絡協議 会(60校1回開催)、 中途退学対策加配 校連絡協議会(1回 開催、参加者数15 名)を開催した。 | 校内中途退学対 接担当者連絡協議 会(60校1回開催)、 中途退学対策加配 校連絡協議会(1回 開催、参加者数15 名)を開催した。 | ・連絡協議会の開催し、関連事項の学習及び優れた取組並びに子どもの貧困 対策の情報共有により、各学校での中 途選学対策に係る体制が強化された。 | ・各学校によって、抱える課題が違うためそれに配慮した講演・ワークなどを企画する必要がある。 | 継続 | ・中流退学対策担当者連絡協議会については、各学校の企画要望考考慮する。 いては、各学校の企画要望考考慮する。 ・中流退学対策加配校連絡協議会については、より一層の他校との情報共有を 高め各学校の組織改革を図らせる。 | 教育庁 | 県立学校 教育課 |

| | | | | 祖·事業(Plan) | | 主な取組・事業の状況(| Do) | 取組による成果及び | 課題の検証(Check) | 成果や課 | 題を踏まえた今後の展開方向(Action) | | |
|----|----|--|--|---|-----------------|--|---|---|--|------|--|--------------|-------------|
| No | 番号 | 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | 内容 | 決算(見込 | | 業結果 | 成果 | 課題 | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 |
| 87 | 6 | ・中卒無職少年及び高等学校中途退学者 ついて、在学中の児童生徒の保護者の了 得て学校とハローワークや子ども若者みら 該プラザsorae等と情報を共有するなど、就 就労など必要な支援につなげます。 <no.2: 掲></no.2: | を 員配置事業 N相 <no.22①再掲> 学、</no.22①再掲> | 不登校傾向の生徒や中途退学が懸念される生徒等が多く 支援を必要とする県立高等学 校へ就学支援責を派遣し、校 内外における支援を順の構築 セ、アウトリーチ支援、教育・福 祉の公的支援と民間支援団体 による協働体制の構築を図る | H29年度 22,341 | H30年度 25.882 県立高等学校13 牧15課程に配置することができ、生徒 824人への支援を 行った。 | H30年度 県立高等学校17 校19課程に配置することができ、生徒 1,171人への支援を 行った。 | ・中途退学者の社会的職業的な自立支援の取組が図られた。また、H30の就学支援債を派遣した学校における、かウンセリング等を実施した生徒は1.171人であった。 | | 継続 | ・各学校において、教育相談・就学支援 員配置事業の必要性が高まっており、 継続的に事業の拡大を図り取締を充実 させ、生徒の支援体制の強化を図って いく。 | 教育庁 | 県立学校 教育課 |
| 88 | 7 | 高等学校等中途退学者が高校に再入学 て学び直す際、卒業するまでの一定期間、 業料に係る支援を行います。 | | | 2,008 | 人、定時制49人、通 | 県立高校全日制 16人、定時制58人、 通信制214人に支給 した。 | ・平成29年度は県立高校167名に支給 し、就学支援金が終了した後も学び直し 支援金を参わることにより授業料が無 償となった。平成30年度は県立高校214 名に支給し、授業料が無償となった。 | を提出して認定を受ける必要があるが、 | 継続 | ・就学支援金終了後に学び直し支援金 が申請できることから、申請対象者を学 校で把握し、今後も継続して生味への来 内を実施することで申請漏れがないよう に取り組む。 | 教育庁 | 教育支援課 |
| | | | | 高等学校等中途退学者が高校に再入学して学び値す際、 卒業するまでの一定期間、授 業料に係る支援を行う。 | 7,912 | 校及び専修学校高 | 通信制高等学校3校 及び専修学校高等 課程1校に通う生徒 | ・平成28年度は、通信制高等学校3校に通う生徒96人に支給した。(支給額6,219 千円) ・平成29年度は、通信制高等学校3校文 び専修学校高等課程1校に通う生徒80 人に支給した。(支給銀7,912千円) ・平成30年度は、全日制高校1校、通信制高等学校3校及び専修学校高等課程 1校に通う生徒687人に支給した。(支給額5,997千円) | | 継続 | ・継続して事業に取り組むとともに、学校 や生徒保護者に対し、就学支援制度の 周知を徹底する。 | 総務部 | 総務私学 課 |
| 89 | 8 | 高等学校<u>進学後の就学継続を総合的に</u> 援するため、県立高等学校への居場所設置 拡充に取り組みます。 教育の 支援 | | | 10,446 | | の居場所において、 支援を実施したほ か、新規設置校の | 職員の協働支援により、不登校の未然 | ・職員との連携等や学校の支援制度と の協働体制の構築など、継続的に事業 に取り組むことが必要である。 ・小中学校時に不登校を経験した生徒 への支援等、これまでの支援経緯の把 機や他機関との連携等の一層の強化 等、思場所におけるソーシャルワーク・ 外部機関との接続機能等を確立する必 要がある。 | 拡充 | ・1技(〜H29年度)から10校(H30年度4 校追加、H31年度3校追加、R2年度2校 追加予定)へ設置校を拡充し、多様な形 態の学校内居場所モデルを構築。 ・新規実施校の選定方針を筆定の上、 同様または実際の課題を持つ県立高校 について、居場所設置の製整を行う。 ・居場所と学校の協働支援体制構築に 係るノウハウの共有等を実施する。 | 子ども生 活福祉部 | 子ども未来政策課 |
| 90 | 9 | 高校生一人ひとりの基礎的・汎用的能力 育成するため、教員向けの研修会などを実 するとともに、指定校にコーディネーターを し、学校における教育活動全体を通したキャア教育の実践・取組を支援することで、進路 定率の向上に取り組みます。 | も 業 ピ ブ | 高校卒業時の進路決定率の 改善を教員のキャリア教育実 競力の向上及び学校現場にお ける実践取組の普及推進を図 る。 | 18,064 | 体(授業、行事、HR 活動)に関わるキャ リア教育の実践取組 | 置し、分を持ちない。 学校教育了全体教育。 育の実践配置特別。 持した。教育を指述をある 持した。教養成とも 行派遣進を交送察 に、先究を支援管理 に、先究を支援管理 に、先教論を女援管理 向けが修会等の | ・キャリア教育コーディネータ配置校2校 において、学校現場におけるキャリア教 育の実践助組を支援した。また、年度末 「自然の発表会を開催し、他校への情 報発信、共有ができた。 ・キャリア教育日担当者及び管理者向け研 修会の内容をより充実させ、各学校にお いて学校の教育活助全体を通したキャリ ア教育に関する「全体計画」や「年間計 画」を作成する演習を行い、教員の実践 力向上を図った。 ・県立高等学校平成31年3月卒業生の の進路決定率が57.3%で、昨年度の 85.7%から1.6ポイント向上した。 | が実施し、学習意欲を高められるよう [に、キャリア教育の視点を踏まえた授業 改善を図る必要がある。 ・キャリア教育を充実させるためには、 幼・小・中。高の各校種間の授継(縦の つながり)や学校・産業界・地域・家庭な どの多様な主体(横のつながり)で、本 県の児童生徒とどのように育成していく | 継続 | ・キャリア教育コーディネータを2校に配置し、引き続き、学校現場におけるキャリア教育の実践取組を支援する。・キャリア教育協力校(コーディネータ配置校)におけるキャリア教育の充実を図るため、キャリア教育担当者養成研修への派遣を行う。 学校・産業界・地域・家庭などの多様な主体で、沖縄県の児童生徒の実態や新学習指導要領を踏まえて、沖縄県のキャリア教育の目標や方向性等を協議し、方針を示す。 | 教育庁 | 県立学校 教育課 |
| 91 | 10 | ・アルバイトをしている生徒に対し、キャリ 育の一環として、アルバイト先を就職につな たり、職業的自立に向けた職業訓練等の情 を提供するなどにより、円滑に就職につない れるよう支援を行います。 | げ 校における生徒指導 報 | 定時制・通信制における学校 において、アルバイトを推奨す る中から就労観を養い、その他 卒業後の就職につながるよう にする。 | _ | 生徒に対しキャリア教育の観点から情報提供等の支援を行った。 | 生徒に対しキャリ ア教育の観点から 情報提供等の支援 を行った。 | ・就労につなげることで労働への姿勢や 就学の必要性を学ばせることできた。 | ・これからも継続的に職業観を持たせる 生徒支援を行う必要がある。 | 継続 | ・アルバイトをしている生徒に対し、キャリア教育の一環として、アルバイト先を 就職につなげたり、職業的自立に向け た職業制練等の情報を提供し、円滑に 職業につなげられるよう支援する。 | 教育庁 | 県立学校 教育課 |

| | | | 主な取利 | I·事業(Plan) | | 主な取組・事業の状況(| Do) | 取組による成果及び | 課題の検証(Check) | 成果や課 | 題を踏まえた今後の展開方向(Action) | | |
|-----|----|---|--|---|------------------------|--|--|---|---|------|--|--------------|--------------------|
| No | 番号 | 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | 内容 | | | 事業結果 | 成果 | 課題 | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 |
| 922 | 11 | | | 県外難関大学等への進学を 推進する給付型奨学金制度を 創設し、県内高等学校生徒の 大学等進学率の改善に取り組 む。 | <u>H29年度</u> 29,138 | 47,660 - H28年度採用奨学 生へ月額奨学金を 給付した。 ・募集・選考を行って 候補者等を選定し、 その中から指定大 学合格者25名を奨 学生として採用、入 | 候補者等を選定し、 その中から指定大 | ・平成28年度以降3年間で、能力がある にも関わらず経済的に県外進学の困難 な高校生等73をを要学生に採用し、県 外難関大学等への進学・修学を支援す ることができた。 | ・継続的に事業に取り組むことが必要である。 | 継続 | ・今後も継続的に事業に取り組むことで、学生が安心して勉学に専念し、卒業後の目標の実別に近づけるよう、常実に支援を行っていく。また、後進への波及効果を図るため、OBICよる請演会等も実施する。・給付型奨学金については、平成30年度からは、同所得水準の世帯等を対象とした。また、国においては今知る年度から住民税非提税世帯等を対象とした新たな星制度が開始される。このことから、各制度のコンセプトを生かして、生徒それぞれの能力や将来設計等に応じて連携を対象とは、整大な全国制度が開始される。このことから、各制度のコンセプトを生かして、生徒それぞれの能力や将来設計等に応じて連携を表するよう。各高等学校等の進路指導部と連携して、各制度の周知広報及び活用に努めていく。 | 教育庁 | 教育支援課 |
| 93 | 12 | 教育基本法に基づき設置した高校生に対する奨学金貸与事業を着実に実施するとともに、大学等を含め奨学金情報が必要な生徒に伝わるよう制度の周知を図ります。 | ①高等学校等奨学事業 | 奨学金貸与事業についての 情報が必要な生徒に広く伝わ るよう周知を図る。 | 19,561 | で、奨学金情報を掲 載するとともに、修 学支援情報をとりま とめた一覧表を作成 し、県立高校及び市 | で、主な貸与・給付型奨学金情報を掲載するとともに、修学支援情報をとりまとめた一覧表を作成し、県立高校及び市 | ・平成29年度は2079人、平成30年度は 1,676人に奨学金を貸与した。 ・平成26年度より開始された返還不要の 「奨学のための給付金」の実施以後、奨 学金貨与者は年々減少傾向にあるが、 要件を満たす貨与希望者全員を奨学生 として採用することができており、低所備 世帯における生徒も修学の継続が可能 となった。 | ・適正な債権管理を行い、奨学金の返還 率を向上させる必要がある。 | 継続 | ・県ホームページの利活用等により大学 等を含めた奨学金情報の提供に努め、 必要な生徒に情報が確実に伝わるよう 更に取り組んでいく必要がある。 | 教育庁 | 教育支援課 |
| 94 | 13 | ・低所得世帯の子どもに対し、大学等への進学を促進するため、 <u>多様な進学希望に対応した学習支援に取り組みます。</u> | ①子育て総合支援モデル事業 <no.64②再掲></no.64②再掲> | 貧困の連鎖の防止を図るため、準要保護世帯等の児童・生 低二対し学習支援を、またの 観に対し養育支援等を実施す る。 | 290,474 | 中学生に対し、学習 支援を15町村18教 室で546人に、児童 扶養手当等の受給 | 中学生に対し、学習 支援を15町村19教 室で765人に、児童 | 97.2%)ほか、高校3年生182人のうち、 173名が大学や専門学校等を受験し、 150名が合格した(合格率86.7%)。 | 今後とも継続的に事業に取り組むことが必要である。 ・一不に合った支援ができるよう各学 齢期、学力ごとにきか細かが対応できる 環境作りが必要となっている。 ・中学生、高校生ともに高い合格率・大 学等合格率となっているが、一方で、 非行や学音習慣の定着が難しい子ども もおり、そのフォローに人手が必要と なっている。 ・養育支援に留まらず、さらに上位の学力を目指す子どもへの支援が求められる。 | 拡充 | ・継続して学習支援事業に取り組むとともに、受託者や子ども、保護者、自治体等の意見を開びなど、継続的な事業実施 等の意見を関いなど、継続的な事業実施 に向けて必要な調査等を実施する。 ・上記調査等を元に、事業内容の検証 等を行う。 ・子どもや保護者が希望する進学先に 応じた支援の仕組みを構築する。 | 子ども生 活福祉部 | 子ども未来政策課 |
| 95 | 14 | ・経済的な理由や家庭の事情により、家庭で の学習が困難であったり、学習習慣が十分に 身についていない生徒を対象に、教身を志望 する大学生や地域住民等の協力により、学習 支援(地域未来塾)を行う市町村の取組を支援 します。< No.53再掲> | ①学校·家庭・地域の連 携協力推進事業 <no.51①再掲></no.51①再掲> | 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難で してい、家庭での学習では外分に身 あったり、学習で慣が十分に身 についていない生徒を対象に、 教員を志望する大学生や地域 住民等の協力により、学習支 援(地域未来塾)を行う市町村 の取組を支援する。 | 41,100 | 校・18中学校において地域住民等による 学習支援(地域未来 塾)が実施。対象が 高校生まで批大した ことを事業実施主体 である市面村に対して、周知を図った | 30中学校において 地域住民等による 学習支援(地域未来 塾)が実施。対象が 高校生まで拡大した | て、地域住民等による学習支援(地域未来塾)が実施され、平成29年度と比べて、前年度と比べて取組市町村数及び対象学校数共に増加した。 ・平成28年度より、対象を小中学生から | 性が高まるため、学習支援員(教員を志 | 継続 | ・事業実施市町村の拡大を図るため、研修会等において行政説明や事例報告等を行い、事業の周知を図る。 | 教育庁 | 生涯学習 振興課 |
| 96 | 15 | ・児童養護施設等で暮らす子どもの潜在的な 可能性を引き出していけるよう、学習支援を推 進し、基礎学力の定着を図るとを11、良き理 解者と触れ合う機会を作ります。 <no.65再掲 ></no.65再掲 | ①児童養護施設等入所 児童に対する学習支援 の充実 <no.65①再掲></no.65①再掲> | 養育環境等により、十分な学 習機会が確保されてこなかった 児童養護施設等入所児童じた し、標準的な学力を備えさせ、 退所後の自立のための学習支 援の充実を図る。 | 30,564 | への措置費に学習 指導加算を反映し支 弁。入所児童に対し | への措置費に学習 指導加算を反映し支 | ・児童養護施設等入所児童の基礎学力 の向上が図られた。 | ・児童によっては発達障害を抱えている 等、様々な背景を持つ者が対象であり、 学習意欲の個人差も大きく、指導方法に 配慮が必要である。 | 継続 | ・引き続き入所児童に対する学習指導を 促進していく。児童一人一人へのきめ細 やかな学習支援を促していく。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 97 | 16 | | ①児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 <no.37②再掲></no.37②再掲> | | 6,000 | 設において地域小 | 児童養護施設2施 設で産業施。 1施設において地域 加税規規定重養護施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | ・施設の小規模化により、一人の施設職員に求められるスキルが高まることが想定される。また、地域小規模施設の設置に当たっては、近隣住民と良好な関係を築き、地域での社会的養護の理解を深めていくという視点が必要。 | 継続 | ・家庭的養護を推進するため、児童養護 施設等に対し引き続き施設の小規模化 を促していく。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |

| | | | | 主な取組 | I·事業(Plan) | | 主な取組・事業の状況([| Do) | 取組による成果及び | 課題の検証(Check) | 成果や課 | 題を踏まえた今後の展開方向(Action) | | |
|----|------|-----------|--|--|---|----------------|---|--|---|--|------|--|--------------|--------------------|
| N | . 番号 | 8 | 十画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | | 決算(見込 H29年度 | | 業結果 H30年度 | 成果 | 課題 | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 |
| 9 | 3 17 | | ・児童養護施設において、年金、税金、保険等に関する知識や基本的なマナーに関する教育、金銭管理の訓練等を行い、社会生活を円滑に開始できるよう支援します。 <no.76再掲></no.76再掲> | | 児童養護施設等で生活する 児童が、勤労の基礎的な能力 及び態度を可、児童がその 適性、能力等に応じた職業選 択を行うことができるよう、選 留、講習等の支援により職業 選、環を行うことができるより、選 とり、 とり、 は事を行うとともに、就労及び 自立を支援することを目的とす る。 | 14,908 | 15,015 継続して児童養護 施設3施設において | 継続して児童養護 施設3施設において | ・職業指導員が入所児童に対し適切な 指導を行うことで、施設退所後の生活に 係る不安軽減が図られた。 | - 職業指導員の支援を受け就職したもの の、環境に馴染めずすぐに離職してしま うケースもみられる。 | 継続 | ・継続して職業指導員による支援を推進 する。また、就職後のアフターケアの仕 組みも検討していく。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 9 |) 18 | 生活の 支援 | ・児童養護施設等で生活する児童が、勤労の 基礎的な能力及び態度を育て、その適正、能 力等に応じ、職業選択を行うことができるよう、 職業指導を行うとともに、退所児童へのアフ クーケアとして就労及び自立に関する相談支 援を行う職業指導員の配置を拡充します。< No.77再掲> | 立に向けた支援 | 児童養護施設等で生活する 児童が、勤労の基礎的な能力 処態度を等に応じた職業選 販売すらに応じた職業選 販を行うことができるよう。 でも見いできるよう。 でも見いできるよう。 では、助言、責任を でする、選問できた。 関連を行うとともに、就労及び 自立を支援することを目的とする。 | 14,908 | 施設3施設において | 施設3施設において | - 職業指導員が入所児童に対し適切な 指導を行うことで、施設退所後の生活に 係る不安軽減が図られた。 | - 職業指導員の支援を受け就職したもの の、環境に馴染めずすぐに離職してしま うケースもみられる。 | 継続 | 以下の事から施策的に職業指導員の 配置を検討し、要件を満たし必要性があ ると判断した場合、配置していく。 ・退所者へのアフターケアーの統一・強 化。 ・退所後の動向を調査・分析した上で、 今後退所する児童や在所児童への必要 な支援を実施。 ・施設間が連携し横断的な支援を退所 者に実施するため、社会的自立支援事 業の支援コーディネーターを活用し連携 を図る。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 10 | 0 19 | | ・専門的な個別支援を必要とする子どもに対応できる居場所を設置します <no.69再掲></no.69再掲> | ①沖縄子供の貧困緊急 対策事業(拠点型子供 の居場所運営事業) <no.69①再掲></no.69①再掲> | 通常の子供の居場所では対応 が困難な課題を抱える子供(中 が困難な課題を抱える子供(中 年無職)少年、不登校、引きこも り等)に対し、専門的な個別支 援を行う拠点となる子供の居場 所を設置する。 | = | | _ | _ | | 新規 | 通常の子供の居場所で対応困難な子供 の孤立化を防ぐため、拠点型の居場所 を設置し、関係機関と連携を取りなが ら、必要な個別支援等を行う。 | 子ども生 活福祉部 | 子ども未来政策課 |
| 10 | 1 20 | | ・ 市町村において、若年妊産婦に対する出産 音見に関する相談・支援、修学や就労支援など、安定した生活を営み、自立するための支援を行う居場所の設置を促進します。 | ①沖縄子供の貧困緊急 対策事業(市町村事業) <no.11①再掲></no.11①再掲> | 市町村が行う若年妊産婦の 居場所の運営支援事業につい て、円滑な実施のための支援・ 調整を行う。 | _ | | _ | _ | _ | 新規 | 若年妊産婦の居場所の設置を希望する 市町村に対し、必要な情報の提供など、 支援・調整を行い、設置を促進する。 | 子ども生 活福祉部 | 子ども未来政策課 |
| 10 | 2 21 | 就労 | 高等学校卒業後に就職を希望する生徒に対し、就職活動に必要な知識や技術の習得と 社会人としての基礎力の育成を図るため、宿泊研修、外部講師による実務研修を実施するなど指導体制を強化し、就職内定率の向上を図ります。 | ①就職活動キックオフ事業 | 県立高校生に対し、早期の就 聴と図るために、県立高等学校 に50名の就職支援員の配置、 就職希望者に対しての宿泊の 修、全県立高校の就職指導担 当者に対しての研修等を実施 する。 | 159,466 | 泊研修を実施した。参加者は2314であった。 ・記職指導担当者向け実務研修を実施した。参加者は123名の参加があった。 ・就職支援員を県立 | 泊研修を実施した。 参加者は233名で あった。 ・就職指導担当者向 ・沈職務研修を実施した。 参加者は126名 の参加があった。 | ・全県立高校の就職指導担当者への研修については、担当教諭及び就職支援 員126名が参加し、就職支援に係るスキ ルアップを図ることが出来た。 | ・就職内定率や離職率は改善傾向にあるが、依然、全国と差がある。就職者望 るが、依然、全国と差がある。就職者望 者の応募先の決定や応募書類の早期 提出におけ、生徒の意識向上、職員の 就職指導ストルアップを図るとともに、 各学校におけるキャリア教育を充実さ せ、職業観・勤労観の育成を強化する必 要がある。 | 継続 | 連絡協議会等の研修を通して情報の共 有を図る。 ・就職活動の早期化に向け、就職先へ の応募書類の受付開始日(8月30日)に 提出できるよう周知を図る。 ・早期離職防止のため、校内外における 内児者向けの研修を継続して支援して いく。 ・学校全体でキャリア教育を推進し、望 ましい職業観・勤労観の育成を図る。 | 教育庁 | 県立学校 教育課 |
| 10 | 3 22 | 支援 | ・ひとり親家庭 <u>や生活困窮家庭</u> の子どもに対する就業相談、就業講習会の開催、就業情報の提供等を行います。 | ①母子家庭等自立促進 事業(就労支援) | 母子家庭、父子家庭の福祉 の増進を図るため、ひとり観察 庭の観等を対象に、就労支援 講習会、就業支援相談及び就 業紹介等の実施や母子家庭等 自立支援給付金の給付等を実 施する。 | 95,435 | 245件であり、うち80 名が就業している。 また、就労支援講 会は7回開催され、 修了者127名がスキ ルアップに繋がっ た。高校生には、保 | 171件であり、うち49 名が就業している。 また、就労支援講習 会は6回開催され、 修了者112名がスキ ルアップに繋がっ | ・就労支援講習会、就業支援相談及び 就業報介等の実施や母子家庭等自立 支援給付金の給付等により、ひとり親家 庭等の自立を支援した。 | ニーズに対応するため、相談員の質の | 継続 | ・相談員への研修事業の充実を図り、相談員の質の向上を促進する。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 10 | 4 23 | | ・ 高等学校等就学支援金制度により、所得に 応じて高等学校等の授業料に充てる就学支援 金を支給し、家庭の教育費負担の軽減を図り ます。 | ①高等学校等就学支援 金等支出事業 | 保護者全員の合算額が住民 税所得割額50万7000円(年収 910万円)未満の生徒に対し、 東立高校の授業料を実質的に 無償とする。 | 4,541,223 | 延べ455,365人(月 平均37,947人)、定 時制延べ10,270人 (月平均855人)、通 信制延べ5,625人 | 県立高校全日制 延べ450,995人(月 平均37,583人)、定 時制延べ12,158人 (月平均1,013人)、 通信制延べ6,442人 (月平均537人)に支 給した。 | 人(月平均39,284人)、平成29年度は 471,260人(月平均39,272人)、平成30年 | ・受給資格の認定にあたっては、申請書 を提出して認定を受ける必要があるが、 制度を理解していないことや、保護者が 所得未申告で書類を提出できないことが ある。 | 継続 | ・制度周知については、高校入学予定 の中学3年生向けにテラシを全中学校 へ配布しているが、継続して実施し、申 請漏れがないよう周知を図る。 ・平成31年度よりマイナンバーに対応し、 た手続きにより課税証明書の提出が不 要となり、申請が容易となる。 | 教育庁 | 教育支援課 |
| | | | | | 支給対象校の対象生徒に対 して、就学支援金を支給し、就 学にかかる学費負担を軽減す る。 | 1,340,069 | 等(全日制4校、通 信制4校、専修学校 5校、各種学校1校) の生徒、8,123人に | 私立の高等学校 等(全日制4校、通 信制4校、時学校 5校、各種学校1校) の生徒、14,475人に 支給した。 | 金(所得に応じて生徒1人あたり年間 118.800~297,000円)を支給し、就学に 係る学費負担の軽減を図った。 | ・家庭の状況にかかわらず、全ての意志 ある高校生等が安心して教育を受ける ことができるよう就学支援金を給付し、 経済的負担軽減を図るため、継続的に 事業に取り組むことが必要である。 ・就学支援金受給者のうち、生活保護世 帯・住民税所得割額非課税世帯の割合 は、平成28年度で25.9%、死成29年度で 27.3%、平成30年度で26.5%である。 ・私立の高等や校等に進学する生徒数 の増とともに同世帯の生徒も増えてお り、当該事業を含む就学支援の制度の 周知に今後とも力を入れる必要がある。 | 継続 | ・継続して事業に取り組むとともに、学校 や生徒保護者に対し、就学支援制度の 周知を徹底する。 | 総務部 | 総務私学 課 |

| | | | | 主な取組 | I·事業(Plan) | | 主 | な取組・事業の状況(| Do) | 取組による成果及び | 課題の検証(Check) | 成果や課 | 題を踏まえた今後の展開方向(Action) | | |
|----|--------|------------|---|---|---|--------------------|----------|---|--|--|---|------|---|--------------|--------------------|
| ٨ | lo. 番· | 号 1 | 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | | 決算(見込) |)額(千円) | | 事業結果 H30年度 | 成果 | 課題 | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 |
| 1 | 05 24 | | ・ 授業料以外の教育費負担を軽減するため、 「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金) 制度」により、低所得世帯を支援します。 | | 低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担軽減を目的に 「製育費負担軽減を目的に 「製育のための給付金」を支給 する。 | H29年度 1,254,326 | | | | ・教材費や教科書費など授業料以外の 教育費負担が軽減されるよう、平成28年 度は4、188人、平成29年度は13.360人、 平成30年度は12.527人に奨学のための 給付金を支給した。 ・また更なる支援強化のため、非課税世 帯(全日制等・第1子)の給付額を、設階 的に増額している(平成28年度59.500 円、平成29年度75.800円、平成30年度 80.800円、存和元年度82.700円)。 ・この取組により、家庭の総済状況にか かわらず、態もが安心して教育を受けら れる環境の整備につながった。 | 別の呼びかけなど、継続的な取組が必 要である。 | 継続 | ・各高等学校等と連携し、制度の周知を 徹底していくとともに、中学校段階での 周知も引き続き行うことで、制度の理解 が深まるよう取り組む。 | 教育庁 | 教育支援課 |
| | | 経済的支援 | | | 低所得世帯の高校生等の教科 書費等を給付し、授業料以外 の教育費を支援する。 | 61,242 | 66,130 | の高等学校等に通 う生徒の保護者で県 内に在住する者)の | の高等学校等に通 う生徒の保護者で県 | | 等に通う生徒の保護者のうち、県内に在 | 継続 | ・継続して事業に取り組むとともに、学校 や生徒保護者に対し、当該給付金制度 の周知を徹底する。 | 総務部 | 総務私学課 |
| 1 | 06 25 | | ・生活保護世帯の高校生の <u>大学等への進学</u> 費用に充てられる就労収入について、特例的 に取り扱うことで、大学等への進学を支援しま す。 | ①生活保護制度 | 生活保護世帯の高校生のアルバイト等の収入のうち、就労に資する資格を取得することができることができる事態学校や大学等の入学料等に充ちられる場合は、一定の条件の下、これを収入として認定しないことができる。 | 11,265 | 12,398 | ついて、自立計画書等により使途を確認 | 務所においては高 校生の就労収入に ついて、自立計画書 等により使途を確認 | への進学を推進する観点から、福祉事務所ではアルバイトを行っている高校生に対しては、学業に影響でるほどの長時間の就労は避けるよう助言するとともに、収入の使途を聞き取り、これが資格の取得、進学等を目的をする場合は収入設定除外を行っている。 | 返還となる例が生じている。 ・高校生がいる世帯に対しては、アルバ | 継続 | - 学業に影響がでない程度に行うアルバイトの収入は、これを収入認定しないことにより世帯の自立に繋がることから、受給世帯に対し丁率に制度の趣質を説明し、適切な収入申告を促していく。 | 子ども生 活福祉部 | 保護·援護課 |
| 1 | 07 26 | 1 | ・中学生・高校生の通学費について、バス運賃等の負担軽減に取り組みます。 <no.81再掲></no.81再掲> | ①中高生通学実態調査 事業 <no.81①再掲></no.81①再掲> | 中高生の通学費に対する支援に向け、各種調査を行い具体的な制度の検討を行う。 | _ | <u> </u> | _ | _ | _ | _ | 新規 | ・現在、通学実態調査を行っているところであり、調査の結果を踏まえ、具体的な制度設計の検討を行った上で、可能な限り早期に実施できるよう努めていきたい。 | 教育庁 | 教育支援課 |
| | | | | ②ひとり親家庭高校生 等通学サポート実証事 業 | ひとり親家庭の高校生等を対象にバス通学費の負担軽減を 図るとともに、事業効果の検証 を行う。 | _ | 30,827 | _ | 古、石垣、久米島) のバス事業者12社 | 平成30年10月から事業を開始し、高校 生555名に対してバス通学費の負担軽 減を行うととむに、保護者・高校生に対し て事前・事後の調査を実施し、事業効果 を検証した。 | の安定と子どもの教育環境の充実に一 定の効果があったことから、平成31年度 | 継続 | 事業検証結果から得られた課題を踏ま え、関係部局と連携を図りながら今後の 事業のあり方を検討する。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 1 | 08 27 | | ・ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、所得要件等を満たすひとり親家庭の子どもに対し、医療費を助成します。 <no.80再掲></no.80再掲> | 成事業 | ひとり観家庭の保護者及び児童への医療費を助成すること により、生活の安定と自立を安定として により、生活の安定と自立を 援し、ひとり観家庭等の福祉の 増進を図ることを目的とする。 | 355,544 | 319,505 | 医療費に要した自己 負担分を市町村が 助成し、県は市町村 | 医療費に要した自己 | ・ひとり親家庭等の保護者及び児童への 医療費を助成することにより、生活の安 定と自立を支援し、ひとり観察度等の福 祉の増進を図ることことができた。 | ・本事業の給付方法は、受給者にとって 利便性の高い「自動償還方式」に移行を 進めており、一部市町村で導入が始まっ ている。 ・本事業の実施主体は市町村であるた め、多くの市町村で「自動償還方式」の 導入を進めていく必要がある。 | 継続 | ・母給付方法について、実施主体である 市町村の意見等を把握するとともに、他 の医療費助成制度にごも医療費助成 事業、重度心身障害者医療費助成事 業)との比較を行い課題の整理を行う。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| (4 | 4)支援 | を必要とす | る若者 | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 09 1 | | ・ 支援を必要とする若者に対し、ハローワー ク、地域若者サポートステーション、子ども若者 みらい相談ブラザsorae、NPO等と連携を図 り、就学、就労へ向けた支援を行います。 | | 不登校・二十・ひきこもりなど の関策を有する子と・著者(0 蔵から39歳まで)の社会的自立 の支援を目的としており、地域 若書サポートステーションでの コミュをデーションや基礎生活 の支援を行っている。 | 7,500 | | ステーションにおいて、社会適応プログラム(延べ5,711人参加)、家族支援(延 ペ221人参加)、訪 が選近が表別、訪 で221人参大援(延 ペ221人支援)、心理力 | ステーションにおいて、社会適応プログラム(延本体,560人参加)、家族支援(延端、156人参加)、訪問・送迎支援(延づ1580人支援)、心理数((延べ173人支援)なくり、(延べ173人支援)なく | り、就職や復学、進学に繋がった。 | 退者などの情報を学校側と共有し、教育 | 継続 | ・ひきこもり状態の子どもや著者本人が 心理的な要因等によりサポステに出向ぐ ことが困難な場合などに対応するため、 訪問支援(アウトリーテ)を予定させる。 ・また、必要に応じて新たな社会適応プログラム(職場体験、職場訪問等)を検 討していく。 | 子ども生活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| | | 教育の | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | 主な取組 | 祖·事業(Plan) | | ‡ ; | な取組・事業の状況() | 20) | 取組による成里及び | 課題の検証(Check) | 成里や調 | 題を踏まえた今後の展開方向(Action) | | |
|----|--------|-----------|---|--|--|--------|-----------------|--|---|--|---|------|--|--------------|--------------------|
| N | lo. 番号 | 1 | 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | | |)額(千円) H30年度 | 取組・平 | F業結果 H30年度 | 成果 | 課題 | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 |
| | | 支援 | | ②子ども・若者総合相 談センター事業 | 社会生活を円滑に営む上で 困難を有する子と・若者の自 立を支援するため、子ども・若 者及びその家族等からの相談 に応に、関係機関等の紹介、そ の他必要な情報の提供及び助 言を行う〕沖縄県子ども・若者 総合相談センター」を連営す る。 | 43,461 | | 平成29年度の新 規相談件数(実数) は、785件となってお り、平成28年度から 平成29年度に引継 いだ相談件数(実 数)は、378件となっ ている。 | 平成29年度の新 規相談件数(実数) は、860件となってお り、平成29年度から 平成30年度に引継 いだ相談件数(実 数)は、467件となっ ている。 これらを合わせた 相談件数累計1,327 件の延べ相談件数 | ・沖縄県子ども・若者総合相談センター (sorae)において、子ども・若者及びその 家族等からの相談に応じ、地域の関係 機関を連携を図ることで、就労や就労、 メタルヘルスの改善など自立に向けて 一定の成果に繋がった。 | ・子ども・若者総合相談センターへの相談対応延へ件数は年々増加傾向にあり、加えて複数の問題や課題を抱えているケースが増えていることから、地域の関係機関との連携強化やネットワークの構築が必要である。・子ども・若者を合相談センターに寄せるとともに、当センターから遠隔の市町村に在住する必要がある。・市町村単位での連携づくりに向けた子ども・若者支援地域協議会の立ち上げ支援が必要である。 | 継続 | ・相談内容で最も多いのが「不登校状態(傾向」であることから、教育機関での「ミー相談会」の開催や全教育事務所の研修会等における当センターの紹介など、教育機関との遺跡。近北を図る、・単一機関による対応困難ケースの遺携対応などについて事例検討を行う。・北部、宮古、八重山園域におけるアウトリーチ(訪問型)支援を検討する。「沖縄展こさ・若者支援機関マップ」も活用しながら、引き続き、市町村への協議会設置の働きかけを行う。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 1 | 10 2 | | ・地域団体やNPOなど地域資源を活用し、支援を必要とする若者の居場所づくりを推進します。 | | 社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を支援する活動を行うNPO団体等に対し活動費を助成する。 | 9,807 | 11,593 | 困難を抱える子ども・若者の支援活動を行う5団体に対し、 助成した。 | | ・困難を抱えた子ども・若者の支援活動を行う6団体に助成し、相談、居場所、活動プログラム及び訪問支援を延べ8,513人に行った。 | ・支援を要する子ども・若者は全県にいる一方、助成した団体の活動拠点に地域的な偏りがあることから、各関係機関と連携し、全県的な支援体制の構築に向けて取り組む必要がある。 | 継続 | 引き続き支援団体や関係機関と連携も 連携し、全県的な支援体制の構築に取 り組む。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 1 | 11 3 | | ・専門的な個別支援を必要とする子どもに対応できる居場所を設置します <no.69再掲></no.69再掲> | ①沖縄子供の貧困緊急対策事業(拠点型子供の居場所運営事業) <no.69①再掲></no.69①再掲> | 通常の子供の居場所では対応 が困難な課題を抱える子供(中 卒無職少年、不登校・引きこも り等)に対し、専門的な個別支 援を行う拠点となる子供の居場 所を設置する。 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 新規 | 通常の子供の居場所で対応困難な子供 の孤立化を防ぐため、拠点型の居場所 を設置し、関係機関と連携を取りなが ら、必要な個別支援等を行う。 | 子ども生 活福祉部 | 子ども未 来政策課 |
| 1 | 12 4 | | | ①沖縄子供の貧困緊急 対策事業(市町村事業) <no.11①再掲></no.11①再掲> | 市町村が行う若年妊産婦の 居場所の運営支援事業につい て、円滑な実施のための支援・ 調整を行う。 | | _ | | | _ | _ | 新規 | 若年妊産婦の居場所の設置を希望する 市町村に対し、必要な情報の提供など、 支援・調整を行い、設置を促進する。 | 子ども生 活福祉部 | 子ども未 来政策課 |
| 11 | 13 5 | | ・子ども若者みらい相談プラザsoraeを拠点として、ニート、ひきこもり、不登の児童生徒などが社会生活を円滑に常むことができるよう、子ども・若者育成支援のための総合的な施策を推進します。 | | 社会生活を円滑に営む上で 関雑を有する子ど・お者の自 立を支援するため、子ども若 者及びその家族等からの相談 に応じ、関係機関等の紹介、そ の他必要な情報の提供及び助 言を行う7沖縄県子ど・若 総合相談センター」を運営す る。 | 43,461 | · | り、平成28年度から 平成29年度に引継 いだ相談件数(実 数)は、378件となっ ている。 これらを合わせた 相談件数累計1,163 件の延べ相談件数 | 規相談件数(実数) は、860件となっており、平成29年度から 平成30年度に引継いだ相談件数(実 数)は、467件となっている。 これらを合わせた 相談件数累計1,327 | ・沖縄県子ども・若者総合相談センター (sorae)において、デども・若者及びその 家族等からの相談に応じ、地域の関係 機関を連携を図ることで、叙労や就労、 メタルへルスの改善など自立に向けて 一定の成果に繋がった。 | 談対応延べ件数は年々増加傾向にあ | 継続 | ・相談内容で最も多いのが「不登校状態。傾向」であることから、教育機関での「ミー相談会」の開催や合教育事務所の研修会等における当センターの紹介など、教育機関との連携・強化を図る。 ・単一株などについて事例検討を行う。 ・北部、宮古、八重山圏域におけるアウトリーチ(訪問型)支援を検討する。 ・「沖縄県こども・若者支援機関マップ」も 活用しながら、引き続き、市町村への協議会設置の働きかけを行う。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 1 | 14 6 | | ・ ひきこもり状態にある者やその家族等への 支援を行うために <u>設置した沖縄県ひきこもり専 門支援センターにおいて、</u> 相談支援、訪問支援 等を行うことにより、本人の自立を推進します。 | 事業 | ひきこもり状態にある者やその家族への支援を行うため、ひきこもり専門支援センターにおいて、相談支援等を行う。 | 8,997 | | て、関係機関で構成 する連絡協議会を 本島、離島合わせて | ある者やその家族 への支援を行うため、相談支援、訪問 支援、研修の実施 連絡協議会の実施、普及啓発、講演 | 島、離島合わせて3回開催した。参加機 関、人数については、中南部が37機関 44人、宮古が16機関22人、八重山が14 機関34人であった。 ・相談実績は、2018件(電話相談:1,610 件、面談による相談:271件、メール・文 書:105件、同行支援:20件、家庭訪問12 件)であった。 ・ひきこもり者の家族や支援団体等に対 ・投資がは問題を考える機会とするた | ある。 ・当該事業の目的を確認するとともに、 相談事例ごとにより各関連機関の役割 を整理し、繋ぎ等の対応をよりできる体 制づくりが必要である。 ・相談件数の増加等により、現状の非常 動3名での対応が困難となっているため、今後も事業を継続していくために各 関連機関との調整等が必要である。 ・・ひきこもり状態にある者やその家族ったの値みには、経済面の不安が大きい ことから、解状するために必要な情報の | 継続 | ・継続して、ひきこもり状態にある者やその家族への支援を行うため、ひきこもり専門支援センターにおいて、①相談支援、訪問支援、②関係機関職員を対象とした研修の実施、③関係機関、の少きこもりに関する普及密発(情報発信)に取り組むとともに、ひきこもり専門支援センターから本庁への意見等を参考に、継続的な事業実施に向けて必要な調査等を実施する。 | 保健医療部 | 地域保健課 |
| 1 | 15 7 | 生活の 支援 | または就職した者等の安定した生活基盤の構 | ①児童養護施股退所者 等自立支援資金貸付事 業 | 童養護施設等退所者等に対して、沖縄県社会福祉協議会 を通して自立支援資金を貸付け、もってにいるの円滑な 自立を支援し、子どもたちの自 立支援の強化を図る。 | 2,169 | 2,373 | であった。 【内訳】 (新規)生活支援費 14件、家賃支援費6 件、資格取得支援 費10件 (継続)生活支援費 | H28からの継続18件であった。 【内訳】 (新規)生活支援費 14件、家賃支援費8 件、資格取得支援 費5件 | ・これまでに51名の施設入所者又は退所者等に対し、生活費や家賃費、資格 所者等に対し、生活費や家賃費、資格 取得資金を貸し付け、自立を支援してき た。 | から、当該制度の利用者が当初の想定 | 継続 | ・児童養護施設退所者等の安定した生活基盤の構築に資するよう、引き続き貸付を行っていく。また、当終制度について周知を図り、利用者の増加に努める。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |

| | | | 主な取約 | I·事業(Plan) | | 主な取組・事業の状況(| Do) | 取組による成果及び | 課題の検証(Check) | 成果や課 | 題を踏まえた今後の展開方向(Action) | | |
|-----|------|--|--|--|-----------------|--|--|---|---|------|---|--------------|--------------------|
| No. | . 番号 | 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | | 決算(見込 H29年度 | | 業結果 H30年度 | 成果 | 課題 | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 |
| 116 | 6 8 | 児童養護施設等を退所し、大学等へ進学す る者に対する給付型理学金を充実するととも に、進学後も学業に専念できるよう寄り添い支 提を行います。 | 型奨学金事業(沖縄子 | 児童養護施設退所児童等に 対し、大学等進学に伴う入学金 | 13,502 (県民会議予算) | 20,484 応募者18名全員を (県民会 給付対象として決定 | 給付対象として決定 し、平成28年度、29 | ・児童養護施設退所者の大学等進学率 が、H27年度の27.98からが1940年度は 55.0%となり、27.2ポイント向上した。 ・大学等進学に伴う経済的な不安が解 消されたことで、学習意效のある児童 が、大学等への進学希望の夢を実現す ることができた。 | ・1人につき、最長6年の支援となるため、長期的利益への事業運営が必要だが、寄付を原資とした事業であり将来的な収入が振施設等出身の学生が、大学等進学後も健全な学生生活を送れるようにするため、上活状沢把握や相談支援等のさらなる充実が必要。 | 継続 | ・給付対象者への継続支援 ・児童養護施設等退所者の大学等進学 率の引き上げ。運営のため、奨学金給 付に係る修養の正確な地推方法を検証 する。 ・児童養護施設等出身であることによる 経験の不足・欠乏から派生する学生の 情報不足や総み事の把握、及び支援機 関への案内の強化。 | 子ども生 活福祉部 | 子ども未来政策課 |
| 117 | 7 9 | ・ 児童養護施設等を退所する者が安心して就 職、進学、アパートを責備することができるよ う、身元保証人 <u>の確保を図ります。</u> | | 児童養護施設入所児童等が 就職や進学、アパート賃借をす る際に施設長等が身元保証人 となった場合の損害保証を全 国社会福祉協議会に担わせる ことにより、保証人の負担を軽 滅し、保証人を引き受けやすく する。 | 67 | 79 平成29年度は6名 の退所者に保証を 実施。 | 平成30年度は5名 の退所者に保証を 実施。 | ・施設長等が保証人を引き受ける場合 のリスクが軽減し、円滑な身元保証人の 確保に繋がった。 | - 当該制度による身元保証の期間が原 則最長3年と限られていることが課題で ある。 | 継続 | - 対象となる児童の社会的自立を促進す るため、継続して事業を実施していき身 元保証人の確保に努めるとともに、制度 の活用が進むよう児童養護施設等に対 し周知を図る。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 118 | 3 10 | ・ 児童養護施設等の退所児童の自立を支援するために、退所児童等で構成する団体の活動支援や、18歳以上で経続して支援が必要と認められる児童に対する措置延長の実施、その他退所児童が必要な時に必要なは会資源を活用できるよう、相談体制の充実を図ります。 | 等自立支援資金貸付事業 <no.115①再揭></no.115①再揭> | 児童養護施設等退所者等に 対して、沖縄県社会福祉協議 会を通して自立支援資金を貸 付け、もってこれらの者の円滑 な自立を支援し、子どもたちの 自立支援の強化を図る。 | 2,169 | H28からの継続8件 であった。 【内訳】 (新規)生活支援費 14件、家賞支援費6 件、資格取得支援 費10件 (継続)生活支援費 | であった。 【内訳】 (新規)生活支援費 | | - 民間等にも同様な支援制度があること から、当該制度の利用者が当初の想定 よりも少ない。 | 継続 | ・児童養護施設退所者等の安定した生活基態の構築に資するよう。 引き続き資 活基態の構築に資するよう。 引き続き資 付を行っていく。また、当該制度につい て周知を図り、利用者の増加に努める。 | | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 115 | 9 11 | 自立援助ホームに入居する児童等に対する 相談支援や就職活動支援など、児童養護施設 の退所児童等のアフターケアを推進します。 | | 児童の自立支援を図る観点から、義務教育終了後、里駅やファミリーボームへの委託又は 振能等や・児童 自立支援・ 一般を発生を発生した。 一般を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を | 32,825 | 助ホーム、島添ホー ム及び子どもシェル | 助ホーム、島添ホーム及び子どもシェル ターに対し措置費を | 子どもシェルターにおいて、在所者に対して相談、その他の日常生活上の援助 及び生活指導並びに就業の支援を実施 | 子どもシェルターが女性専用で短期滞 在型であることから利用者が限定され | 継続 | ・島添ホーム、子どもシェルターの在所 者への支援を実施するため、運営を引 き続き支援し、また、需要等を把握した 上で、男性専用や配学者向けの自立接 助ホームの設立にあたっては、 社会福祉法人等への実施の調査や 児童相談所等への需要調査を踏まえ検 討していく必要がある。 | 子ども生活福祉部 | |
| 120 | 0 12 | ・沖縄県キャリアセンター等において、専門の キャリアコーチによる就職相談や、就職活動に 必要な知識やスキルを提供するとまナー等を 開催し、若年者の職業観の育成から就職まで を一貫して支援します。 | | 本県若年者の高い失業率や 不実定な就労状況を改善する ため、高校生から概ね40代前 半までの求職者に対し、就職 相談の実施やセミナーの開催 などを通し、職業観の育成から 就職までの総合的な支援を実 施する。 | 84,417 | 相談、電話やメーリー によるカウンセクレリー グの成は職支担ーマーマーマーマーマーマーマーマーでの対象のでの対象のでの対象のでのででは、企って、 向けせきナー向け、数が、をついて、サーローのでのでは、サーローでは、サーローでは、サーローでは、サーローでは、サーマーで、サーで、サーマーで、サーマーで、サーで、サーマーで、サーマーで、サーマーで、サーマーで、サーで、サーマーで、サーで、サーで、サーで、サーで、サーで、サーで、サーで、サーで、サーで、サ | 談、電話やメールで のカウン・イングのでーをできない。 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で | 沖縄県キャリアセンター内にキャリアコーチを10名配置し、就職相談(選べ、225名)や就職せまナー(125回、1,137名)を開催する他、譲渡会、ガイダンス、その他各種とまナー(合わせて212位、12,160名)や新規高予者向け合同企業談明会(322名)の開催など、積極的な事業の展開により、キャリアセンターの設置目的である、職業領の育成から就職までの総合的な支援を実施することができた。 | - 県内企業の採用情報を発信する「おきなわ企業ナビ川について、登録された企業情報の更新率が低下している。 ・ 県内の雇用情勢が改善していることもあり、相談者が減少している。 | 継続 | ・沖縄県内の中小企業の魅力発信支援 どして運営している「おきなわ企業ナビ」 のマッチング効果を高めるため、企業情 報の更新を促すような、企業側へのメール配信や働きかけを強化する。 ・グッジョブセンター内の機関のみなら ず、県立図書館などカフーナ入居機関と も連携を強化することにより、若年者の 利用増を図る。 | 商工労働部 | 雇用政策課 |
| 121 | | ・ 若年者の早期就職を促進し、雇用のミスマッチに起因する早期離職を抑制するため、基礎的なビジネスマナー等の研修や企業での職場訓練等を実施します。 就労 支援 | ①若年者ジョブトレーニ ング事業 | 40歳未満の若年求職者を対 象に産学研修と短期雇用によ 企業での職場研修を実施し 就職支援、定着支援を行う | 114,281 | と短期雇用による企業でのOJT研修(3ヶ月)を組み合わせた 職場訓練を8期実施 | 短期雇用による企 業でのOJT研修 (3ヶ月)を組み合わ せた職場訓練を7期 | ・平成28年度、40歳未満の若年者を対象に、143名に座サ研修を行い、125名の武職に繋げた。 ・平成29年度は118名に座学研修を行い、102名の就職に繋げた。 ・平成30年度は69名に座学研修を行い、58名の就職に繋げた。 | ・沖縄県内の雇用情勢は改善しているものの、依然として県内若年者の完全失 来事、新規学者の離職率は全国に比べて高い水準である。 | 継続 | ・雇用情勢の改善に伴い、訓練希望者 数は減少傾向にあり、訓練生の掘り起こ しのため、関係機関へのボスター、チラ ン等の配布など効果的な周知を検討し ている。県内でも特に失業率の高い中 部地区において訓練を開始し、訓練応 募数増加を図る。 | 商工労働 部 | 雇用政策課 |

| No. | 番号 | 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 主な取組 名称 | I·事業(Plan) 内容 | 決算(見込)額(千F H29年度 H30年) | | (Do) 事業結果 H30年度 | 取組による成果及び 成果 | 課題の検証(Check) 課題 | 成果や課 展開方向 | 題を踏まえた今後の展開方向(Action) 展開方向(詳細) 担当部 | 局 担当課 |
|-------|----------------|---|--|--|---------------------------|---|---|---|---|--------------|--|------------------|
| 122 | 14 | ・ 若年無業者で就労支援が必要な者に対し、 基礎的な職業訓練を実施します。 | ①若年無業者職業基礎 訓練事業 | 若年無業者で就労支援が必要な者に、職業的直立を図ることを目的に就労に導くための基礎的な職業訓練を実施する。 | H29年度 | 5 NPO法人、専修学 校等の民間教育機 | NPO法人、専修学杉 等の民間教育機関 等を活用し、基礎的 な職業訓練を8コー ス開講し、67名に訓 | ・訓練受講72名の内、就職、進学、他の職業訓練受講に移行し無業者状態から65名が改善した。(改善率90.3%) | の設定をしていく必要がある。 ・若年無業者の訓練受講機会を確保するために、サポートステーションと連携 し、訓練時期や場所、訓練生の定員を 考慮した訓練コースを設定する。 | 継続 | ・早期に訓練受託先の公募を実施して、商工労 多様な訓練時期の設定を行うことで訓 線回数と訓練せの確保に努めていく。 ・若年無業者を就業等に導くため、就労 に必要な基礎的な座学や企業実置訓練 を実施するとともに、ニーズに合ったカリ オーコラムの検討や実習企業の開拓を行 うため、関係機関との調整に努める。 ・訓練受講者は、メンタル、体調の等で 何らかの完施すべき課題を発えており、 事前にサポートステーションと訓練受託 者間で受護に関する情報連携を行 い、サポート体制の訓整を図る。 ・訓練生の選定時に就業高騰レベルの 見極めを行い、訓練生間のレベルの差 をなし訓練生がメトレスを膨らることな 〈円滑な受講環境を構築するように努め る。 | 労働政策 課 |
| 123 | 15 | ・ 中卒無職少年の就労について、市町村や商 工会などで就労を支援する体制や、地域の経 済界の協力を得ながら雇用を促進する仕組み を構築します。 | ①沖縄子供の貧困緊急 対策事業(拠点型子供 の居場所運営事業) <no.69①再掲></no.69①再掲> | 通常の子供の居場所では対応が困難な課題を抱える子供(中 が困難な課題を抱える子供(中 卒無職少年、不登校、引きこも り等)に対し、専門的な個別支 援を行う拠点となる子供の居場 所を設置する。 | | - 関係各課との意見 交換会を2回開催し た。 | | - | _ | 新規 | 通常の子供の居場所で対応困難な子供 子ども9 の孤立化を防ぐため、拠点型の居場所 活福祉1 を設置し、関係機関と連携を取りなが ら、必要な個別支援等を行う。 | 子ども未 来政策課 |
| | 保護者への支援 | • | | | | | | | | | | |
| (1) £ | 保護者への支援 1 | 後 ・ ひとり親家庭の親の経済的自立のため、親 | ①市町村戦明会におけ | 市町村説明会において市町 | | _ 市町村説明会に | ら各種会議において | ・市町村説明会において制度を周知した | ・制度が十分に活用されていないことか | 継続 | ・その他効果的な周知方法を検討する。 子ども生 | 吉小年• |
| 124 | | の雇用等に積極的に取り組む事業者や学び直 しをする親に対し、沖縄振興開発金融公庫によ る金融面での支援を促進します。 | る制度周知等 | 村職員及び県福祉事務所の職員に対し制度の説明等を行い、周知を図る。 | | いて制度の説明を行い、普及啓発を行った。 | 制度の周知を行った。 | ことにより、市町村窓口においても周知され、対象者に情報が広く行き渡った。 | ら、制度内容をより広く周知する必要が | 455.496 | | 部子ども家庭課 |
| 125 | 2 | ・複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、 生活困窮者自立支援法に基づき自立に向けた 包括的な支援を行うとともに、家計改善等の支 援を実施します。 | 事業(自立相談支援事 | 生活困窮者からの相談に応 じ、必要な情報提供及び助言を 行うとをもに、支援プランを作成 し、様々な支援を一体的かつ計 画的に行う。 | 86,545 87,4 | と就労に関するワン | と就労に関するワン | る相談ができるよう、県内5箇所に相談 窓口を設置している。来所相談や出張 相談等による、平成29年度の新規相談 | で、自ら相談窓口に来所することができ ない潜在的な支援対象者がいる。これら の者を早期に発見し適切な支援に繋げ るための体制強化が必要。 | 継続 | ・町村役場や町村社協の職員に対して 本制度を周知する。 ・北部地域や離島など、相談窓口から遠 隔地にある自治体については、出張相 談会を実施する。 | 注 保護·援 譲課 |
| | | | ②生活困窮者自立支援 事業(家計改善支援事 業) | 家計の状況を「見える化」し、 家計管理の意欲を引き出す相 該支援を行う(貸付のあっせん 等を含む。) | 18,985 18,4 | 8 自立相談支援機 関(相談窓口)で作 成した支援プランの うち、本事業の利用 件数は83件だった。 | 関(相談窓口)で作成した支援プランのうち、本事業の利用 | なった者は22人、家計管理の重要性を 認識するようになった者は15人だった。 | 度自体を知らない、ひきこもり等の理由 で、自ら相談窓口に来所することができ ない潜在的な支援対象者がいる。これら の者を早期に発見し適切な支援に繋げ | 継続 | ・町村役場や町村社協の職員に対して 本制度を周知する。 ・北部地域や離島など、相談窓口から遠 隔地にある自治体については、出張相 談会を実施する。 | 医 保護·援 審 護課 |
| 126 | 3 | ・生活保護については、支援が必要な者に確 実に保護を実施するという基本的な考え方を 踏まえ、制度の周知や説明など適切な対応を 図ります。 | ①生活保護制度 | 生活保護については、支援が 必要な者に確実に保護を実施 するという基本的な考え方を踏 まえ、ホームページを活用し、 制度の周知や窓口の案内を行 う。 | | - 県内の各福祉事務所においては、 称所においては、 ホームページを活用 して、生活保護の制度や窓口の案内を 行った。 | 務所においては、 オームページを活用 して、生活保護の制度や窓口の案内を でった。 また、生活困窮者 に対する相談で、要 | ・各福祉事務所では、ホームページで生活保護の相談や申請窓口の案内、制度の仕組みなどについて広の周知を行っている。 ・また、福祉事務所では、常時、生活保護に関する相談を受付けており、その中で生活保護法の趣管や制度の仕組みについて説知、申請意思がある方には速やかに申請書を交付している。 | の趣旨に則った周知のあり方を検討する。 | 継続 | ・ホームページを活用した周知について は、高校生のアルバイト収入を収入認定 にないこととする場合があることや、大学 等への就学支援の取組など、制度のよ り詳細な説明を盛り込むよう、各福祉事 務所を促していく。 ホームページ以外の周知については、 最後のセーフティネットという生活保護 の趣旨に則り、そのあり方を検討してい く。 | E 保護·援 審議課 |
| 127 | 4 | ・家庭の経済状況にかかわらず、安心して妊娠、出産、子育てができるよう、女性健康支援センターにおいて相談指導を行います。 | | 生涯を通じた女性の健康の 保持増進を目的に 火娠・出産 安女性固有の機能や様々な協 みに対応するため、女性健康 安援センターを設置し、専門家 による電話相談等を行う。 また、安全な妊娠・出産の知 識音及を目的に、養護教諭等 を対象に「高校生から始めるラ イフプラン」研修を開催する。 | 2,380 2,4 | 接相談を実施、広幸 カードを教育・県警 関係等に配付し連 携強化を図った。ま た思春期性教育講 | 接 接相談を実施、広報 カードを教育・県警 関係等に配付し連 携強化を図った。ま た思春期性教育講 | 談を行ったことにより、思春期から更年期に至る幅広い年代の女性の悩みや、 不安に対応することができた。 ・加えて、教職者や保健関係者を対象に 思春期保健研修会を開催したことで、従 来の性教育から一歩進み、高校生の段 階から性や妊娠、出産に関する正しい | も多いため、相談内容や傾向について 市町村や産科医療機関に積極的に情報 提供し、母子保健の充実を図る必要が ある。 ・10代の妊娠、出産に関する電話相談 は増加していることから、養子縁組や里 親に関する事等、福祉関係との情報交 | 継続 | ・妊娠に悩む女性や、女性特有の心身の悩みを抱える女性がいつでも相談できるよう、女性健康支援センターのチラシを教育機関・市町村、医療機関、薬局へ配布する低い、他の女性関連事業とも連携して積極的に周知広報を行う。 ・将来子どもを望んだ時に安心・安全に妊娠、出産を迎えることができるよう、教職者や母子保健関係者へ妊娠・出産に関する正しい知識や情報を提供し、周知普及を図る。 | 寮 地域保健 課 |

| | | | | |]·事業(Plan) | | 主な取組・事業の状況([| | | 課題の検証(Check) | | 題を踏まえた今後の展開方向(Action) | | |
|----|-------|----------------------------|---|--|--|---------|--|--|--|--|---------|---|--------------|--------------------|
| N | o. 番号 | 計画に | こ定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | | |)額(千円) 取組・事 H30年度 H29年度 | 業結果 H30年度 | 成果 | 課題 | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 |
| | | | | ②「安全な妊娠の勧め」 健康教育事業 | | 574 | 405 市町村や高等学校へ啓発リーフレットの配布。妊娠適齢期等の普及開発を目的に、養護教諭をの母子保健支援者 | 市町村や高等学校へ啓発リーフレットの配布。妊娠適齢期等の普及開発を目的に、養護教諭等 | 市町村や学校へ妊娠適齢期普及リーフ | む者が将来安全な妊娠・出産を迎えることができるよう、10代から正しい情報や | 継続 | ・将来子どもを望んだ時に安心・安全に 妊娠、止塵を迎えることができるよう、教 職者や母子保健関係者の妊娠・出産に 関する正しい知識や情報を提供し、周知 普及を図る。 | | 地域保健課 |
| 1: | 28 5 | たる 援せ 同せ コー 支扱 | 全ての市町村が、妊娠期から子育て期にわ 立支援をワンストップで行う母子健康包括支 シンターを設置できるよう支援するとともに、 センターで中核的な役割を担う母子保健 ディネーターや、医療機関、福祉機関等の 要者の人材育成について取り組みます。 く 4再掲 > | 対策推進基金事業(妊娠期からのつながる仕組み調査検討事業) | 母子健康包括支援センターの 市町村設置を促進するため、 調査検討委員会を設置し沖縄 県の目指すべき姿を骨子を策 定し、また、市町村向け研修会 を実施する。 | 11,902 | 回、専門部会を2部 会計9回開催し、セ ンターでの具体的取 り組み事業につい て、市町村と医療機 関との連携や妊婦 の状況把握方法を | 行政説明会、研修 会を地東(北、中、開催した。 ・人間では、八)を11 回開催した。の会を43 回開催した。の会を43 回開催し、県間に、東側にの関係機関の関係、県機関の関係人材育成ののである。 | 意義について理解が深まった。 ・センターを設置した市町村は、5市町村 | 算や、人材育成にかかる支援を行う必 要がある。 | 継続 | ・センター導入にあたり、市町村に対け 利用者支援事業活用できる国庫情報等 の提供やその活用方法に関する相談の って製を行う。 ・引き続き、全市町村を対象に「周産期メンタルヘルス研修」「田子保健コーディ メーター業の研修と行うほか、各保健 所において、センター導入を推進するための地域の課題に対めたして研修へし、連 携機関も交えた事例検討をや意見交換、管内市町村への個別支援等実施 する。 ・県民に対するセンター認知度を上げ、 ・県民に対するセンター認知度を上げ、 ・県民に対するセンター認知度を上げ、 ・集民に対するセンター認知度を上げ、 ・全市町村へのセンター認置への気運を | 保健医療部 | 地域保健 課 |
| | | | | | 14. + 14. / 12. ** ** * * * * * * * * * * * * * * * * | J | 100 4 bb an a than the | 法细度归去, 原 子 | 1100 00 O T W T th // T th // T th // T | at 88 at 12 th the 2 1 A 48 2 1 W To 10 1 | Ahi Ash | 高めるため、広報活動を行う。 | - 10 ' '' | |
| 1: | 29 6 | 業のおります。 | 事業所内保育施設については、従業員の就 時間に合わせ、を関まで開園している施設 地域の子どもを預かる施設もあることから、 様な保育ニーズに対応できるよう市町村と 携しながら設置を促進します。 | ①事業所内保育総合推 進事業 | 地域型保育事業の認可を受ける施設に対する施設整備の 補助を実施し、事業所内保育 施設の設置を推進する。 | 17,100 | を支援した。 | | - H29,30の事業所内保育施設整備により、保育定員のベ149人の増加を図った。 | ・内閣府が実施する企業主導型保育事業を選択する事業者が多い。 | 継続 | - 引き続き、市町村や事業者に対し、事業者 業要件や事業効果等を説明し、事業者 の掘り起しを図る。 | 子ども生活福祉部 | 子育て支援課 |
| 1: | 30 7 | 産・ など 援き | 市町村において、若年妊産婦に対する出 育児に関する相談・支援、修学や就労支援 ど、安定した生活を営み、自立するための支 に行う居場所の設置を促進します。< No.101 8 | ①沖縄子供の貧困緊急 対策事業(市町村事業) <no.11①再掲></no.11①再掲> | 市町村が行う若年妊産婦の 居場所の運営支援事業について、円滑な実施のための支援・ 調整を行う。 | | | _ | _ | _ | 新規 | 若年妊産婦の居場所の設置を希望する 市町村に対し、必要な情報の提供など、 支援・調整を行い、設置を促進する。 | 子ども生 活福祉部 | 子ども未 来政策課 |
| 1: | 31 8 | ・ 学に 情幸 (につ | 生後4ヶ月までの乳児のいる家庭へ保健師 こよる全戸訪問により、子育て支援に関する 根提供を行うほか、乳幼児及びその保護者 か心身の状態及び養育環境を把握し、養育 ついての相談、助言等を行う市町村、NPO の取組を支援します。 <no.1再掲></no.1再掲> | 業 | 市町村が実施する乳児家庭 全戸訪問事業に対して、事業 補助(1/3)を行う。 | 16,617 | 21,391 事業実施41市町 村のうち、33市町村 へ補助を行った。 | 事業実施41市町 村のうち、31市町村 へ補助を行った。 | 乳児のいる家庭を訪問し、支援を実施した(H29年度訪問家庭数:15,192世帯)。 ・支援の内容、(1)育児に関する不安や | と共に、特に支援が必要と認められる家庭に対しては家庭訪問等による積極的な支援(アウトリーチ支援)が実施できる体制を、これまで以上に強化していく必 | 継続 | ・支援を要する子ども家庭を早期に発見 し、適切な支援につなげていたかに、 市町村で家庭訪問支援に携わる人材の 確保及び資質の向上を図るため、各訪 問員の能力と必要性にあわせた複数の 研修を実施する。 | 子ども生活福祉部 | |
| 1: | 32 9 | の ਭ 家 原 | 乳児家庭全戸訪問等により把握した保護者 養育を支援することが特に必要と認められる 産を訪問し、養育に関する相談、指導、助言 を行う市町村の取相を支援します。 <no.2再 ></no.2再 | | 市町村が実施する養育支援 訪問事業に対して、事業費補 助(1/3)を行う。 | 11,490 | 13,518 事業実施25市町 村のうち、19市町村 へ補助を行った。 | 事業実施26市町 村のうち、20市町村 へ補助を行った。 | - 養育支援訪問事業の実施について、 未実施市期材を訪問し事業開始に向け ての支援を行った結果、実施市町村数 の増につながった。また、平成30年度 は、市前村等で養育支援訪問事業に関 力る職員を対象とした研修(2日間)を実 施した。 | ・養育支援訪問事業については、平成 19年の法定化以来、黒内の実施市町村 数は増加しているが、実施率は全国平 均76.7%(H29.4.1現在)に比べ県内は約 63.4%(H30.4.1現在)と取り組みが十分 ではない状況にある。また、支援を要す る子ども家庭を早期に発見し、適切な支 援こつなげていくために、引き続き、市 町村で家庭訪問支援に携わる人材の確 保及び資質の向上を図る必要がある。 | 継続 | ・養育支援訪問事業未実施の市町村に 対して、きめ細かな助言・指導を行うこと により、事業実施につなげる取組みを実 施する。 ・各訪問員の能力と必要性にあわせた 複数の研修を引き続き実施する。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 1: | 33 10 | るた | いとり親家庭の生活の安定と自立を支援す とめ、所得要件等を満たすひとり親家庭の親 対し、医療費を助成します。 <no.80再掲></no.80再掲> | ①母子家庭等医療費助成事業 <no.42①再掲></no.42①再掲> | ひとり観家庭の保護者及び児童への医療費を助成することにより、生活の安定と自立を支援し、ひとり襲家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。 | 355,544 | 保護者及び児童が 医療費に要した自己 負担分を市町村が 助成し、県は市町村 | 護者及び児童が医療費に要した自己負担分を市町村が助 | | ・本事業の給付方法は、受給者にとって 利便性の高い「自動償還方式」に移行を 進めており、一部市町村で導入が始まっ ている。 ・本事業の実施主体は市町村であるた め、多くの市町村で「自動償還方式」の 導入を進めていく必要がある。 | 継続 | ・継続して事業を実施するとともに、給付 方法に関する各市町村の意見などを聞 き、本事業の見直しについて検討を行 う。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 13 | 34 11 | 派遣サー | 世等により一時的な家事援助、保育等の ービスを提供するとともに、生活支援講習会 生活相談の実施等による生活支援を行いま | ①ひとり親家庭等日常 生活支援事業 | ひとり親家庭等が、自立のための資格取得や疾病などにより、一時的に生活援助、保育のサービスが必要になった場合に、ヘルパー(家庭生活支援員)を派遣する。 | 15,066 | | 平成30年度は、 200世帯(派遣日数 1,100日)にヘルパー を派遣した。 | ・ヘルパー(家庭生活支援員)を派遣することにより、ひとり親家庭の自立支援に繋げることができた。 | ・利用期間の制限等をもうけているが、 利用希望者は年々増加傾向にある。予 算額を確保する必要がある。 | 継続 | ・継続して事業を実施するとともに、利用者のニーズに応えられるよう受託事業者と意見交換を実施する。 | | |

| | | | 主な取組 | I·事業(Plan) | | 主な取組・事業の状況([| 20) | 取組による成単及び | 課題の検証(Check) | 成里や課 | 題を踏まえた今後の展開方向(Action) | | |
|---|-------|--|-----------------------|--|---------|--|--|---|--|------|---|--------------|--------------------|
| ٨ | o. 番号 | 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | | 決算(見込 | | 業結果 H30年度 | 成果 | 課題 | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 |
| 1 | 35 12 | ・専門的、継続的な生活指導等の支援を必要としている母子家庭の母等に対し、母子生活支援施設で <u>支援に加え、</u> 民間アパートを活用した居宅支援等を行う <u>こと</u> により地域での生活を支援します。 | 援モデル事業(母子保 | ひとり観家庭に対し、民間ア パートを活用した生活支援。就 労支援、子育て支援などを行 い、地域で自立するための総 合的な支援を実施した。 | 158,213 | 158,580 ひとり親家庭生活 支援モデル事業に おいて、72世帯に対 | ひとり親家庭生活 支援モデル事業に おいて、85世帯に対 して各家庭の課題に | 行い21世帯の自立につながった。残りの | 各家庭に応じた総合的な支援という事 | 継続 | ・継続的に地域の中で各家庭に応じた 支援を行う。 ・支援メニューについては、各家庭に応 じたものになっているか検証し、さらなる 充実を図ってい。 ・市町村や関係団体と連携を図るととも に、引き続き、母子支援の実施主体であ る各市にモデル事業の実施を働きかけ ることで、広域的な事業の展開を行って い、 | | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 1 | 36 13 | ・母子生活支援施設の設置を促進するとともに、民間アパートを活用した居宅支援等については、拠点事務所を中心とした取組の充実を図るとともに、その成果を踏まえ、関係市における類似事業の実施促進等に取り組みます。 | | ひとり親家庭に対し、民間ア パートを活用した生活支援。就 労支援、予官で支援などを行 い、地域で自立するための総 合的な支援を実施した。 | 158,213 | 設は達成したため、 もう一つの取り組み である各市へのモデ ル事業実施の働き | 設は達成したため、 もう一つの取り組み | から3か所に増設し、沖縄県北部、中部、南部にそれぞれ支援の拠点を設けることができた。 | に増設することで施策の目的を達成することができた。 ・地域の中で支援することが重要であ り、母子支援の主体は各市であることか ら、引き続き、県内各市ヘモデル事業の | 継続 | ・引き続き、3か所となった拠点事務所を 中心にひとり観察庭に対して広域的な 支援を行っていく。 ・引き続き、県内各市ヘモデル事業の実 施を働きかけていく。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 1 | 37 14 | ひとり観家庭が抱える個別の問題に応じ、 就労支援や生活支援等を適切にコーディネートすることができる人材の育成に取り組みます。 | ①母子福祉推進事業費 | 母子父子自立支援員に対し 人材育成のため県外等の研修 を受講させる。また市町村等に 研修等に関する情報提供を行 う。 | 1,882 | 子父子自立支援員3 | 所の母子父子自立 支援員2名を県外研 修に派遣した。 また、市町村及び関 係団体に研修等の | ・母子父子自立支援員を県外研修に派遣することで、母子父子等の自立に向けた知識等を習得することができた。 | ・継続的に事業に取り組むことが必要である。 | 継続 | ・引き続き、各種説明会や研修会に派遣する。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 1 | 38 15 | ・ひとり観世帯、 <u>多子世帯などの子育で世帯</u> について、公営住宅の優先入居に向けて取り 組みます。 | ①公営住宅への優先入 居 | 県営住宅空家待ち入居者募 集伝いて、ひとり観世帯等が 優先して入居できるような制度 適用に取り組む。 | _ | ひとり親世帯等に対しては、当選確率を 一般世帯より引き上げ、一般世帯より入居しやすくした。 【ひとり親世帯等(一般世帯) | しては、当選確率を 一般世帯より引き上 げ、一般世帯より入 | - 平成30年度空家待ち入居者募集にお いて、ひとり頼世帯等(子育て世帯)は 852世帯の単処に対して、年度末時点で 83世帯(10.2%)が入居できた。(一般世帯は28世帯入居(26.7%) | ・ひとり親世帯等の貧困世帯は、依然として多くおり、また物価上昇等により貧い 思世帯を取り悲く環境は一層厳しい状況 になると見込まれる。ひとり親世帯等に 対し、県営住宅の優先入居制度等の活 用を促す必要がある。 | 継続 | - 県営住宅の「空家待ち募集のしおり」等 において、ひとり観世帯等を含む子育で 世帯の優先人居を分かり易く表示し、優 先人居制度の活用を促すとともに、市町 村・福祉関係関目との連携によりひとり 観世帯等の掘り起こしを図る。 | 土木建築部 | 住宅課 |
| 1 | 39 16 | 子育て世帯等に対し、市町村と連携しながら民間賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供、住宅に関する組設及び住宅が終り支援等を実施するほか、地域優良賃貸住宅における家賃低廉化の支援を検討します。 | ①沖繩県居住支援協議 会活動支援事業 | 「沖縄県居住支援協議会」 (住宅セーフティネット法に基立 く)を支援し、住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への円滑な 入居を促進する。 | 5,864 | 登録5棟(累計18棟 84戸)、あんしん賃 貸協力店登録9件 (累計32件)、あんし ん賃貸支援団体登 | 登録1棟7室(累計 19棟84戸7室)、あ んしん賃貸協力店 登録2件(累計34 件)、あんしん賃貸 支援団体登録3件 | ・あんしん賃貸支援事業により、H30年度は子育で世帯からの相談30件に対して、1件の入居につなげた。 | あんしん賃貸住宅の登録戸数を増や す必要がある。 ・沖縄駅あんしん賃貸支援事業を活用した入居契約件数の増加を図る対策を沖 補駅原任支援協議会WQ会議等で福祉 関係団体等と連携しながら取り組む必 要がある。 ・入居後の支援に対する要望も多いこと から、切れ目なく相談業務を行う必要が ある。 | 継続 | - 年間を通して専門相談員による相談業 務が実施できるよう、社会資本整備総合 交付金により手算を確保する。 ・他協議会、支援団体、各関係行政部署 及び福祉関係団体と連携に 住宅確保 要配慮者の特性に応じた入居後のフォ ロー体制を検討する。 | 部 | |
| 1 | 40 17 | 母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金 の貸付けを通じて、ひとり親家庭への住宅支援 を行います。 | | 母子父子寡婦福祉資金貸付金の転宅資金の契付けを行 金の転宅資金の貸付けを行 い、ひとり観世帯の自立を支援 する。 | 196,436 | (うち転宅資金:5 件)、貸付金額: | 貸付件数:323件 (うち転宅資金:7 件)、貸付金額: 195,769千円(うち転 宅資金:1,316千円) を行った。 | - 平成29、30年の直近2年間で12件、 2.314千円の貸付を行った。 - 平成26年~平成30年の過去5年間で は40件、7.614千円、1件あたり190千円 の貸付を行った。 | 母子父子寡婦福祉資金貸付金には12 程類の貸付種別があり、今後の自立や 経済的安定に参与する修学資金等が大 きく占めている。その中で転宅資金は、 上記の修学党金等とは違い、将来に対 しての寄与度が低いため、貸付後の償 還によって利用者世帯の自立を妨げる ことの無いよう慎重な貸付が必要となっ ている。 | 継続 | - 母子父子寡婦福祉資金貸付金については申請窓口が各市町村となっており 市町村での児童技養手当等の申請の際 に周知するよう、引き続き市町村と連 携、支援していく。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 1 | 41 18 | ・離職等により住居を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に対し、一定期間家質相当額(住居確保給付金)を支給します。 | | 離職等により住居を失った又 は失うおそれの高い者に対し、 就職を容易にするため、家賃 相当分の給付金を支給する。 | 3,445 | 関(相談窓口)で作成した支援プランのうち、住居確保給付 | うち、住居確保給付 | - 平成29年度に住居確保給付金を支給 した36世帯のうち、一般放勢に実験かった のは17件だった。平成30年度に住居確 保給付金を支給した56世帯のうち、一般 就労に繋がったのは21件だった。 | 度自体を知らない、ひきこもり等の理由 で、自ら相談窓口に来所することができ | 継続 | - 町村役場や町村社協の職員に対して 本制度を開始する。 - 北部地域や融島など、相談窓口から遠 隔地にある自治体については、出張相 談会を実施する。 | 子ども生 活福祉部 | |

| | | | | ·事業(Plan) | | 主な取組・事業の状況(| | | 課題の検証(Check) | | 題を踏まえた今後の展開方向(Action) | | |
|----|-------|---|--------------------------------|--|-----------------|---|--|---|---|------|---|----------|--------|
| No | o. 番号 | 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | | 決算(見込) H29年度 | | 業結果 H30年度 | 成果 | 課題 | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 |
| 14 | 2 19 | ・ ひとり親家庭等について、市町村における 賃貸住宅契約に係る保証人等の居住サポート の実施を促進します。 | | ひとり親家庭等について、市 町村における賃貸住宅契約に 係る保証人等の居住サポート の実施を促進する。 | _ | 一 沖縄県居住支援 協議会の構成団体 として会議に参加 し、子育で世帯など 住宅確保要配慮者 への居住サポート実 施の周知等に取り 組んだ。 | | 平成29年度の周知の結果、沖縄県居住 支援協議会の住宅情報等に対する問合 世件数164件のうち、子育で世帯は12件 あった。。 平成30年度の周知の結果、沖縄県居住 支援協議会の住宅情報等に対する問合 世件数559件のうち、子育で世帯は30件 あった。 | 配慮者への居住サポート実施の周知等 | 継続 | 関係機関への周知等に取り組んでいく。 | | 子ども家庭課 |
| 14 | 3 20 | ・ひとり親家庭 <u>や生活困窮家庭</u> の親に対し、 就労に有利な資格取得のための受講費用や 養成機関修業中の生活費の助成及び養成機 関への入学準備や資格取得後の就職準備に 要する費用の資付(自立支援教育訓練総付 金、高等職業訓練促進資金貸付事業、生活福祉 資金等)により、就業支援を推進します。 | ①ひとり親家庭高等職 業訓練促進資金貸付事 業 | ひとり観家庭で、母子家庭等 自大学を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 | 2,450 | | 名に対して貸付を決定した。 | - 母子家庭等自立支援終付金事業(高 等職業訓練促進給付金)と組み合わせ ることにより、ひとり観家庭の自立促進 につなげることができた。 | -貸付金返還の免除条件は、資格を活かした職業に5年以上就業するこか要件とされている。貸付股階で、利用希望者に対し、将来の生活設計等を見据えるよう促していく必要がある。 | 継続 | ・国から平成28年に受けた補助金を運用しながら事業を継続する。 用しながら事業を継続する。 ・高等職業訓練促進給付金の制度改正 に合わせて、貸付金の利用者の増大も 見込まれるため、関係機関に対して周 知広報の協力を依頼する。 | 活福祉部 | 子ども家庭課 |
| | | | 給付金事業 | ひとり観家庭の観が就職の際 に有利であり、生活の安定に 資する資格取得を促進するため、給付金(自立支援教育訓練 給付金、高等職業訓練促進給 付金)の支給を行う。 | 32,525 | 練給付金3名、高等職業訓練促進給付金29名受給。 | 職業訓練促進給付 金28名受給。 | している。 | 期間の延長、支給額の増額等の制度改 正により、今後受給者の増加が見込ま れるため、希望者に対応出来るよう対象 者定員枠の拡大が必要。 | 継続 | - 周知広報に努め、希望者を募集する。 | 活福祉部 | 子ども家庭課 |
| | | | 業費 | 生活福祉資金貸付制度は 低所得書等に対して、資金の 貸し付けと必要な相談を行うこ とにより、軽深度した生活を送 れるようにすることを目的として おり、事業実施主体である沖縄 県社会福祉協議会に対し事務 費を補助することにより、事業 を促進する。 | 17,571 | 17,220 平成29年度の貸付実績は550件、 191,425千円だった。 | | 支援や、資金の迅速な貸付のための体制をつくり、低所得者等の経済的自立の 支援につながった。 | 上、澤納が多いため、借り入れ時、償還時の相談支援体制の充実を図る必要がある。 | 継続 | 引き禁事県社協と連携し、体制整備について支援していく。 | 活福祉部 | 課 |
| 14 | 4 21 | 生活困窮者及び生活保護受給者に対して、 就労支援員による支援や、就労の準備段階者 への支援を行います。 | | 生活保護法第55条の6に基づ ま、被保護者の就労支援に関 する問題につき、被保護者から の相談に応じ、必要な情報の 提供及び助言を行う。 | 15,286 | 事務所で就労促進 指導員を7名配置 し、本事業の利用件 | 事務所で就労促進 指導員を7名配置 | 訓練の情報提供、ハローワーク同行(該 当者に関してはハローワーク連携事業 の活用)、また平成27年度から実施して | 較的早期に就労に結びついているが、 中高年齢者や阻害要因がある被保護者 については、支援するも就職に結びつか ない、支援期間が長期間となる、就職後 | 継続 | ・ハローワークや飲労準備支援事業所等へ、対象者の送り出しを積極的に行うと同時に、短期間での離職や畝労のネスマッチによる離職数を滅らすため、今度もハローワーク等の関係機関と密に連携を取る。・支援対象者のズレを無くすため、ハローワークと定期的に支援状況について情報共有を行う。 | 子ども生活福祉部 | 保護·援護課 |
| | | | ②被保護者就労準備支援事業 | 社会との関わりに不安を抱えている等の理由で就労に向け では一般をついない被保護 者に対して、生活習慣の見直し を含む訓練を行う。 | 20,826 | 業で作成した支援プ ランのうち、本事業 | 自立相談支援機関(相談窓口)で作成した支援プランのうち、本事業の利用件数は40件だった。 | 福祉事務所で151千円の生活保護費を 削減した。 本事業は利用者が直ちに就労に繋が らなくても、日常生活や社会生活に変化 | 問題がある被保護者も当事業の対象者 候補となるが、福祉事務所が当事業の 参加が必要だと判断しても、被保護者自 身が参加を拒否する場合も多く、事業の | 継続 | ・福祉事務所は就労準備支援事業所へ 対象者の送り出しを積極的に行うと同時 に、被保護者の意改喚起を行うため、就 労準備事業所職員との同行家庭訪問 や、引き続き3労準備支援事業所や就 労促進指導員による送迎を行い、事業 参加者が通いやすいよう支援する。 | 子ども生活福祉部 | 保護·援護課 |
| | | | ③生活困窮者自立支援 事業(就労準備支援事 業) | 社会との関わりに不安を抱えている等の理由で就労に向けた準備が整っていない者に対して、生活習慣の見直しを含む訓練を行う。 | 20,826 | 関(相談窓口)で作 | | いない者に対して、一般就労に向けた 就労意欲の向上や生活習慣の見直しを 含む訓練を行い、就労に向けたつなぎ | ない潜在的な支援対象者がいる。これら | 継続 | ・町村役場や町村社協の職員に対して 本制度を周知する。 ・北部地域や離島など、相談窓口から遠 隔地にある自治体については、出張相 談会を実施する。 | 子ども生活福祉部 | 保護・援護課 |

| | | | | 主な取組 | I·事業(Plan) | | 主な取組・事業の状況(| Do) | 取組による成果及び | 課題の検証(Check) | 成果や課 | 題を踏まえた今後の展開方向(Action) | | |
|-----|------|-----------|---|---------------------------|--|-------------------------|--|---|---|--|------|--|--------------|--------------------|
| No | . 番号 | F 81 | 画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | 内容 | | | F業結果 H30年度 | 成果 | 課題 | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 |
| 145 | 5 22 | | ・ 就職困難者、生活困窮者、生活保護受給者 及び児童扶養手当受給者に対して、ハロー ワークと福祉事務所等によるチーム支援を行 います。 | 事業 | 就職困難者等に対し、専門の 相談員が個別的・継続的に関 相り、就職革備支援、就職支 援、就労定着支援、生活支援 を行う。 | <u>H29年度</u> 114,859 | 113,937 様々な困難を抱え る求職者1,014人に 対し、専門の相談員 が個別的・継続的に 関わり、個別相談 セミナー・企業実習 | 様々な困難を抱え る求職者1,219人に 対し、専門の相談員 が個別的・継続的に 関わり、個別相談・ | ・平成28年度は997人の相談者のうち、 391人が就職(就職率392%)。 ・平成29年度は1014人の相談者のうち、499人が就職した(就職率492%)。 ・平成30年度は1219人の相談者のうち、549人が就職した(就職率45.0%)。 | ・複合的な課題を抱える者、相談者一人 あたりの支援回数も増加傾向にある。 ・拠点から距離のある地域におけるニー ズへの対応。 | 継続 | ・引き続き、就職準備支援・就職支援・就 労定着支援・生活支援に取り組む。 ・地域の就労支援機関しのネットワーク 会を開催するなど連携強化に努める。 ・専門家の活用や専門機関とのさらなる 連携強化を図る。 | 部 | 課 |
| | | | | ②生活保護受給者等就 労自立促進事業協議会 | (生活保護」、「児童扶養手当」、「児童扶養手当」、「住居確保給付金」を受給している者、その他の生活困窮者の飲労による自立を促進すをから、支援対象者の状況を総合的に把援し、ハローワークへの適切な誘導、就労竟が、機能、その他必要な支援等を行う。 | - | 事務所等)とハロー ワークの就職支援 ナビゲーターによる | 事務所等)とハロー ワークの就職支援 ナビゲーターによる 連携した就職に向け たチーム支援を 1,513人に対して実 | 平成28年度は支援対象者1,620人のうち、1,176人が就職(就職率72.6%)。 平成29年度は支援対象者1,360人のうち、1,009人が就職した(就職率7.4%)。 平成30年度は支援対象者5,151人のうち、1,054人が就職した(就職率69.7%)。 | 結びつきやすい者については一定の成 | 継続 | ・引き続き、多くの者が就労できるよう関 係機関が適切な役割分担のもと、情報 共有を図りながらアセスメントから定着 支援まで一貫した支援を行っていけるよう取り組む。 ・協議会等を通して、支援にあたる地方 公共団体・ハローワーク・関係機関等と の意見交換や情報共有を行い、連携強 化を図る。 | 子ども生 活福祉部 | 保護·援 護課 |
| 146 | 6 23 | | ・生活保護受給者の就労促進のため、就労 活動促進費及び就労自立給付金を支給しま す。 | ①就労活動促進費 | 積極的に就労活動に取り組 む者に対し、その活動内容等を 酸まえ月銀5千円の就労活動 促進費を支給する。 | 30 | 0 平成29年度は、南 部福祉事務所と沖 縄市福祉事務所で 就労活動促進費を 支給した。 | 内福祉事務所において、就労活動促進 費の支給はなかったが、早期の就労によ | 保護脱却が可能と福祉事務所が判断する者について、月額5千円を6ヵ月以内の期間支給するものである。 ・平成30年度は、県内福祉事務所において就労活動促進費の支給はなかっ | | 継続 | ・保護開始時から受給者の健康状態等 を確実に把握し、早期の就労による自立 が可能であると判断される者には就労 活動促進費の活用を促し、当該受給者 と福祉事務所が連携して新規就労に繋 がるよう努めていく。 | 子ども生活福祉部 | 保護・援護課 |
| | | 就労の 支援 | | ②就労自立給付金 | 安定した職業につき保護を脱 加した者に対し、単身世帯10万 円以内(複数世帯15万円以内) の就労自立給付金を支給す る。 | 7,341 | 10,550 平成29年度は果 内福祉事務所にお いて、80件、7,341千 円の支給実績が あった。 | 平成30年度は県 内福祉事務所にお いて、116件、10,550 千円の支給実績が あった。 | ・保護から自立すると、税・社会保険料等類負担が生じることなどを踏まえ、自立直後の不安定な生活を支えることを目的とする給付金であり、平成29年度から30年度にかけて、件数、給付額ともに増となっている。 | | 継続 | ・保護からの自立後の生活の立ち上げ に受給者は不安を抱えていることから、 就労自立給金の周知を今後も確実に行 い、自立後の生活への不安の軽減に努 め、就労による自立の可能な方の自立 を図っていく。 | 子ども生活福祉部 | 保護·援 護課 |
| 147 | 7 24 | | ・生活保護を受けているひとり親家庭の親が 高等学校に就学する場合に、一定の要件の下 で、就学に係る費用(高等学校等就学費)を支 給します。 | ①生活保護制度 | 中学校卒業後に進学せず、 数年以上経過している生活保 服の受給者が高校就学を希望 し、その就学が自立の助長に 資すると見込まれる場合、高等 学校等就学費を支給する。 | 0 | 0 平成29年度は、県 内福祉事務所にお いて3人のひとり親 が高校に就学した。 | 平成30年度は、県 内福祉事務所にお いて4人のひとり親 が高校に就学した。 | ・高校等の卒業資格を有しないひとり観世帯の観が高校等への就学を希望する 場合、本人の就学の意敬が高く、生活 態度から高校等の卒業が見込まれることや、高校等卒業の資格取得が増収に 繋がると期待できる場合は、生業扶助で ある高等学校等就学費を支給できる。 ・県内では、平成29年度に3件、平成29年度に3件、平成30年度に3件、可成30年度に4件のひとり 観世帯の観が新たに高校就学を開始している。 | | 継続 | ・福祉事務所において、就学意欲の高い ひとり親世帯の親から就学の相談を受 けた際は、制度の説明を丁寧に行うよう 促していく。 | | |
| 148 | 3 25 | | ・ひとり親家庭の親及び子に対し、高等学校 卒業程度認定試験合格のための受講費用の 一部を支給します。 | ①ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 | 高等学校を卒業していない (中退者含む)ひとり親家庭の 朝とその児童が、高等学校卒 業程度認定試験の合格を目指 す場合において、民間事業者 が実施する対策講座の受講費 用の軽減を図る。 | 0 | 0 保護者等を通じて 周知を図ったが、支 給実績はなかった。 | 周知を図ったが、支 | - 周知を図ったことで、支援事業に対する問い合わせがあった。 | ・平成28年度からの事業創設から、受給 実績がない状況である。 ・本事業を知らない対象者がいることも 予想されることから、引き続き周知広報 を進めていく必要がある。 | 継続 | ・周知広報に努め、希望者を募集する。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 149 | 9 26 | | ・ひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進給付金等事業を通じた就業支援や就労支援 に資する職業訓練を行うとせに各種雇用関係 助成金を活用した親の就労機会の確保を図ります。 | 給付金事業 | ひとり親家庭の親が就職の際 に有利であり、生活の安定に 資する資格取得を促進するため、給付金(自立支援教育訓練 給付金、高等職業訓練促進給 付金)の支給を行う。 | 32,525 | 31,007 線給付金3名、高等 職業訓練促進給付 金29名受給。 | 自立支援教育訓 練給付金7名、高等 職業訓練促進給付 金28名受給。 | 高等職業訓練促進給付金受給者のうち、10名が取得した資格を活かして就労 している。 | 高等職業訓練促進給付金の支給対象 期間の延長、支給額の増額等の制度改 正により、今後受給者の増加が見込ま れるため、希望者に対応出来るよう対象 者定員枠の拡大が必要。 | 継続 | ・周知広報に努め、希望者を募集する。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| | | | | ②緊急委託訓練事業 (母子家庭の母等コース) | 就職を希望する母子家庭の 母等のうち、職業能力の開発を 必要とするものに対して民間教 が要とは傷内へ委託し、職業訓 練を実施する。 | 2,219 | 1,836 | 介護関係の職業 訓練を10名に対して 実施した。 | - 平成29年度に職業訓練を実施した母子家庭の母等13名のうち11名が就職(84,8%)した。平成30年度は、10名のうち7名が就職(77,8%)した。 | ・就労経験のない又は就労経験の乏しい長期失業状態にある母子家庭の母等を対象としていることから、訓練時間数を短くすると考えている。 ・しかし、対象者が当該コース以外の訓練コースの受講も可能であるため受講者数の確保が難しい面があり、定数に満たない状況にある。 | 継続 | ・継続して母子家庭の母等に対する職業訓練事業に取り組むとともに、育児のために職業訓練の受講が困難な母子家庭の母等の受講を促進するために、託児付き訓練や新規コースの開拓を検討する。 | 商工労働部 | 労働政策課 |
| 1 | 1 | | | | | | | 1 | | | | | L | |

| , | No. 番 | :묵 | 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 主な取利 名称 | I·事業(Plan) 内容 | 決算(見込 | | な取組・事業の状況(Do) 取組・事業結 | 果 | 取組による成果及び 成果 | 課題の検証(Check) 課題 | 成果や課 展開方向 | 題を踏まえた今後の展開方向(Action) 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 |
|---|-------|----|--|---|---|---------|---------|---|---|--|---|--------------|--|--------------|--------------------|
| ľ | | , | | | | H29年度 | H30年度 | H29年度 | | | 51.7 02 | | | | |
| | | | | ③浦添·具志川職業能 力開発校運営費 | 県立職業能力開発校において、若年者、離職者及び在職者を対象に職業訓練を実施し、 技能労働者の育成や職業の安定を図る。 | 106,513 | | 355人が入校し、う 5243人が就職した (就職率 93.1%)。 ※平成30年4月末現 在 | | (施設内訓練)に対して訓練を実施した。 - 県立職業能力開発校において、職業 訓練を行うことにより就職を支援し、就 労の促進が図られた。 | ・雇用ニーズの高い職業訓練を実施するため、職業訓練を実施するため、職業訓練指導員の適正な配置や更なる技術向上が求められている。・場内において雇用情勢が改善している。一方、人手不足への対応や労働生産性の向上等が課題となっており、時代のニーズに適合した職業訓練が求められている。 | 継続 | - 職業訓練指導員の正職員化や、研修 機会の拡充等により訓練内容の質の向 上を図る。 ・社会情勢の変化や雇用ニースを的値 に見極め、時代に対応した職業訓練に より、就職に必要な技能及び知識を備え た人材を育成し、就労促進を図る。 | 部 | 労働政策 課 |
| | | | | ④女性のおしごと応援 事業 | 女性を取り巻く雇用・労働環境 の改善を図り、雇用の質の向 上を図るため、女性が働きがい をもって仕事に取り組むことが できる環境づいを推進するとと もに、仕事に対して女性が抱え る不安・悩みの改善・解消に向 けた支援を行う。 | 43,439 | | 職場見学等を行うと ともに、「女性が働き ともに、「女性が働き を出る。「女性が働き ・キルリ支援プログラム」 に進等の企業支援を 行つた。 事業が した「 した」 | 格者(キャリア サルタンドリア サルタンドリア サルタンドリア サアアップ 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 大型 | 情勢の改善の影響もあり、女性の就業に関する相談は減少した。(相談者数: H30 788人) ・セミナー開催にあたっては、PCスキル向上のためのセミナーやコミュニケーション術など、女性のキャリアアップ、キルアップ等に役立つは様々なセミナーを実施し、「非常に役立った」「役に立った」との回答が96.5%だった。この数値を含め、アンケートを通じて、好評を得たデーマや今後受けてみたいセミナー内容について、受講者のニーズを把握することができた。 | 対する不安、多様な働き方を求める幅広 い年代の求職者を求人のこスマッチ等の 問題があり、就業と就業継続という競点 において、引き続き幅広いサポートを 行っていく。 ・女性のライフイベントや働き方の多様 化に対し、企業側と働く側の意識改革や 女性が働き続けられる環境の見直し、整 値に取り組むためのワークションプや専 値に取り組むためのワークションプや専 | 継続 | 就業に関する課題やキャリアアッ項に帯する不安、多様な働き方を求める幅広い する不安、多様な働き方を求める幅広い 年代の歌職者と歌人の云スマッチ等の問題があり、就業と就業継続という観点に おいて引き続き幅広いサポートを行う。 女性のライクイベントや働き方の多様化 に対し、企業側と働く側の意識改革や女 性上が働き続けられる環境の見直し、専門 家派遣等により、企業支援を行う。 よろず相談について、県民への広報・周 知により一層努め、認知度を高めてい く。 | 部 | 労働政策 |
| | | | | ⑤事業主向け雇用支援 事業(H28まで雇用支援 施策相談事業) | 国や市町村が行っている雇用支援も含め、雇用支援も含め、雇用支援に関する情報を一元化し、社会保険が発すなどの専門家による事業主向けの雇用相談を行う。また、事業主向けに雇用の助成金等の薬内冊子を発行する。 | 28,342 | | ロ相談2,372件②巡 回相談70件③訪問 相談124件④セミ ナー後相談160件。 冊子の発行部数は 冊子の | 談2,478件②巡 談99件③訪問 102件④セミ 後相談127件。 の発行部数は | ・助成金制度等の案内冊子「すまいる」 の発行部数を8,000部に増やし周知広報 に努め、セミナーを開催するなどした結 果、雇用支援施策(助成金等)の窓口相 該(週5日)、セミナー後相談、企業計 間の相談及び正規雇用化専門家派 遺等による相談支援件数が順調に増加 し、平成30年度は合計2,836件となった。 | がある。 ・離島や北部地域の雇用の拡大に向けた取り組みが重要である。 ・雇用の量だけでなく、質の向上につながるような雇用・労働環境の改善が必要 | 継続 | ・今後も、雇用・労働環境の改善に寄与するよう継続的に事業を実施する必要があるため、正規雇用化の促進(質のかった新たな課題を背景に地元のニーズにあったセキナーを開催するなど、相談しやすい環境を作る。特に、離島・北部地域での巡回相談に努める。・雇用・労働環境の改善に係る周知広報に努め、企業が働き方の改善に取り組みやすくなるよう相談支援を増やしていく。 | 部 | 雇用政策課 |
| 1 | 50 2 | 27 | ・ひとり親家庭の親の就労の安定化を図るため、託児機能付きの研修と職場訓練を実施するともに、ひとり親の人材活用について経済団体等への働きかけを行います。 | ①ひとり親世帯就職サポート事業 【H29年度事業終了】 | 求職中のひとり観世帯の父母 を対象に託児機能付きの事前 研修と求人を業での職場訓練 を実施することにより就職を支 援する。 | 31,097 | | 事前研修に61名が 受講し、うち25名が 職場訓練を実施し た。 | | で、就職につながった。 【平成29年度 41名】 事前研修受講のみ 17名 | ・職場の理解や配慮が必要な職場訓練 については、企業の受け入れがしやす い実施方法を検討することにより、事前 研修から職場訓練への移行をスムーズ に行い、継続雇用に繋げる必要がある。 | | | 商工労働部 | 雇用政策課 |
| | | | | ①子育て世帯・中高年 齢者就職総合支援事業 【H30年度新規事業】 ※「ひとり親世帯就職サ ボート事業」と「中高年 齢者再チャレンジ支援 事業」を統合 | ひとり親世帯の方と中高年齢 者の求職者を対象に、託児機 能付きの事前所修と求人企業 での職場訓練等を実施すること により就職を支援する。 | | 32,441 | 受講し | 前研修に65名が し、うち18名が 訓練を実施し | で、就職につながった。 【平成30年度 47名】 | ・個々に抱える状況が多様化していることから、個々の課題に応じて事前研修と 戦場訓練等を組み合わせて実施する必 要がある。 | 継続 | ・引き続き、求職者のひとり親世帯の父 母を対象に託児機能付きの事前研修と 職場訓練者を実施する。 ・個々の求職者の課題に応じたきめ細 やかな就職支援を行う。 | 商工労働 部 | 雇用政策課 |
| | | | | ②ひとり親家庭技能習 得支援事業 | ひとり親家庭の就労や生活基盤の安定を図るため、ひとり親 協の安定を図るため、ひとり親 に対し技能習得支援を行うとと もに、受講中の子供の一時預かり等の支援を行う。 | 23,407 | 22,484 | に対して技能習得講 に対し | | 就労支援員の配置し、受講生個々人に 対するフォローアップを実施した。 【検定合格率】 H29:66% H30:75% | 基本スキルを有する者や、修了生から 上級クラス設置のニーズがある。 | 継続 | さらなるスキルアップを図るため、平成 31年度から検定上位級の取得を目指す 上級クラスを設置する。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 1 | 51 2 | 28 | 母子家庭等就業・自立支援センターや国の 養育費相談支援センター等において養育費に 関する相談支援を行います。 | | 離婚後の子どもの養育において、必要な養育費の確保施 ため、弁護士や専門の知識を 有した相談員による養育費取 得のための取り決め等の相談 支援を行う。 | 95,435 | 113,049 | のうち法律相談件数 は80件であった。 件とな 律相記 弁護: | 1件であり、そ | 養育費に係る相談の他、生計や住宅に係る相談等も受け付け、母子家庭等の自立支援を行った。 | 相談活動の周知を図るとともに、弁護 士相談を活用することにより、相談の解 決が図られるよう、体制を維持する。 | 継続 | ・引き続き、事業を継続し、周知広報に努める。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |

| | | 計画に守める番片弦等(平成21年2日改守) 全数 内奈 | | 主な取組・事業の状況(Do) | | | 取組による成果及び課題の検証(Check) | | 成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Ac | | | | | |
|-----|----------|-----------------------------|---|--|--|------------------------|---|---|---|--|------|--|--------------|----------|
| No | 番号 | B1 | 十画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | | 決算(見込 H29年度 | | F業結果 H30年度 | 成果 | 課題 | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 |
| 152 | 29 | | - 貧困状態にある子どもの保護者やひとり親 家庭の親などに対し、既存の支援に加え、可 処分所得の向上に資する施策を展開し、貧困 の連鎖の解消を図ります。 | ①沖縄県子どもの貧困 対策推進基金事業(市 町村支援事業) <no.55②再掲></no.55②再掲> | 就学援助の充実を図る事業と して、平成27年度と比較し新規 又は拡充分して実施する事業 に必要な経費に交付金を交付 する。 | | 383,718 33市町村が、同事業を実施し、就学援助の認定基準の見直し等のほか、新入学学用品登が入学前支給などが行われた。平成27年度比較して就学援助 | 33市町村が、、就学見 東施し、就学見 直し等のほか、新入 学学用品費が年年 前支が7年度 比較して就学援助 | 就学援助の充実を図る事業として、資 特要件の見直しや単価見直しなどが行 われている。 ・上記、見直、等により就学援助対象人 数が増加し、保護者等の教育費等負担 軽減が図られたものと思料する。 ・また、市町特等により手続きの見直し や周知強化が図られたことなどにより、 申請者数の増加が見られるなど、申請し やすさに繋がっている。 | | 継続 | ・継続して、必要な児童生徒に対し援助 が届くよう就学援助の充実を促進する。 | 子ども生 活福祉部 | 子ども未来政策課 |
| | | 経済的 支援 | | ②県外進学大学生支援 事業 <no.92再掲></no.92再掲> | 県外難関大学等への進学を 推進する給付型奨学金制度を 創設し、県内高等学校主徒の 大学等進学率の改善に取り組 む。 | 29,138 | 生へ月額奨学金を 給付した。 ・募集・選考を行って 候補者等を選定し、 その中から指定大 学合格者25名を大 学生として採用、入 | 奨学生へ月額奨学金を給付した。 ・募集・選考を行って候補者等を選定し、その中から指定大学合格者25名を奨 | 平成29年度以降3年間で、能力がある にも関わらず経済的に県外進学の困難 な高校生等75名を奨学生に採用し、県 外難関大学等への進学・修学を支援す ることができた。 | - 継続的に事業に取り組むことが必要である。 | 継続 | ・今後も継続的に事業に取り組むこと で、学生が安心して勉学に専念し、卒業 後の目標の実現に近づけるよう、落実に 支援を行っていく。また、後進への波及 効果を図るたか、OBによる請演会等も 実施する。 ・給付型奨学金については、平成30年 度からは、同所得水準の世帯等を対象 とした県出身専門学校生向けの制度が 始まっている。また、国においては令和 2年度から長足段和実際校世帯等を対象 | 教育庁 | 教育支援課 |
| | | | | 型型学金事業(沖縄子 | 児童養護施設退所児童等に 対し、大学等進学に伴う入学金 及び授業料を全額給付する。 | 13,502 (県民会 議予算) | (県民会 給付対象として決定 | 給付対象として決定 し、平成28年度、29 | ・児童養護施設退所者や里頼の委託解除者等の大学等進学率が、H27年度の30.8%からH29年度は80.6%となり、29.8%向上した。・大学等進学に伴う経済的な不安が解済されたことで、学習意欲のある児童が、大学等への進学希望の夢を実現することができた。 | 11人につき、最長6年の支援となるため、長期的視点での事業運営が必要だが、寄付を原資とした事業であり将来的な収入が不安定。 ・児童養護改善とは、大学等達学後も健全な学生生活を送れるようにするため、生活状況中提や相談支援等のさらなる充実が必要。 | 継続 | ・給付対象者への総様支援 ・児童養護施設等退所者の大学等進学 準の引き上げ。 ・長期的な事業連営のため、奨学金給 付に係る経費の正確な把電方法を検証 する。 ・児童養護施設等出身であることによる 経験の不足・欠乏から派生する学生の 情報不足や総み事の把握、及び支援機 関への案内の強化。 | 子ども生 活福祉部 | 子ども未来政策課 |
| 4 | ■用の質 | 質の改善 | 等に向けた取組 | | | | | | | | | | | |
| 153 | 1 - | | 境及び労働条件の実態を把握するための実態 ハ、労働環境の向上を図ります。 | ①中小企業労働環境整 備促進事業 | 労働環境及び条件の実態を 花捷(、労働環境の自上を図る ため、労働行政の基礎資料と するための実態調査を行う。 | 15,052 | 822 県内約10,000事業 所及び従業員への アンケート調査を実 施するとともに、経団 体等回域、労働団体等同様でするヒアリ ング調査を行った。 (労働環境実態調 査) | 県内2,000事業所 ヘ労働条件等実態 調査を実施した。 | ・825の事業所から回答を得て(回収率 41.3%)、年次有給休暇取得率等や育児 休業取得率等についての集計結果を 告書としてまとめ、関係機関に提供する とともに、異のホームページでも掲載し 周知を図るなど、各種施策の基礎資料 として活用を促した。 | するとともに、回収率を向上させる工夫 | 継続 | ・今後も労働条件等実態調査を継続して 実施するとともに、経年変化の分析を 行っていく。 | 商工労働部 | 労働政策課 |
| 154 | <u>3</u> | 環境の整 <u>値の</u> 開催や社 | ライフ・パランスの普及啓発や働きやすい雇用 備促進を図るため、企業等を対象としたセミナー 社会保険労務士等の専門家の派遣を実施しま | ス推進事業 | 券及び取り組み支援のため、 切県内企業を対象としたセミ ナーの開催等、②社会保険労 務士等の専門家の派遣を実施 する。 | 10,467 | したほか、企業等へ の専門家派達を36 社延べ56回実施した。 | セミナーを6回開催 したほか、企業等へ の専門家派遣を26 社延べ51回実施し た。 | (H30年度: 県内6カ所延べ53人)・社労士等の専門家を企業へ派遣することにより、企業のワーク・ライフ・パランスの取り組みを支援できた。(H30年度: 26社延べ51回)・県が取り組むワーク・ライフ・パランス企業認証制度で、平成30年度は新たに12社を認証した。 | ・ワーケ・ライフ・バランスの推進について、県内の中小企業の取組が弱いことから、セミナーを選した意識を発や専門家を派遣し、ワーケ・ライフ・バランスの取組を支援していく必要がある。 | 継続 | ・ワーク・ライフ・パランスの推進について、今後もセミナー等を通じて、広く着い 密発を図るともに、主に中小企業におけるワーク・ライフ・パランスの取り組みを支援する取組を継続する。 | 部 | 課 |
| 155 | 鱼 | 修費用や耳 | 従業員の正規雇用化を図る企業等に対して研 専門家派遣などの支援を行うことで、正規雇用 につなげます。 | | 非正規従業員の正規雇用化 を図る県内企業に対して、従業 員研修に係る費用(旅費及び 宿泊費)の一部を助成すること により、人材育成の支援ならび に正規雇用化の促進につなげ る。 | 19,144 | 企業に対し、従業員 (33人)の研修費用 | 企業に対し、従業員 (57人)の研修費用 のうち宿泊費及び旅 | | -これまでの実績によると、助成を受けた 企業の業種に偏りがある。 | 継続 | ・幅広い業種に助成を行えるよう、ホームページや他のイベントで紹介するなど、広報活動を充実させる。 | 商工労働部 | 雇用政策課 |
| | | | | ②非正規労働者処遇改 善事業 | 働きやすい環境整備の促進 を図るため、県内中小企業に 対する専門家派遣の実施及び 事業主等に対する労働条件の 周知・啓発を行う。 | 19,626 | 務士等の専門家を 派遣し、就業規則の 見直し等の支援を 行ったほか、労働条 | 務士等の専門家を 派遣し、就業規則の 見直し等の支援を 行ったほか、労働条 | | ・沖縄県は、全国と比べて非正規労働者 の割合が高いため、県内中小企業の実 膨に即した非正規労働者の労働環境の 整備と、労働条件の確保や改善に取り 組む必要性についてより一層の普及・啓 発を図る必要がある。 | 継続 | ・専門家派遣により県内中小企業の非正規労働者の労働環境の整備を支援するとともに、事業土セミナーを開催し、非正規労働者の労働環境の改善に資するよう、使用者の労務管理能力の向上を図る。 ・多くの企業に処遇改善に取り組んでもらう必要があることから、チラシ配布などより多くの広報媒体を活用し、広く事業の周知を図る。 | 商工労働部 | 労働政策課 |

| | | 主な取組・事業(Plan) | | 主な取組・事業の状況(Do) | | | | 取組による成果及び課題の検証(Check) | | 成果や課 | 問を踏まえた今後の展開方向(Action) | | | |
|----|-------|--|---|--|---------|---|--|--|--|--|-----------------------|---|--------------|--------------------|
| N | 5. 番号 | 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) | 名称 | 内容 | | 算(見込)額(千円) 取組·事業結果 29年度 H30年度 H29年度 H30年度 | | 成果 | 課題 | 展開方向 | 展開方向(詳細) | 担当部局 | 担当課 | |
| | | | ③正規雇用化サポート 事業 | 県内属用状況の改善のため、既存従業員の正規雇用化を検討しているがコスト面等が 課題となっている金集に対し、 専門家派遣による正規雇用化 の支援を行う。 | 34,371 | 26,997 | 既存従業員の正 規雇用化を検討して い課題となっている企 業を募集し、22社選 定のうえ、中小企業 診断士等の専門家 チームを派遣し終営 | 規雇用化を検討しているがコスト面等が課題となっている企業を募集し、24社選定のうえ、中小企業 | ・平成28年度は当該事業の取り組みに より71人の正規雇用化を実現し、また平 成29年度は394人、平成30年度は33人の 正規雇用化に繋げた。 | 識啓発を図るなどあらゆる機会を通じて | 継続 | 非正規原用割合の高い実籍などをなる べく優先して選定できるよう、関係機関と も選携してそれらの業界や事業主への 呼びかけ等を強化する。 | 商工労働部 | 課 |
| 15 | 6 4 | 従業員の雇用環境の整備と雇用の質の改善を図るな と、積極的に人材育成を図る企業を認証する人材育成企 業認証制度等の周知広報を図ります。 | ①県内企業雇用環境改善支援事業 | 従業員が働きがいを感じ、ス キルアップとキャリア形成を行 うことができる雇用環境の構築 と雇用の質改善のため、県内 企業における積極的な人材育 成への取組みを支援する。 | 43,252 | 30,468 | 証制度において、18 社が申請したほか、 人材育成推進者養 成講座において、53 | 証制度において、19 社が申請したほか、 人材育成推進者養 成講座において、58 | 成29年度に10社、平成30年度に7社を | ・沖縄県人材育成企業認証制度および 人材育成推進者養成講座の周知広報、 認証のメリットを強化する必要がある。 | 継続 | ・沖縄県人材育成企業認証制度および 人材育成推進者養成講座の効果的な周 知広報、認証金楽のメリット拡充につい て検討、調整を行う。 | 商工労働部 | 雇用政策課 |
| 15 | 7 5 | 就職・雇用等に関する求職者や事業主等のさまざまな ニーズに対応するため、総合的な就業支援拠点(グッジョ ブセンターおきなわ)を設置し、生活から就職までをワンス トップで支援します。 | ①沖縄型総合就業支援 拠点形成事業 | 就職・雇用等に関する求職者 や事業主等のさまざまなニーズ に対応するため、総合的な就 業支援拠点(グッジョブセンター おきなわ)を設置し、生活から 就職までをワンストップで支援 する。 | 63,252 | 65,936 | 様々な相談に対応し | 求職者等からの 様々な相談に対応し た(相談件数:38,554 件)。 | ・旭橋都市再開発地区へ移転したことに より、支援機能を集約し、求職者等の | ・移転等の周知が十分に図れていない。 ・複合施設への移転により、センターま での導線がわかりづらくなっている。 ・雇用情勢が改善していることから、複 合わな課題を抱えている利用者が増加 傾向にある。 | 継続 | ・移転及び支援内容の周知、建物内外 における案内表示行う。 ・センター内部だけではなく、求職者支援等に資する事業を行っている外部機 関との連携促進を行う。 ・情報共有システムの活用や、定期的な 入居機関連絡会議、ケースごとの連携 会議を行うなど、利用者に対する総合的 支援を行う。 | 商工労働部 | 雇用政策課 |
| 15 | 8 6 | ・ 県内事業所の99%を占める中小企業・小規模事業者 の生産性向上に向けて、経営革新や経営基盤の強化等 に取り組みます。 | 中小企業経営革新強化支援事業 | 中小企業の新たな取り組み(経営革新)を経営革新計画として 承認し、支援措置を講じること で中小企業の経営革新を促進 する。 | 19,178 | 16,697 | により承認件数は目標値の25件を上 | により承認件数は目標値の25件を上回った。また、付加価値額及び経常利益の伸び率を達成し | 経営革新計画策定の指導から計画承 認後のビジネスマッチングにいたるまで のハンズオン支援を実施し、53件の経営 革新計画の承認と県内中小企業の経営 革新を支援した。 | 業の収益性向上に一定の貢献を果たしているが、認知度が低いことから、各金 | 継続 | 本事業の委託先である沖縄県産業振 興公社、各地域で中小企業支援を行う 商工会等と連携して、経営革新計画策 定の意義、効果を広く周知し、事業者の 経営革新の取組をより一層促していく。 また、本事業による中小企業等への支 援体制強化に向けて、予算の拡充等に 努めていく。 | 商工労働部 | 中小企業 支援課 |
| 15 | 9 7 | - 県内企業の「成長と分配の好循環」の構築を図るため、行政機関、労使団体、土集団体、支援機関等との連携を強化するなど、県内企業の積極的な取組を促進します。 | 様々な支援に加え、労働た中・長期的な施策が必の改善」と「生産性向上、県内企業の「成長と分配の賃金(所得)向上に緊営革新や経営基盤の「に推進するとともに、行 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | - | _ | ・「沖縄県中小企業3 ・「沖縄働き方改革・・ 会」(沖縄労働局主導 | 主産性向上推進協議 | (労働放策課) ・県内の行政や支援機関等22機関が参加し、「沖縄県働き方改革・生産性向上 推進協議会」を開催し、共同宣言を実施。 ・協議会に関連した取組として、協議会 に参画した機関が中心となり、中小企業 等向け施策説明会・相談会を県内4地 域で実施するとともに、施策ガイドブック の発行などを行った。 | (労働放策課) ・中小企業や小規模企業に対する働き 方改革・生産性向上に向けた施策の浸 透を図っていく必要がある。 | 継続 | (労働政策課) ・協議会の下部組織として連絡会議を設 値し、各機関が連携した取組を実施する 値し、各機関が連携した取組を実施する とともに、それぞれが実施する施策につ いて情報共存を図っている。 ・特に中小企業・小規模企業に働き方改 革・生産性の向上のロールモデルとなる 企業の务護型・支援に向け、取組強化を 図っていく。 | 商工労働部 | 雇用政策 課 学 |
| 5 | | 果子どもの貧困対策推進基金 | | | | | | | | | | | | |
| 16 | 0 1 | 沖縄県子どもの貧困対策推進基金を創設し、貧困の 状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備する とともに、教育の機会の確保を図る県及び市町村が実施 する事業に活用します。 | ①子どもの貧困対策推 進基金事業 | 子どもの賛困対策を推進する ため、県が行う事業及び市町 村が行う事業へ財政的な支援 を行う。 | 407,852 | 585,751 | どもの貧困対策を推 進するために交付 金の交付を行ったほ かほか、県が行う8 | どもの貧困対策を推 進するために交付 金の交付を行ったほ | 市町村による子どもの貧困対策の推進 が図られた(34市町村/16市町村)。 県内の子どもの実態調査などが行われた。 現状把握などが行われた。 | ・各市町村において、交付金の執行状、 沢にはらつきがある。配分額の執行率 が3年で5割を超える市町村もあるが、 小規模離島などにおいては、基金が未 活用となっている町村がある。 | 継続 | ・小規模離島などへ、他市町村の実績 や活用事例を共有するなど、基金活用 の呼びかけを行っていく。 ・各市町村が地域の実情を踏まえて必 要な子ともの貧困対策が実施できるよ う、意見交換をしながら、基金のあり方 について検討していく。 | | 子ども未 来政策課 |
| 6 | そのも | 大どもの貧困対策に資する施策(計画に位置づけのな | い事業等) | | | ļ | | <u>'</u> | | | | | | |
| 16 | 1 1 | 1 ライフステージに応じたつながる仕組みの構築 | ①児童虐待防止対策事 業費 | 児童相談所へ児童虐待対応協 カ員、児童虐待専門かウンセ ラー及び児童虐待対応嘱託法 律専門家等を配置し、児童の 安全確認や適切な支援、保護 者等へカウンセリング等の機能 を強化した。 | 75,813 | | 案に対応した。 | 事案に対応した。 | 庭への介入や支援を行う等、適切に対 応することによって児童虐待防止が図ら れた。 | 化が必要である。 | 継続 | ・児童相談所が18歳に満たないすべて の児童を対象として、福祉や健全育成に 関する相談援助活動に取り組む。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 16 | 2 2 | 2 ライフステージに応じた子どもへの支援 | ①沖縄子供の貧困緊急 対策事業(学生ボラン ティアコーディネート事 業) | 市町村が設置する子供の居場 所へ学生ボランティアを派遣 し、居場所で行われる食事の 提供や共同調理生活指導、 学習支援等に関する活動に関 わることにより、居場所の活動 の充実を図る。 | 20,190 | 22,994 | 録を行った学生ボランティアを居場所へ 派遣した。 登録者数:172人 派遣した学生数(離 島含む):155人 | 録を行った学生ボランティアを居場所へ 派遣した。 登録者数:205人 派遣した学生数(離 局舎な):180人 市町杆が推薦した 居場所数:1146所 | 学生ボランティアを派遣することで、居場 所の子供たちと年齢が近い学生が身近 な「お兄さん、お姉さん」的な存在となり 子供の居場所の安心感の向上を達成す るとともに、子供たちの実情に沿った寄 り添い型のサポートを提供することで、 子供の自己肯定感の向上が図られた。 | 居場所の数や、登録者数に占める実際 | 継続 | 学生への周知を強化するとともに、派遣 先のニーズを把握するなどして派遣先を 増やしていく。 | 子ども生活福祉部 | 子ども未来政策課 |

| | | 主な取組・事業(Plan) | | | | 主な取組・事業の状況 | (Do) | 取組による成果及び | 課題の検証(Check) | 成果や課題を踏まえた今後の展開方向(Action) | | | |
|-----|------|-----------------------|--|--|---|---|------------------------|---|---|---------------------------|--|--------------|--------------------|
| No | . 番号 | 計画に定める重点施策(平成31年3月改定) | | | 決算(見込)額(千円) 取組·事業結果 H29年度 H30年度 H29年度 H30年 | | | 成果 | 課題 | 課題 展開方向 展開方向 | | 担当部局 | 担当課 |
| 16 | 3 3 | 2 ライフステージに応じた子どもへの支援 | ①私立中学校等就学支 援実証事業(私立小中 学校就学支援金事業) | 私立小中学校に通う児童生徒 への経済的支援に関し、年収 400万円未満の世帯に属する 児童生徒について、授業料負 担の軽減を行う。 | H29年度 42,058 | 13,944 私立小学校4校154 人、私立中学校6校 | 人、私立中学校6校 | | ・当該事業は、文部科学省が実施する 「私立小中学校等に通う児童生徒への 経済的支援に関する実証事業により実 施土れる「授業料負担の軽減」事業であ 以、家庭の状況にかかわらず安心して教 育を受けることができるよう支援金を給 付し、経済的負担軽減を図るため、継続 的に事業に取り組むことが必要である。 | 継続 | ・平成29年度から5年間の実証事業であり、当該期間継続して事業に取り組むとともに、学校や生徒保護者に対し、支援制度の周知を徹底する。 | 総務部 | 総務私学課 |
| 16- | 4 4 | 2 ライフステージに応じた子どもへの支援 | ①児童扶養手当費 | 法規に基づき児童扶養手当の 支給を行う。 | 2,448,375 | き児童扶養手当を 計2.448.375千円支 給を行い、ひとり親 家庭等の生活進に 定と自立の促進に 寄与し、児童の福礼 | き児童扶養手当を | て児童を養育する家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の | 制度改正や手当額算定に係る変更等 が多々あることから、改正等の度にその 周知の徹底が必要である。 | 継続 | 引き続き制度の周知を図り、ひとり親 家庭や、父または母にかわって児童を 養育する家庭等の生活の安定と自立の 促進や児童の福祉の増進に寄与する。 | 子ども生 活福祉部 | 青少年・ 子ども家 庭課 |
| 16 | 5 5 | 4 雇用の質の改善等に向けた取組 | ①未来の産業人材育成 事業 | 沖縄の産業の未来を担う子ど も達に、県内の主たる産業の 業界理解を促し、早期からの興 味関心を育てるための取組(職 業人講話、出前講座、企業見 学ツアー)を行う。 | 35,149 | て、参加者数計画値 | | 育への理解については、約70%となっ i た。 | · 廃学官・地域連携協議会が活動している市町村の小中学校については底学 官・地域連携協議会の取組を活用し、産 学官・地域連携協議会の取組を活用し、産 で、これで、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、 | 継続 | ・産学官・地域連携協議会未設置町村 について、校長会等への周知を強化するとともに、未実施校への周知を図る。 | 商工労働部 | 雇用政策課 |
| 16 | 6 6 | 4 雇用の質の改善等に向けた取組 | ①正社員雇用拡大助成 金事業 | 新卒を除く35歳未満の若年者 を正社員として雇用し、定着に 繋がる取組を行った企業に対 し助成金を支給し、正社員就職 機会の創出と職場定着の推進 を図る。 | _ | 9,811 — | 用し、定着に繋がる 取組を行った県内事 | ・若年者を正社員として雇用し、3ヶ月間 の定着に繋がる取組を行った企業に対 し助成を行い、6人の正社員雇用と定着 に繋げた。 | び悩んだため、周知広報を強化する必 | 見直し | ・事業の事前周知を強化する他、対象期間をより長く設定することや、雇用者要件を見直すことで、申請件数増に繋げる。 | | 雇用政策課 |